

# 鳴門市大麻中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事

図 面 目 録			
図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称
A-01	建築工事 特記仕様書(1)	A-21	改修後 断面詳細図 [格技場]
A-02	建築工事 特記仕様書(2)	A-22	改修前後 展開図1 [格技場]
A-03	建築工事 特記仕様書(3)	A-23	改修前後 展開図2 [格技場]
A-04	建築工事 特記仕様書(4)	A-24	改修前後 展開図3 [格技場]
A-05	建築工事 特記仕様書(5)	A-25	改修前後 展開図4 [格技場]
A-06	配置図・付近見取図 [共通]	A-26	改修前後 展開図5 [格技場]
A-07	改修前 1階平面図 [屋内運動場]	A-27	改修前後 2階天井伏図 [格技場]
A-08	改修前 2階平面図 [屋内運動場]	A-28	改修前 外構配置図 [共通]
A-09	改修後 1階平面図 [屋内運動場]	A-29	改修後 外構配置図 [共通]
A-10	改修後 2階平面図 [屋内運動場]	A-30	外構詳細図(1) [共通]
A-11	改修前 断面詳細図 [屋内運動場]	A-31	外構詳細図(2) [共通]
A-12	改修後 断面詳細図 [屋内運動場]	A-32	1階仮設計画図1 [屋内運動場] (参考図)
A-13	改修前後 展開図1 [屋内運動場]	A-33	2階仮設計画図1 [屋内運動場] (参考図)
A-14	改修前後 展開図2 [屋内運動場]	A-34	1階仮設計画図2 [屋内運動場] (参考図)
A-15	改修前後 展開図3 [屋内運動場]	A-35	2階仮設計画図2 [屋内運動場] (参考図)
A-16	鉄骨架台詳細図 [屋内運動場]	A-36	1、2階仮設計画図 [格技場] (参考図)
A-17	防球ガード詳細図 [屋内運動場]		
A-18	改修前 1、2階平面図 [格技場]	S-01	改修前後 小屋伏図・詳細図 [格技場]
A-19	改修後 1、2階平面図 [格技場]		
A-20	改修前 断面詳細図 [格技場]		





章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項																																																																										
1章 改修一般共通事項	<p>4. 室内空气中の化学物質の濃度測定</p> <p>◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学 校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン 学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。</p> <table border="1"> <tr> <th>測 定 対 象 室</th> <th>測定箇所数</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準（平成13年 国土交通省告示第1347号）第56-3（3）「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取機器を用いる方法 パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1)30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む）を開放し、30分間換気する。 (2)5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。 (3)測定 イ (2)の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間帯の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※ (1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。 ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 (4)分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5)測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、監督員と対応方法について協議すること。</p> <p>◎技能士の適用</p> <p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一般技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等市が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印 …… 適用作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技 能 検 定 作 業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>○ とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>○ 鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>○ コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>○ 型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>○ 構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">防水</td> <td rowspan="9">防水施工</td> <td>・ アスファルト防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 合成ゴム系シート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 塩化ビニル系シート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ セメント系防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ シーリング防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 改質7ｽﾌﾟﾙｼｰﾄ-ｵｰｲﾝﾌｪｰﾌﾞ防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 改質7ｽﾌﾟﾙｼｰﾄ常温粘着工法防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>FRP防水工事作業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・ タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・ 大工工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根及びとい</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>かわらぶき</td> <td>・ かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>○ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・ 左官作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建具</td> <td>建具製作</td> <td>・ 木製建具手加工作業</td> </tr> <tr> <td>サッシ施工</td> <td>・ 木製建具機械加工作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">塗装</td> <td>サッシ施工</td> <td>・ ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td>ガラス施工</td> <td>・ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">内装</td> <td rowspan="6">内装仕上げ施工</td> <td>○ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>・ プラスチック系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ カーペット系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 鋼製下地工事作業</td> </tr> <tr> <td>○ ボード仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ カーテン工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 木質系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>表装</td> <td>表具作業</td> <td>・ 表具作業</td> </tr> </tbody> </table>	測 定 対 象 室	測定箇所数					工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業	仮設	とび	○ とび作業	鉄筋	鉄筋施工	○ 鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	○ コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	○ 型枠工事作業	鉄骨	鉄工	○ 構造物鉄工作業	防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業	・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業	・ 合成ゴム系シート防水工事作業	・ 塩化ビニル系シート防水工事作業	・ セメント系防水工事作業	・ シーリング防水工事作業	・ 改質7ｽﾌﾟﾙｼｰﾄ-ｵｰｲﾝﾌｪｰﾌﾞ防水工事作業	・ 改質7ｽﾌﾟﾙｼｰﾄ常温粘着工法防水工事作業	FRP防水工事作業		タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	木	建築大工	・ 大工工事作業	屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業	かわらぶき	・ かわらぶき作業	金属	建築板金	○ 内外装板金作業	左官	左官	・ 左官作業	建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業	サッシ施工	・ 木製建具機械加工作業	塗装	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業	ガラス施工	・ ガラス工事作業	内装	内装仕上げ施工	○ 建築塗装作業	・ プラスチック系床仕上げ工事作業	・ カーペット系床仕上げ工事作業	・ 鋼製下地工事作業	○ ボード仕上げ工事作業	・ カーテン工事作業	・ 木質系床仕上げ工事作業	表装	表具作業	・ 表具作業	<p>2章 改修仮設工事</p> <p>① 一般事項</p> <p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。</p> <p>◎設計DLの設定は、監督員の指示により決定する。</p> <p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②（一社）仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（一社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に足場チェックリスト等を用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>◎外部足場（種類： 枠組木足場、 仕様： 2 枚布、D= 60 cm、シート仕様： 柵状養生ｼｰﾄ 防災Ⅱ類 ） ・ 壁つなぎ間隔（水平方向： 8 m以下、鉛直方向： 9 m以下） ・ 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（標仕2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、（3）手すり先行専用足場方式により行うことができる。</p> <p>◎内部足場（種類： 枠組木足場、 仕様： 2 枚布、D= 60、90 cm、シート仕様： 柵状養生ｼｰﾄ 防災Ⅱ類 ） ・ 壁つなぎ間隔（水平方向： 8 m以下、鉛直方向： 9 m以下）</p> <p>◎内部足場（種類： 脚立足場）</p> <p>◎仮囲い（仕様： 成形鋼板、H= 3.0 m）（図示）</p> <p>◎ゲート（<b>有</b>）・ 無、仕様： キャスターゲート）（図示）</p> <p>◎仮囲い等は、学校・施設管理者及び関連工事等の関係者より要望のあった場合は速やかに移動、配置換えを行うこと。</p> <p>◎足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。</p> <p>◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。</p> <p>◎受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さ6メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を受け、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p> <p>◎石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場架ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）を遵守し作業を行うこと。</p> <p>◎既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法：ﾌﾞﾙｰｼｰﾄ＋合板等）</p> <p>◎既存部分の家具等の養生範囲は図示による。（養生方法：ﾌﾞﾙｰｼｰﾄ等）</p> <p>◎仮間仕切りは、（A種・<b>B種</b>・C種）とする。（仕様：片面 せつこうボード 厚 9.5 張）</p> <p>◎仮設扉（仕様：合板張り木製扉 シリナー錠付）</p> <p>◎監督員事務所は（ 設ける（面積 m2程度） ・<b>設けない</b>）</p> <p>◎監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。 (1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計 (2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯 (3) 請負加入電話の子機 (4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除機 (5) ファクシミリ他</p> <p>◎既存電力利用（ 出来る ・<b>出来ない</b>）、電力料金（<b>有償</b>・ 無償） ただし、学校・施設管理者と協議すること。</p> <p>◎既存水利用（ 出来る ・<b>出来ない</b>）、用水料金（<b>有償</b>・ 無償） ただし、学校・施設管理者と協議すること。</p> <p>◎同用地は、（<b>図示の場所</b>に）・ 用意していないので業者にて）設けること。 ただし、学校・施設管理者と協議すること。</p>	<p>3章 躯体工事（1）土工事</p> <p>① 根切り</p> <p>◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。</p> <p>◎敷地内に埋設が予想される設備配管等について十分調査し、支障がないようにすること。</p> <p>◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業（深さ30cm程度）とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。</p> <p>◎使用土は（ A種 ・<b>B種</b> ・ C種 ・ D種 ）とし、機器により締め固める。</p> <p>◎建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。</p> <p>◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。</p> <p>◎場内敷き均しとする。</p> <p>◎現場内再生利用とする。</p> <p>◎発生汚泥を再生利用する場合には、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」に準拠し、その内容等を明記した施工計画書を監督員に提出し、承認を受けた後に施工すること。また、施工計画書の承認を受ける際には、関係部局との協議に協力すること。</p> <p>◎舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。</p>
測 定 対 象 室	測定箇所数																																																																														
工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業																																																																													
仮設	とび	○ とび作業																																																																													
鉄筋	鉄筋施工	○ 鉄筋組立て作業																																																																													
コンクリート	コンクリート圧送施工	○ コンクリート圧送工事作業																																																																													
型枠	型枠施工	○ 型枠工事作業																																																																													
鉄骨	鉄工	○ 構造物鉄工作業																																																																													
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業																																																																													
		・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業																																																																													
		・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業																																																																													
		・ 合成ゴム系シート防水工事作業																																																																													
		・ 塩化ビニル系シート防水工事作業																																																																													
		・ セメント系防水工事作業																																																																													
		・ シーリング防水工事作業																																																																													
		・ 改質7ｽﾌﾟﾙｼｰﾄ-ｵｰｲﾝﾌｪｰﾌﾞ防水工事作業																																																																													
		・ 改質7ｽﾌﾟﾙｼｰﾄ常温粘着工法防水工事作業																																																																													
FRP防水工事作業																																																																															
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業																																																																													
木	建築大工	・ 大工工事作業																																																																													
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																													
	かわらぶき	・ かわらぶき作業																																																																													
金属	建築板金	○ 内外装板金作業																																																																													
左官	左官	・ 左官作業																																																																													
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業																																																																													
	サッシ施工	・ 木製建具機械加工作業																																																																													
塗装	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業																																																																													
	ガラス施工	・ ガラス工事作業																																																																													
内装	内装仕上げ施工	○ 建築塗装作業																																																																													
		・ プラスチック系床仕上げ工事作業																																																																													
		・ カーペット系床仕上げ工事作業																																																																													
		・ 鋼製下地工事作業																																																																													
		○ ボード仕上げ工事作業																																																																													
		・ カーテン工事作業																																																																													
・ 木質系床仕上げ工事作業																																																																															
表装	表具作業	・ 表具作業																																																																													
		<p>4章 養生</p> <p>◎養生方法は、(ﾌﾞﾙｰｼｰﾄ＋合板等)</p>	<p>3章 躯体工事（2）地業工事</p> <p>① 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等</p> <p>◎材料は、市場品とする。</p> <p>◎砂利及び砂地業 ・ 砂利は、（ 切込砂利 ・<b>切込砕石</b> ・<b>再生クラッシュラン</b>）とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>使用部位</th> <th>厚 さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砂利</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>切込砕石</td> <td>図 示</td> <td>図 示</td> <td>C40</td> </tr> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td>図 示</td> <td>図 示</td> <td>RC40</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 締固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。 ・ 厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締固めを行う。</p> <p>◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎捨コンクリートは、無筋コンクリート（スランプ15cm、設計基準強度18N/mm2）とし、厚さは 50 mmとする。</p>	種 別	使用部位	厚 さ	粒度範囲	切込砂利				切込砕石	図 示	図 示	C40	再生クラッシュラン	図 示	図 示	RC40																																																												
種 別	使用部位	厚 さ	粒度範囲																																																																												
切込砂利																																																																															
切込砕石	図 示	図 示	C40																																																																												
再生クラッシュラン	図 示	図 示	RC40																																																																												
		<p>5章 監督員事務所</p> <p>◎監督員事務所は（ 設ける（面積 m2程度） ・<b>設けない</b>）</p> <p>◎監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。 (1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計 (2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯 (3) 請負加入電話の子機 (4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除機 (5) ファクシミリ他</p>	<p>3章 躯体工事（3）鉄筋工事</p> <p>① 材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD295</td> <td>D10、D13、D16</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>網目の形状・格子 寸法：150 径：6φ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 材料試験</p> <p>◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>③ 鉄筋の継手及び定着</p> <p>◎鉄筋の継手は（<b>重ね継手</b>）・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手 ）とする。</p> <p>◎鉄筋の継手の位置は図示による。</p> <p>◎結束線の端部は内側に折り曲げる。</p> <p>◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。 また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。 ただし、地階を有しない1階土間を除く。</p> <p>◎鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。</p> <p>◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。</p>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D10、D13、D16	—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—		JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状・格子 寸法：150 径：6φ																																																													
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)																																																																												
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D10、D13、D16																																																																												
—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—																																																																													
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状・格子 寸法：150 径：6φ																																																																													

章	項 目	特 記 事 項
3章 躯体工事 (3) 鉄筋工事	④ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。  ◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。  ◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図〔1節－基礎及び基礎梁の配筋〕～〔7節－梁貫通孔その他配筋〕による。
	⑤ 配筋検査	◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。
	⑥ あと施工アンカー工事 (耐震改修工事に伴うものを除く)	◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。  ◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。  ◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。  ◎施工確認試験を（ <u>行う</u> ）・行わない）。確認強度 M12 L=11d (13.7) kN 試験方法は標仕14.1.3 (エ) による。 確認強度 D13 L=11d (25.0) kN 試験方法は標仕14.1.3 (エ) による。 確認強度 D13 L= 8d (24.8) kN 試験方法は標仕14.1.3 (エ) による。  ◎あと施工アンカーは（ <u>金属系アンカー</u> ・ <u>接着系アンカー</u> ）とする。 ・金属系アンカー 引張耐力（ ）とする。せん断耐力（ ）とする。アンカー本体の径（ ）、埋込深さ（ ）とする。 アンカーセット方式は本体打ち込み式とする。 接合筋の種類は（ ）、径（ ）、長さ（ ）とする。 ・接着系アンカー M12 L=11d 引張耐力（20.6 kN）とする。せん断耐力（14.4 kN）とする。 D13 L=11d 引張耐力（37.5 kN）とする。せん断耐力（26.2 kN）とする。 D13 L= 8d 引張耐力（37.2 kN）とする。せん断耐力（26.2 kN）とする。 アンカーの種類はカプセル型（ガラス製）とする。

章	項 目	特 記 事 項																														
3章 躯体工事 (4) コンクリート工事		◎試験りは（ <u>行う</u> ）・ <u>行わない</u> ）。  ◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。  ◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m3に含まれるアルカリ総量をNa2O（エヌエーツーオー）換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。  ◎混和材を使用する場合の種類は標仕6.3.1 (4) によることとし、監督員の承諾を受けること。  ◎打継ぎの位置 梁及びスラブ（ <u>スパンの中央又は端から1/4付近</u> ）図示による） 柱及び壁（ <u>スラブ、梁又は基礎の上端</u> ）図示による）  ◎コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3〔目地寸法〕(1) (ア) による。  ◎ひび割れ誘発目地の位置（ <u>図示による</u> ）  ◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。  ◎型枠は、（ <u>県産木製型枠</u> ・ <u>合板</u> ）・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック）とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td></td> <td>12 mm</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (ア)</td> <td>A 種</td> <td>あり</td> <td></td> <td>12 mm</td> <td>打放し上面、塗装面</td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (イ)</td> <td>B 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td>12 mm</td> <td>吹付し上面</td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (イ)</td> <td>C 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td>12 mm</td> <td>モルタル仕上面</td> </tr> </tbody> </table>  ◎スリーブの材種（ <u>硬質ポリ塩化ビニル管、紙チューブ</u> ）  ◎打ち放し仕上げの打ち増し厚さは（20）mmとし、打ち増しの範囲は図示による。  ◎打ち放し仕上げのコーンは原則、Pコンとする。また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち放し面より2mm程度、引込める。	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし		12 mm	無し	標仕6.8.2 (2) (ア)	A 種	あり		12 mm	打放し上面、塗装面	標仕6.8.2 (2) (イ)	B 種	なし		12 mm	吹付し上面	標仕6.8.2 (2) (イ)	C 種	なし		12 mm	モルタル仕上面
	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																										
	県産木製型枠	—	なし		12 mm	無し																										
標仕6.8.2 (2) (ア)	A 種	あり		12 mm	打放し上面、塗装面																											
標仕6.8.2 (2) (イ)	B 種	なし		12 mm	吹付し上面																											
標仕6.8.2 (2) (イ)	C 種	なし		12 mm	モルタル仕上面																											
④ 打継ぎの位置 ひび割れ誘発目地 打継ぎ目地																																
⑤ レディミクストコンクリート 工場の指定																																
⑥ 型枠																																

章	項 目	特 記 事 項
3章 躯体工事 (5) 鉄骨工事	③ 材料試験	◎JIS規格品は、材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。  ◎トルシア形高力ボルトは、製品に対する製造管理方法及び品質管理試験の結果を、監督員に提出し承諾を受けること。  ◎板厚方向の引張試験を（ <u>行う</u> ）・ <u>行わない</u> ）。  ◎高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等は図示による。  ◎床書き現寸図は作成（ <u>する</u> ）・ <u>しない</u> ）。  ◎鉄骨の製作精度は、標仕7.3.3及びH12建告第1464号第二号イによる。 H12建告第1464号第二号イ (1) (2) のただし書きによる補強は、「突き合わせ継手の食い違いのずれの検査・補強マニュアル」による。  ◎仮設のため鉄骨に補助材等取付け及び貫通孔等を設ける場合は、工場溶接を原則とし、現場溶接となる場合は監督員の承諾を得ること。  ◎仮組を（ <u>実施する</u> ）・ <u>実施しない</u> ）。  ◎すべり係数試験は（ <u>行う</u> ）・ <u>行わない</u> ）。 ただし、溶融亜鉛めっき工法の場合は、「13.溶融亜鉛めっき工法」によるものとする。  ◎ショットプラスト又はグリットプラストにより摩擦面の表面粗度を50 μmRz以上確保する場合の表面粗度の確認方法は次のいずれかによる。 (1) 表面粗度測定機による測定 (2) プラスト機器の性能表による確認 (3) スプライスプレート販売元からの表面粗度検査結果証明書による確認 上記の方法により確認できない場合は、すべり係数試験（サンプル試験）を行い、すべり係数値0.45以上を確認すること。  ◎高力ボルトを工事現場に搬入後、JIS形高力ボルトは、トルク係数値の確認試験を（ <u>行う</u> ）・ <u>行わない</u> ）。  ◎確認試験の数量は、呼び径ごとに代表ロットを選び、その中から任意に取り出した5セットとする。  ◎トルシア形高力ボルトは、軸力の確認試験を（ <u>行う</u> ）・ <u>行わない</u> ）。  ◎締付け施工の確認は、JASS6 6.3〔締付け施工の確認〕に準じる。  ◎原則として本接合ボルトを仮ボルトとして使用しないこと。  ◎仮ボルトの本数は標仕7.10.5 (2) ～ (4) とし、本接合完了までの応力に対して検討を行うこと。  ◎普通ボルトの戻止めは（ <u>二重ナット</u> ）・ナットの溶接・ゆるみ防止用特殊ナット）による。 ただし、母屋・鋼縁類の取付用ボルトは、全ねじボルトとする。戻り止めは省略できない。  ◎普通ボルトの座金は（ <u>JIS B 1256</u> ）による。  ◎溶接作業は、工場作業を原則とする。 ただし、やむを得ない場合は監督員の承諾を得ること。  ◎溶接技能者に対して、技量付加試験を（ <u>行う</u> ）・ <u>行わない</u> ）。  ◎開先の形状は構造図による。  ◎溶接部の余盛り高さは、JASS6 付則6〔鉄骨精度検査基準〕付表3〔溶接〕による。  ◎スカラップの形状は、図示による。  ◎鋼製エンドタブの切断は（ <u>行う</u> ）・ <u>行わない</u> ）。行う場合は図示による。  ◎エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から、1～5mm残して、部材断面を欠損しないよう直線上に切断する。 なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。  ◎低応力高サイクル疲労を受ける部位は、図示による。  ◎素地ごしらは、標仕表18.2.3 (A・B・C) 種とする。 ※A種及びB種は製作工場で行うものとする。  ◎塗料種別 鉄面 標仕表18.3.1の (A)・B・C・D) 種  ◎塗料塗り種別 鉄面 標仕表18.3.3の (A)・B) 種 (工場1回、現場1回)  ◎鉄骨建方の精度は、(社)日本建築学会「建築工事標準仕様書—6.鉄骨工事付則—6.鉄骨精度検査基準」による。 ただし以下のものは図面による。 ・特に精度を必要とする構造物あるいは構造物の部分。 ・軽微な構造物あるいは構造物の部分。  ◎建方（及び付属鉄骨）用アンカーボルトの形状及び寸法は図示による。
	④ 工作一般	
	⑤ 高力ボルト接合	
⑥ 普通ボルト接合		
⑦ 溶接接合		
⑧ 錆止め塗装		
⑨ 工事現場施工		

章	項 目	特 記 事 項																																								
3章 躯体工事 (4) コンクリート工事	① 一般事項	◎コンクリートの種別 ・ I 類 (JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・ II 類 (JIS A 5308への適合したコンクリート)  ◎設計基準強度 <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 F<sub>c</sub>(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>調管理強度 F<sub>n</sub>(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m<sup>3</sup>)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21+S</td> <td>15</td> <td>有</td> <td>I 類</td> <td>標仕6.2.3(1)</td> <td>設備基礎</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>無</td> <td>I 類</td> <td>標仕6.2.3(1)</td> <td>側溝等小型構造物</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>無</td> <td>I 類</td> <td>標仕6.2.3(1)</td> <td>土間コウリート</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>無</td> <td>I 類</td> <td>標仕6.2.3(1)</td> <td>捨てコウリート</td> </tr> </tbody> </table>  ◎構造体コンクリートの調管理強度は、設計基準強度 (F <sub>c</sub> ) に構造体強度補正值 (S) を加えた値とする。 なお、構造体強度補正值 (S) は、標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。  ◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。	コンクリートの種類	設計基準強度 F <sub>c</sub> (N/mm <sup>2</sup> )	調管理強度 F <sub>n</sub> (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m <sup>3</sup> )	適用箇所	普通	21	21+S	15	有	I 類	標仕6.2.3(1)	設備基礎	普通	18	18	15	無	I 類	標仕6.2.3(1)	側溝等小型構造物	普通	18	18	15	無	I 類	標仕6.2.3(1)	土間コウリート	普通	18	18	15	無	I 類	標仕6.2.3(1)	捨てコウリート
	コンクリートの種類	設計基準強度 F <sub>c</sub> (N/mm <sup>2</sup> )	調管理強度 F <sub>n</sub> (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m <sup>3</sup> )	適用箇所																																		
	普通	21	21+S	15	有	I 類	標仕6.2.3(1)	設備基礎																																		
普通	18	18	15	無	I 類	標仕6.2.3(1)	側溝等小型構造物																																			
普通	18	18	15	無	I 類	標仕6.2.3(1)	土間コウリート																																			
普通	18	18	15	無	I 類	標仕6.2.3(1)	捨てコウリート																																			
② コンクリートの仕上がり	◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3による。  ◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は（A・B・C）種とする。  ◎コンクリートの仕上りの平たんさは、標仕 表6.2.5による。																																									
③ 普通コンクリート	◎セメントの種類は、（ <u>普通ポルトランドセメント</u> ）・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種）とする。  ◎骨材は、標仕6.3.1 (2) による。  ◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用（ <u>できる</u> ）・ <u>できない</u> ）。  ◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。  ◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m <sup>3</sup> 以下とし、試験方法は標仕6.5.4Iによる。																																									

章	項 目	特 記 事 項																					
3章 躯体工事 (5) 鉄骨工事	① 一般事項	◎製作工場は、国土交通大臣の認定による（ R ）グレード工場とし、その証明となる資料を監督職員に提出する。  ◎鉄骨製作工場には施工管理技術者を（ <u>置く</u> ）・ <u>置かなくともよい</u> ）  ◎工事現場には、鉄骨製作工場名等を記載した板（30～35×45cm）（H.4.9.30 住指発第347号）を掲示すること。  ◎鋼材は次による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>規格番号・規格名称等</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SS400</td> <td>JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>  ◎高力ボルトは、（ <u>JIS形高力ボルト</u> ）・トルシア形高力ボルト2種・溶融亜鉛めっき高力ボルト）とする。 径及び使用箇所は図示による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号等</th> <th>規格名称等</th> <th>セットの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築基準法に基づき指定又は認定 JIS B 1186</td> <td>トルシア形高力ボルト JIS形高力ボルト</td> <td>JSS II 09 2種 (F10T)</td> </tr> <tr> <td>建築基準法に基づき指定又は認定</td> <td>溶融亜鉛めっき高力ボルト</td> <td>1種 (F8T)</td> </tr> </tbody> </table>  ◎普通ボルト及びナットの材料等は、（ <u>JIS付属品</u> （JIS B 1180及びJIS B 1181））・JIS本体規格品（ISO規格）とする。 径及び使用箇所は図示による。  ◎溶接材料は、母材の種類、寸法及び溶接条件に相応したもので、製作工場の通常使用のものとする。	種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所	SS400	JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材	図示							規格番号等	規格名称等	セットの種類	建築基準法に基づき指定又は認定 JIS B 1186	トルシア形高力ボルト JIS形高力ボルト	JSS II 09 2種 (F10T)	建築基準法に基づき指定又は認定	溶融亜鉛めっき高力ボルト	1種 (F8T)
	種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所																				
	SS400	JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材	図示																				
規格番号等	規格名称等	セットの種類																					
建築基準法に基づき指定又は認定 JIS B 1186	トルシア形高力ボルト JIS形高力ボルト	JSS II 09 2種 (F10T)																					
建築基準法に基づき指定又は認定	溶融亜鉛めっき高力ボルト	1種 (F8T)																					
② 材料																							

章 項目	特記事項																																																						
4章 内装 改修 工事	<p>① 一般事項</p> <p>◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。</p> <p>◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。</p> <p>①壁改修 ・木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改標仕6.3.2(2)、(3)及び(4)参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撤去区分</th> <th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁下地を含む全面</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボード面まで</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>ボード面を残し仕上げのみ</td> <td>図示</td> </tr> </tbody> </table> <p>②天井改修 改標仕6.4.2参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撤去区分</th> <th>既存壁取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天井下地を含む全面</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボード面まで</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>ボード面を残し仕上げのみ</td> <td>図示</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材種・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>不燃材等の区分</th> <th>小ねじ・釘・接着剤の種類</th> <th>下地の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">せっこうボード JIS A 6901の規格品</td> <td>壁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>標仕19.7.2(3)(4)</td> <td>軽量鉄骨</td> <td>GB-R</td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td>目透し</td> <td>9.5</td> <td>準不燃</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">普通合板 農林省告示第233号</td> <td>壁</td> <td>目透し</td> <td>6.0</td> <td></td> <td>標仕19.7.2(3)(4)</td> <td>木下地</td> <td>シナ</td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	撤去区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	壁下地を含む全面		ボード面まで	図示	ボード面を残し仕上げのみ	図示	撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容	天井下地を含む全面		ボード面まで	図示	ボード面を残し仕上げのみ	図示	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考	せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁				標仕19.7.2(3)(4)	軽量鉄骨	GB-R	天井	目透し	9.5	準不燃				普通合板 農林省告示第233号	壁	目透し	6.0		標仕19.7.2(3)(4)	木下地	シナ	天井						
撤去区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																																																						
壁下地を含む全面																																																							
ボード面まで	図示																																																						
ボード面を残し仕上げのみ	図示																																																						
撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容																																																						
天井下地を含む全面																																																							
ボード面まで	図示																																																						
ボード面を残し仕上げのみ	図示																																																						
材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考																																																
せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁				標仕19.7.2(3)(4)	軽量鉄骨	GB-R																																																
	天井	目透し	9.5	準不燃																																																			
普通合板 農林省告示第233号	壁	目透し	6.0		標仕19.7.2(3)(4)	木下地	シナ																																																
	天井																																																						
③ せっこうボードその他 ボード及び合板張り																																																							

章 項目	特記事項																																																																			
5章 塗装 改修 工事	<p>① 一般事項</p> <p>◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。</p> <p>◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。</p> <p>◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">種別</th> <th rowspan="2">下地調整 (新規面は素地ごしらえ)</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td colspan="2">B種</td> <td>R種</td> <td colspan="2">A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面(新規)</td> <td colspan="2">B種</td> <td>C種</td> <td colspan="2">A種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">下地調整 (新規面は素地ごしらえ)</th> <th rowspan="2">錆止め塗料塗りの種別</th> <th rowspan="2">上塗りの等級</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>A種</td> <td>RB種</td> <td>E種</td> <td>1級(7ヶ素樹脂塗料)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面(新規)</td> <td>A種</td> <td>B種</td> <td>C種、D種</td> <td>1級(7ヶ素樹脂塗料)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整 (新規面は素地ごしらえ)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボード面</td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボード面(新規)</td> <td>B種</td> <td>B種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整 (新規面は素地ごしらえ)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木部(新規)</td> <td>B種</td> <td>B種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)</p> <p>③ 耐候性塗料塗り(DP)</p> <p>④ 合成樹脂エマルジョンペイント塗料(EP)</p> <p>⑤ クリヤーラッカー塗り(DL)</p>	区分	種別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	さび止め塗料		備考	屋外	屋内	屋外	屋内	鉄鋼面	B種		R種	A種			鉄鋼面(新規)	B種		C種	A種			区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	錆止め塗料塗りの種別	上塗りの等級	備考	鉄鋼面	A種	RB種	E種	1級(7ヶ素樹脂塗料)		鉄鋼面(新規)	A種	B種	C種、D種	1級(7ヶ素樹脂塗料)		区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考	ボード面	B種	RB種		ボード面(新規)	B種	B種		区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考	木部	B種	RB種		木部(新規)	B種	B種	
区分	種別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	さび止め塗料		備考																																																														
	屋外	屋内		屋外	屋内																																																															
鉄鋼面	B種		R種	A種																																																																
鉄鋼面(新規)	B種		C種	A種																																																																
区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	錆止め塗料塗りの種別	上塗りの等級	備考																																																															
						鉄鋼面	A種	RB種	E種	1級(7ヶ素樹脂塗料)																																																										
鉄鋼面(新規)	A種	B種	C種、D種	1級(7ヶ素樹脂塗料)																																																																
区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考																																																																	
ボード面	B種	RB種																																																																		
ボード面(新規)	B種	B種																																																																		
区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考																																																																	
木部	B種	RB種																																																																		
木部(新規)	B種	B種																																																																		

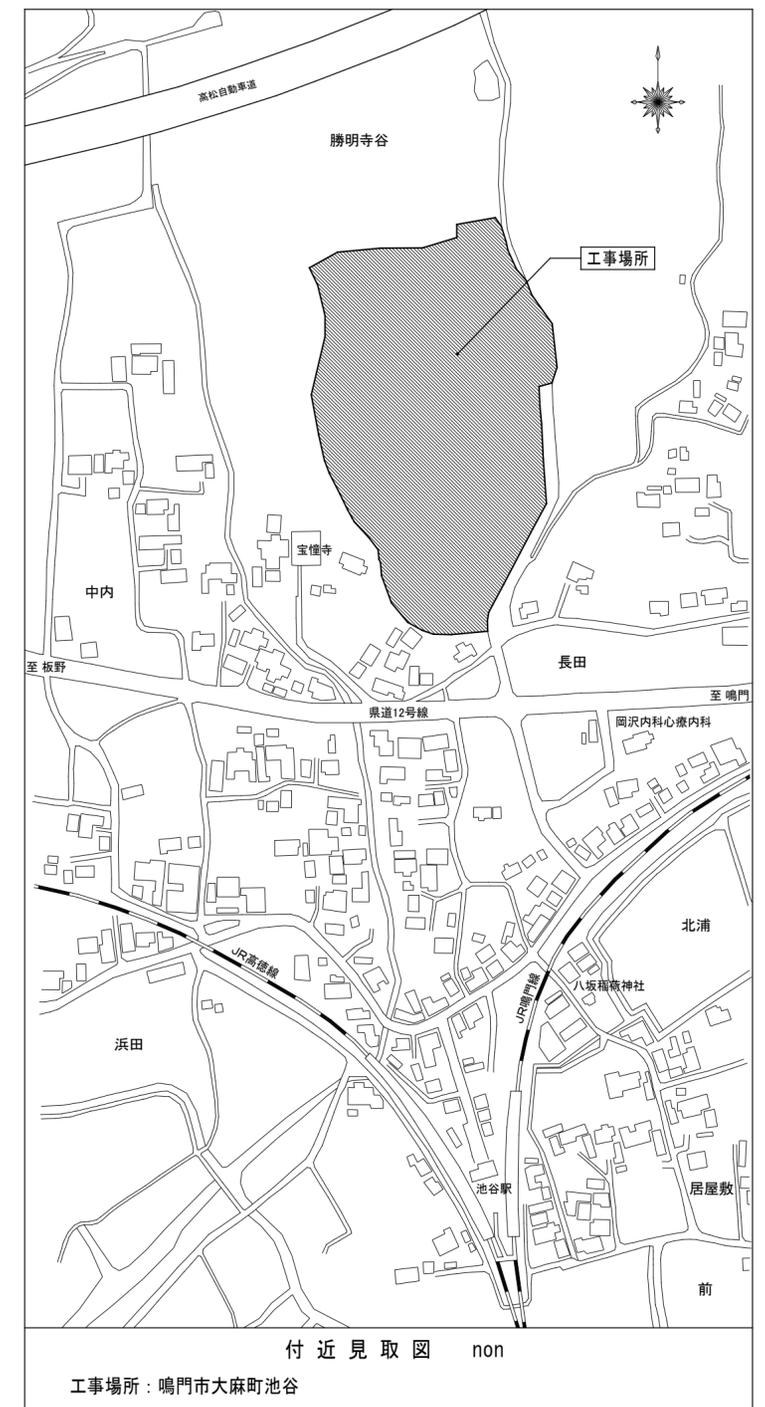
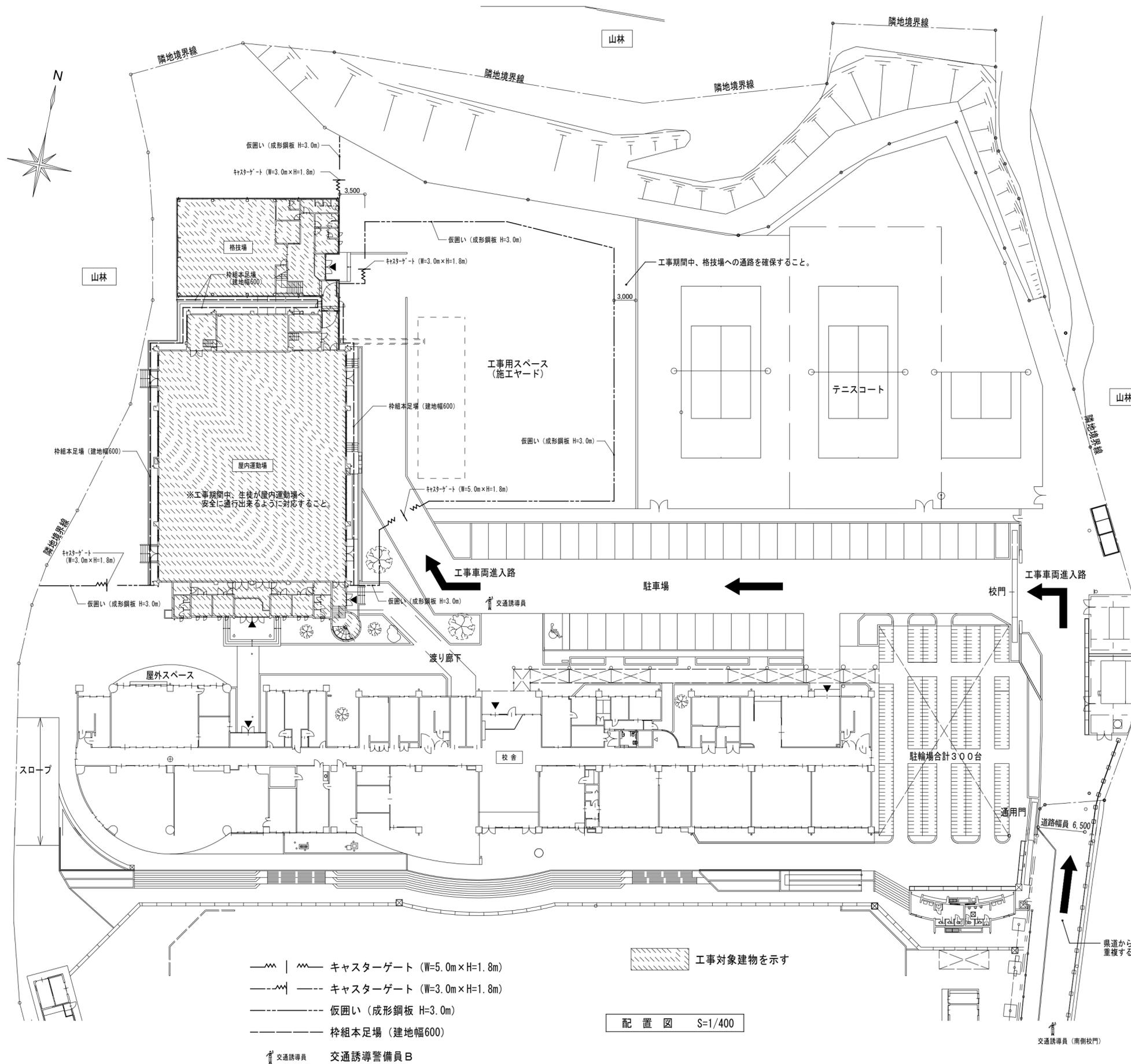
章 項目	特記事項																						
6章 左官 工事	<p>① 一般事項</p> <p>◎下地調整に用いる吸水調整材の使用方法は、製造所の仕様による。</p> <p>◎コンクリート等面の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行って、次の層の塗り方にかかる。</p> <p>◎モルタルは(現場調合材料)・(既調合材料)。 現場調合材料の場合は標仕15.3.2(1)(ア)、既調合材料の場合はJIS A 6916による。</p> <p>◎下地、塗り面等の浮いている部分は、直ちに補修する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用箇所</th> <th>仕上の種類</th> <th>目地の材質</th> <th>防水の有無</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床(仕上)</td> <td>金ごて</td> <td></td> <td>無</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎防水剤の製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎目地の位置及び寸法は、図示による。</p> <p>◎防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。</p> <p>◎総塗り厚が25mm以上となる場合は、はく落防止工法とすること。</p> <p>◎施工箇所( 図示 )</p> <p>② モルタル塗り</p> <p>③ 床コンクリート直直し 仕上げ</p>	使用箇所	仕上の種類	目地の材質	防水の有無	備考	床(仕上)	金ごて		無													
使用箇所	仕上の種類	目地の材質	防水の有無	備考																			
床(仕上)	金ごて		無																				
7章 ユニット 及び その他 工事	<p>① 天井点検口</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th> <th>寸法</th> <th>形式</th> <th>外枠</th> <th>内枠</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルミ押出型材</td> <td>450角</td> <td>額縁型</td> <td>屋内用</td> <td>アルミ</td> <td>アルミ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th> <th>表面処理</th> <th>直径</th> <th>取付箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スチール</td> <td>図示</td> <td>図示</td> <td>図示</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎手すりの支柱は、コンクリートあるいはモルタルの中に入る部分であっても錆止め処置を行うこと。</p> <p>◎製品の取付に当たっては、受材の有無並びにアンカーの長さ、径及び本数等について、十分耐力のある工法を選択し、監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎あと施工アンカーの引抜き耐力の確認試験( 行う・(行わない) )。 確認強度は、( )kNとする。</p> <p>◎フェンスの種類 ・ビニル被覆エキスパンドフェンス ○樹脂塗装メッシュフェンス ・鋼管フェンス ・アルミフェンス</p> <p>◎高さ ○ 図示</p> <p>◎詳細は外構詳細図による。</p> <p>② 手すり及びタラップ</p> <p>③ フェンス</p>	材種	寸法	形式	外枠	内枠	備考	アルミ押出型材	450角	額縁型	屋内用	アルミ	アルミ	材種	表面処理	直径	取付箇所	備考	スチール	図示	図示	図示	
材種	寸法	形式	外枠	内枠	備考																		
アルミ押出型材	450角	額縁型	屋内用	アルミ	アルミ																		
材種	表面処理	直径	取付箇所	備考																			
スチール	図示	図示	図示																				

章 項目	特記事項
8章 環境 配慮 (グリーン) 改修 工事	<p>1. アスベスト含有建材の 処理工事</p> <p>① 一般事項</p> <p>◎関係法令、都道府県の条例等を守ること。</p> <p>◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。</p> <p>◎既存のアスベスト含有建材の分析結果は( 貸与する・(ない) )</p> <p>◎事前の施工調査等を改標仕1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。 監督員へも結果を提出すること。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。</p> <p>◎表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。</p>

章 項目	特記事項																						
9章 排水 工事	<p>① 側溝、排水樹等</p> <p>◎グレーチング</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材質</th> <th>用途</th> <th>適用荷重</th> <th>イバ・ベッチ</th> <th>亜鉛めっき付着量</th> <th>上面形状</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スチール</td> <td>横断溝用</td> <td>T-20</td> <td>P=35.3</td> <td>550以上</td> <td>ハスリップ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎砂の粒度試験は、( 行う・(行わない) )</p> <p>② 街きよ、緑石、側溝</p> <p>◎地業材料： 再生クラッシュラン 厚さ： 図示</p> <p>◎砂利地業の厚さは、( 図示 )mmとする。</p> <p>◎コンクリート設計基準度等： 18 N/mm<sup>2</sup>、スランプ= 15 cm</p> <p>◎街きよ、緑石及び側溝</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状</th> <th>寸法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑石</td> <td>両面歩車道境界ブロックB</td> <td>図示</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎埋め戻し材料： ( A・B・C・D )種とする。</p> <p>◎排水工事の仕様は、図示以外は、建築工事標準詳細図による。</p>	材質	用途	適用荷重	イバ・ベッチ	亜鉛めっき付着量	上面形状	備考	スチール	横断溝用	T-20	P=35.3	550以上	ハスリップ		名称	形状	寸法	備考	緑石	両面歩車道境界ブロックB	図示	
材質	用途	適用荷重	イバ・ベッチ	亜鉛めっき付着量	上面形状	備考																	
スチール	横断溝用	T-20	P=35.3	550以上	ハスリップ																		
名称	形状	寸法	備考																				
緑石	両面歩車道境界ブロックB	図示																					
10章 舗装 工事	<p>① 路盤</p> <p>◎路盤材料( 再生クラッシュラン )、車道部の厚さは( 150 )mm</p> <p>◎締固め試験は( 行う・(行わない) )。</p> <p>◎路盤の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>舗装の種類</th> <th>部位</th> <th>舗装の厚さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト</td> <td>図示</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎再生加熱アスファルト混合物を( 使用する・(しない) )。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加熱アスファルト混合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生加熱アスファルト混合物</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎シーコートは( 行う・(行わない) )。</p> <p>◎アスファルト混合物の抽出試験は( 行う・(行わない) )。</p> <p>◎切り取り試験を( 行う・(行わない) )。</p> <p>◎表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。</p> <p>◎地域は( 一般地域・寒冷地域 )とする。</p> <p>◎舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。</p> <p>◎舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。</p> <p>③ 排水の処理</p>	舗装の種類	部位	舗装の厚さ(mm)	アスファルト	図示	50	種別	種類	備考	加熱アスファルト混合物			再生加熱アスファルト混合物									
舗装の種類	部位	舗装の厚さ(mm)																					
アスファルト	図示	50																					
種別	種類	備考																					
加熱アスファルト混合物																							
再生加熱アスファルト混合物																							

章 項目	特記事項
8章 環境 配慮 (グリーン) 改修 工事	<p>◎アスベスト粉塵濃度測定を( 行う・(行わない) )。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を( )部作成し監督員に提出すること。 ・測定場所及び箇所は図示による。測定時期( )</p> <p>◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。</p> <p>◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。</p>

章 項目	特記事項																						
9章 排水 工事	<p>① 側溝、排水樹等</p> <p>◎グレーチング</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材質</th> <th>用途</th> <th>適用荷重</th> <th>イバ・ベッチ</th> <th>亜鉛めっき付着量</th> <th>上面形状</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スチール</td> <td>横断溝用</td> <td>T-20</td> <td>P=35.3</td> <td>550以上</td> <td>ハスリップ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎砂の粒度試験は、( 行う・(行わない) )</p> <p>② 街きよ、緑石、側溝</p> <p>◎地業材料： 再生クラッシュラン 厚さ： 図示</p> <p>◎砂利地業の厚さは、( 図示 )mmとする。</p> <p>◎コンクリート設計基準度等： 18 N/mm<sup>2</sup>、スランプ= 15 cm</p> <p>◎街きよ、緑石及び側溝</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状</th> <th>寸法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑石</td> <td>両面歩車道境界ブロックB</td> <td>図示</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎埋め戻し材料： ( A・B・C・D )種とする。</p> <p>◎排水工事の仕様は、図示以外は、建築工事標準詳細図による。</p>	材質	用途	適用荷重	イバ・ベッチ	亜鉛めっき付着量	上面形状	備考	スチール	横断溝用	T-20	P=35.3	550以上	ハスリップ		名称	形状	寸法	備考	緑石	両面歩車道境界ブロックB	図示	
材質	用途	適用荷重	イバ・ベッチ	亜鉛めっき付着量	上面形状	備考																	
スチール	横断溝用	T-20	P=35.3	550以上	ハスリップ																		
名称	形状	寸法	備考																				
緑石	両面歩車道境界ブロックB	図示																					
10章 舗装 工事	<p>① 路盤</p> <p>◎路盤材料( 再生クラッシュラン )、車道部の厚さは( 150 )mm</p> <p>◎締固め試験は( 行う・(行わない) )。</p> <p>◎路盤の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>舗装の種類</th> <th>部位</th> <th>舗装の厚さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト</td> <td>図示</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎再生加熱アスファルト混合物を( 使用する・(しない) )。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加熱アスファルト混合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生加熱アスファルト混合物</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎シーコートは( 行う・(行わない) )。</p> <p>◎アスファルト混合物の抽出試験は( 行う・(行わない) )。</p> <p>◎切り取り試験を( 行う・(行わない) )。</p> <p>◎表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。</p> <p>◎地域は( 一般地域・寒冷地域 )とする。</p> <p>◎舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。</p> <p>◎舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。</p> <p>③ 排水の処理</p>	舗装の種類	部位	舗装の厚さ(mm)	アスファルト	図示	50	種別	種類	備考	加熱アスファルト混合物			再生加熱アスファルト混合物									
舗装の種類	部位	舗装の厚さ(mm)																					
アスファルト	図示	50																					
種別	種類	備考																					
加熱アスファルト混合物																							
再生加熱アスファルト混合物																							

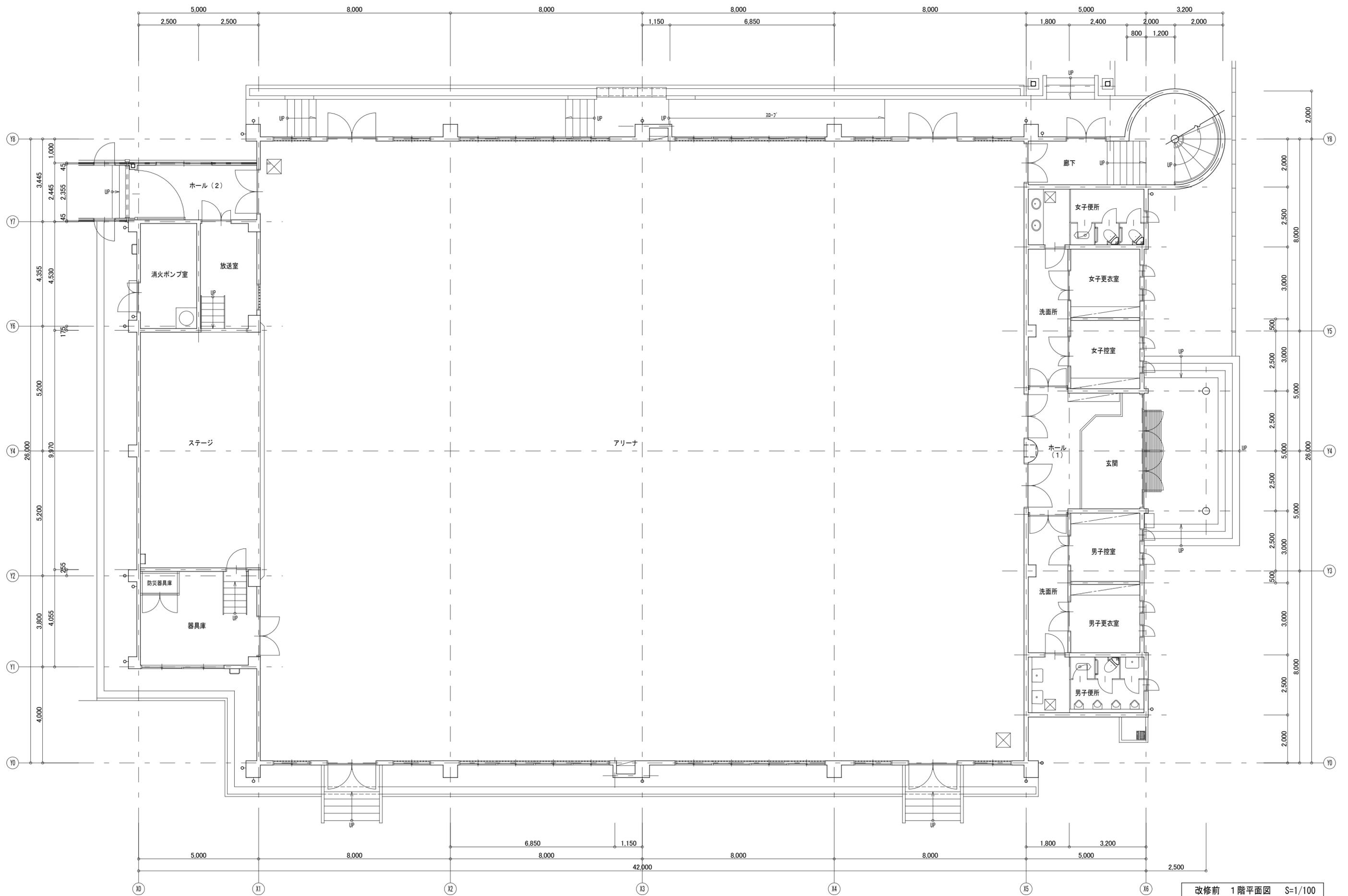


付近見取図 non  
工事場所：鳴門市大麻町池谷

県道から工事車両進入路が一般車両、及び生徒の通学路と重複するため、工事車両の制限速度を県道より20km/hとすること。

- |— キャスターゲート (W=5.0m x H=1.8m)
- |— キャスターゲート (W=3.0m x H=1.8m)
- 仮囲い (成形鋼板 H=3.0m)
- 枠組本足場 (建地幅600)
- 交通誘導員 交通誘導警備員B

配置図 S=1/400



改修前 1階平面図 S=1/100

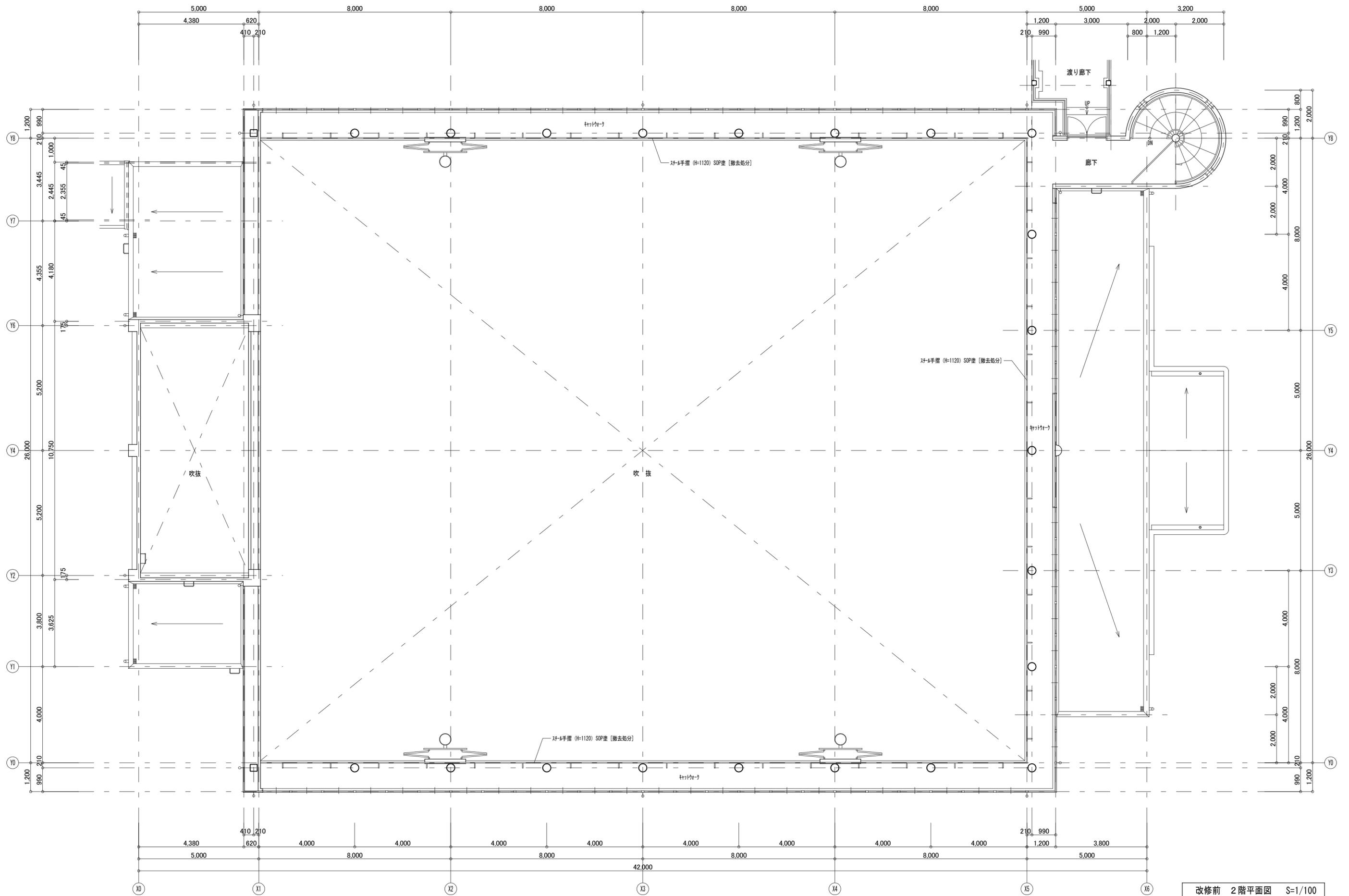
JOB 鳴門市大麻中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事  
 TITLE 改修前 1階平面図 [屋内運動場] SCALE 1/100 DATE

No A-07



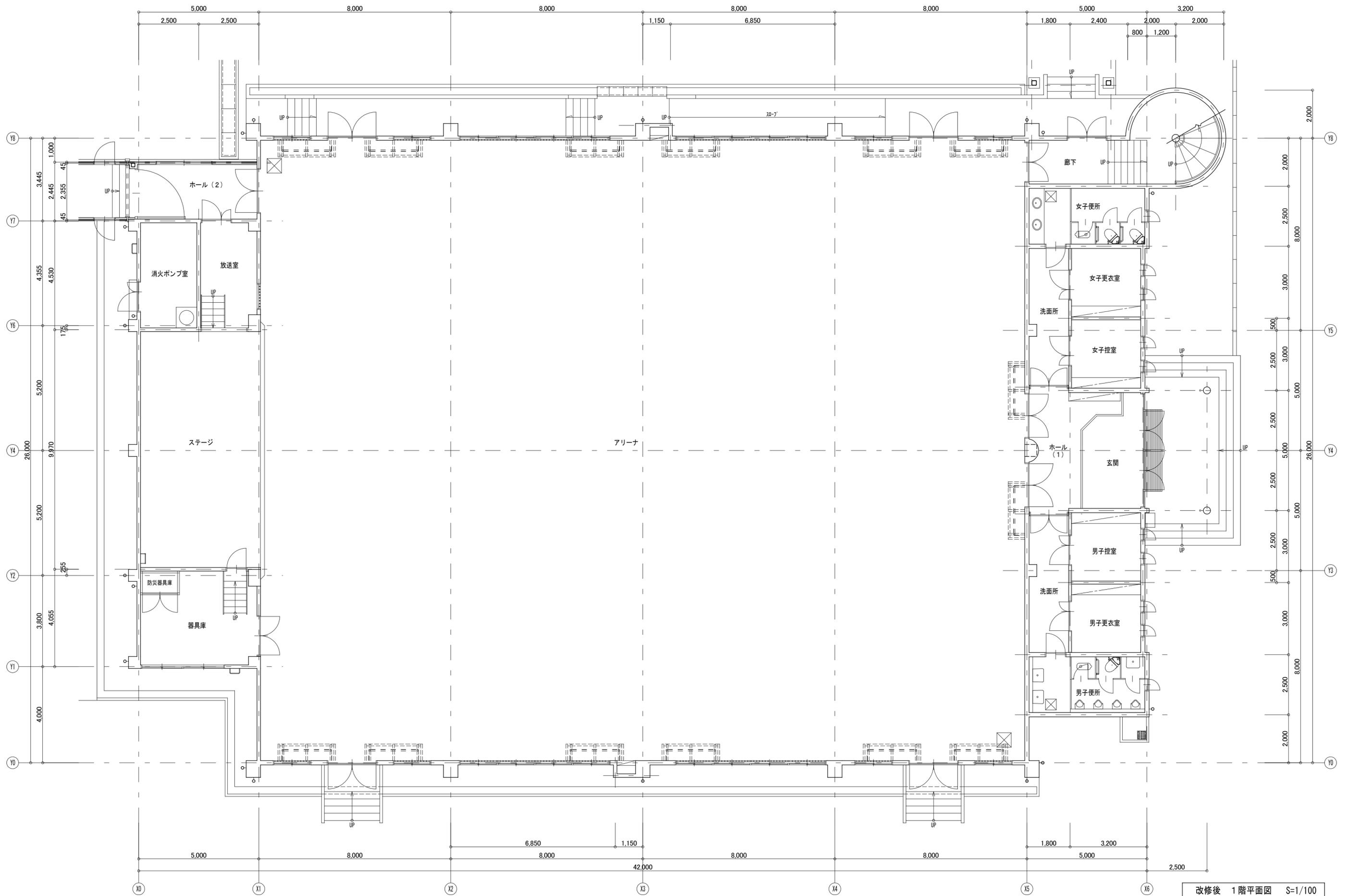
株式会社 松村建築計画研究所  
 管理建築士 松村史朗

1級建築士登録119292号  
 PHONE (088) 686-6491



改修前 2階平面図 S=1/100

JOB	鳴門市大麻中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事			No	A-08	 株式会社 松村建築計画研究所 管理建築士 松村史朗 <small>1級建築士登録119292号 PHONE (088) 686-6491</small>
	TITLE	改修前 2階平面図 [屋内運動場]	SCALE			

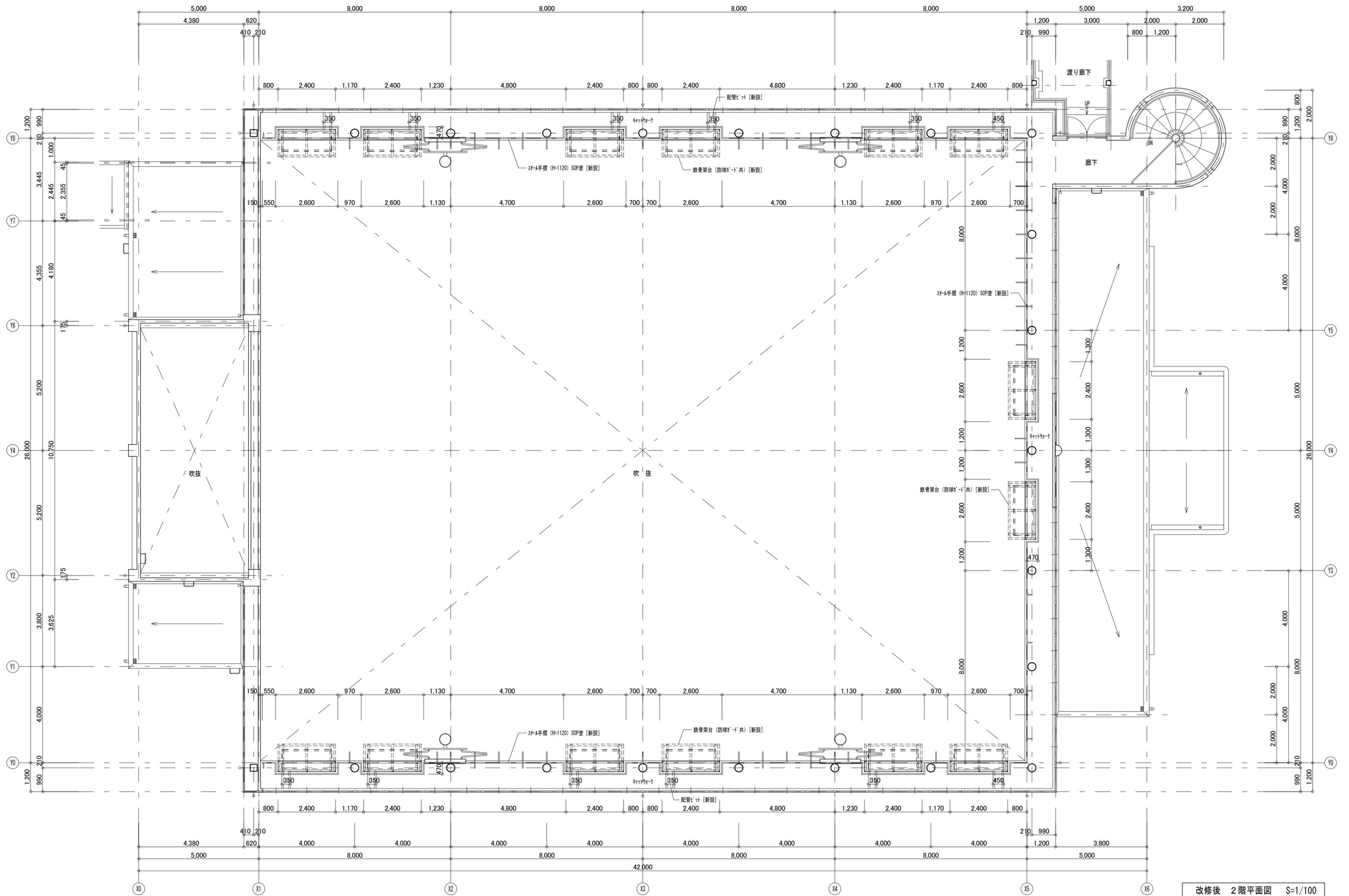


改修後 1階平面図 S=1/100

JOB 鳴門市大麻中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事  
 TITLE 改修後 1階平面図 [屋内運動場]  
 SCALE 1/100  
 DATE

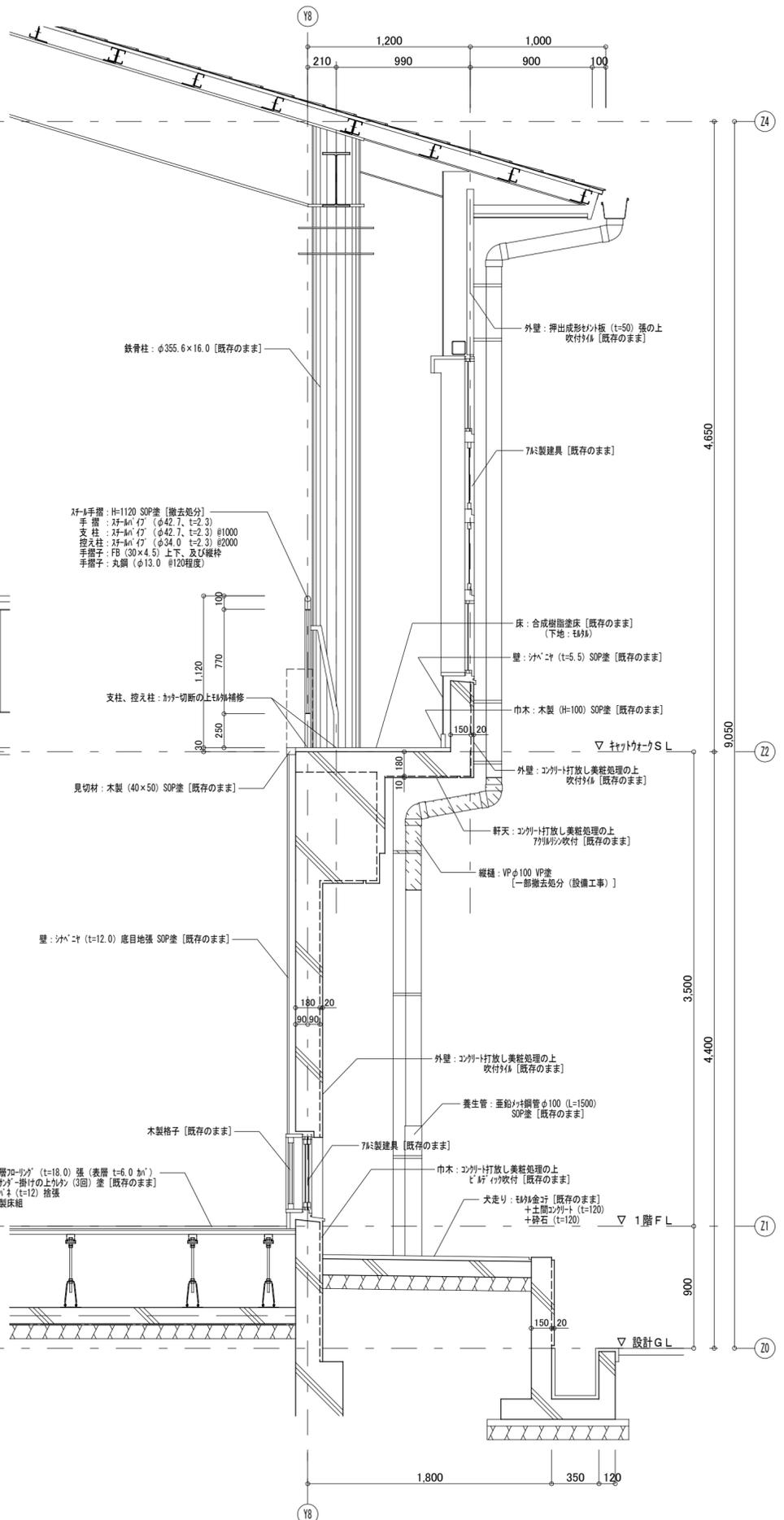
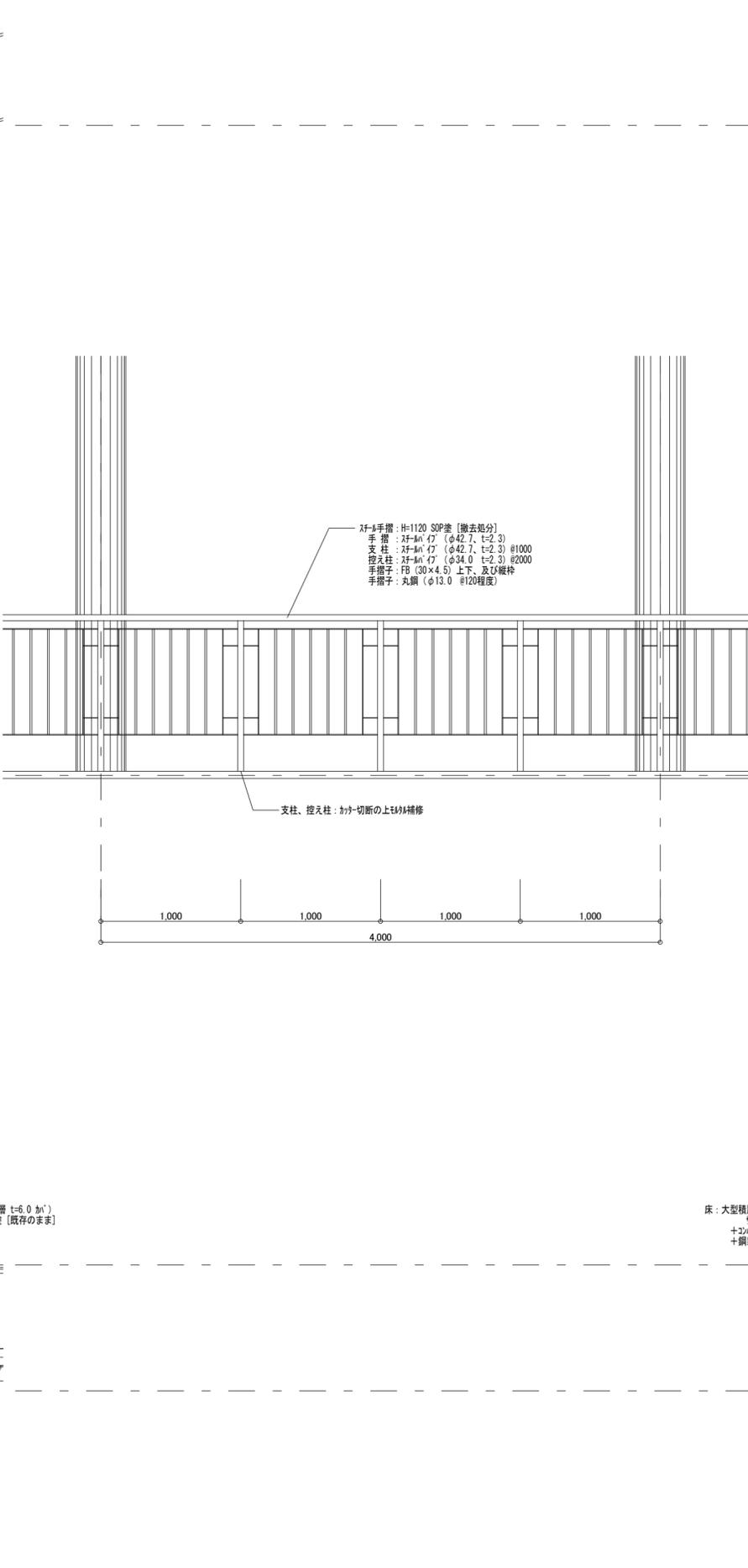
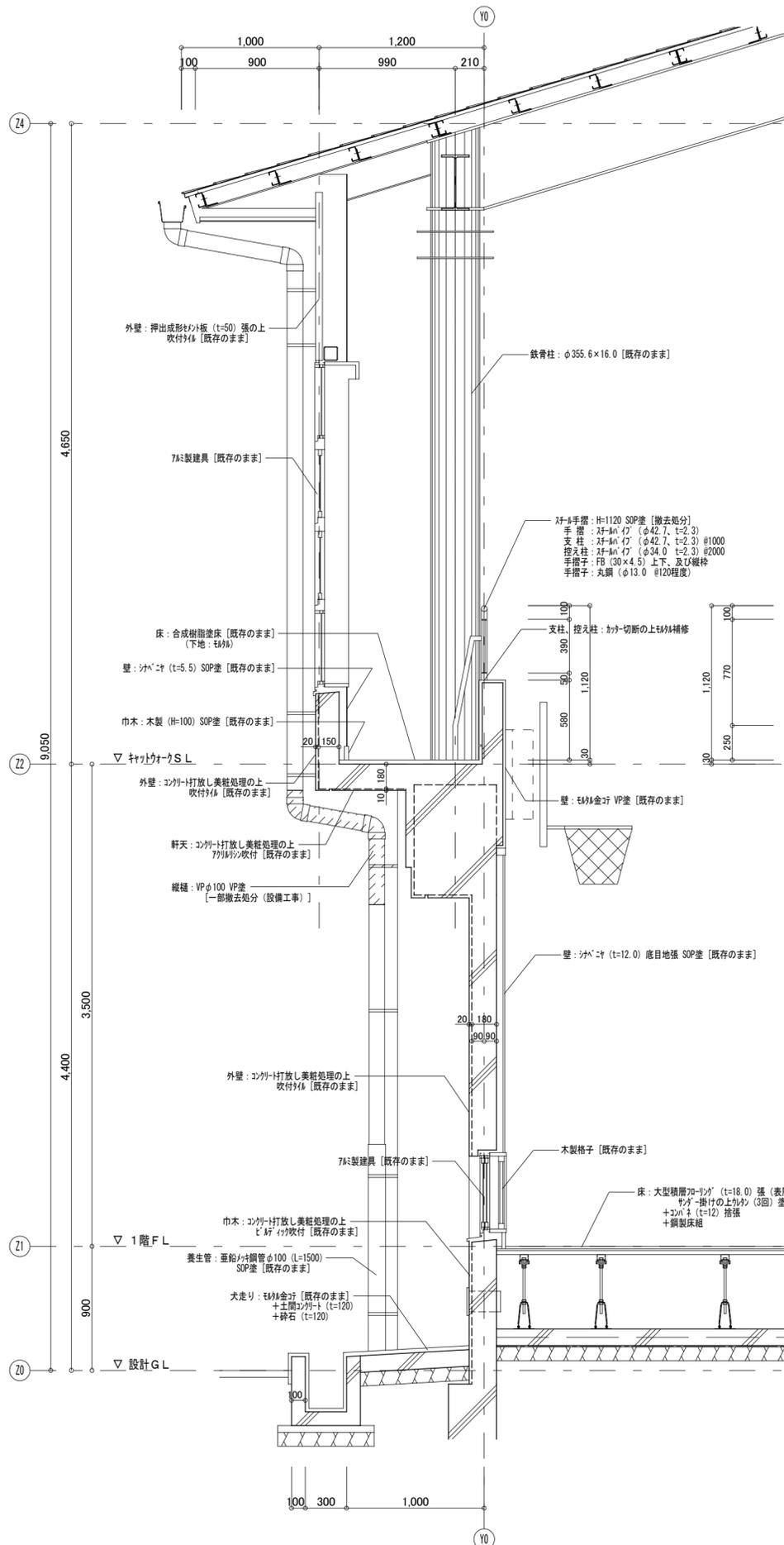
No. A-09


 株式会社 松村建築計画研究所  
 管理建築士 松村史朗  
 1級建築士登録119292号  
 PHONE (088) 686-6491



改修後 2階平面図 S=1/100

JOB	鳴門市大麻中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事			No	A-10	 株式会社 松村建築計画研究所 管理建築士 松村史朗	1級建築士登録119292号 PHONE (088) 686-6491
	TITLE	改修後 2階平面図 [屋内運動場]	SCALE				



JOB 鳴門市大麻中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事

TITLE 改修前 断面詳細図 [屋内運動場]

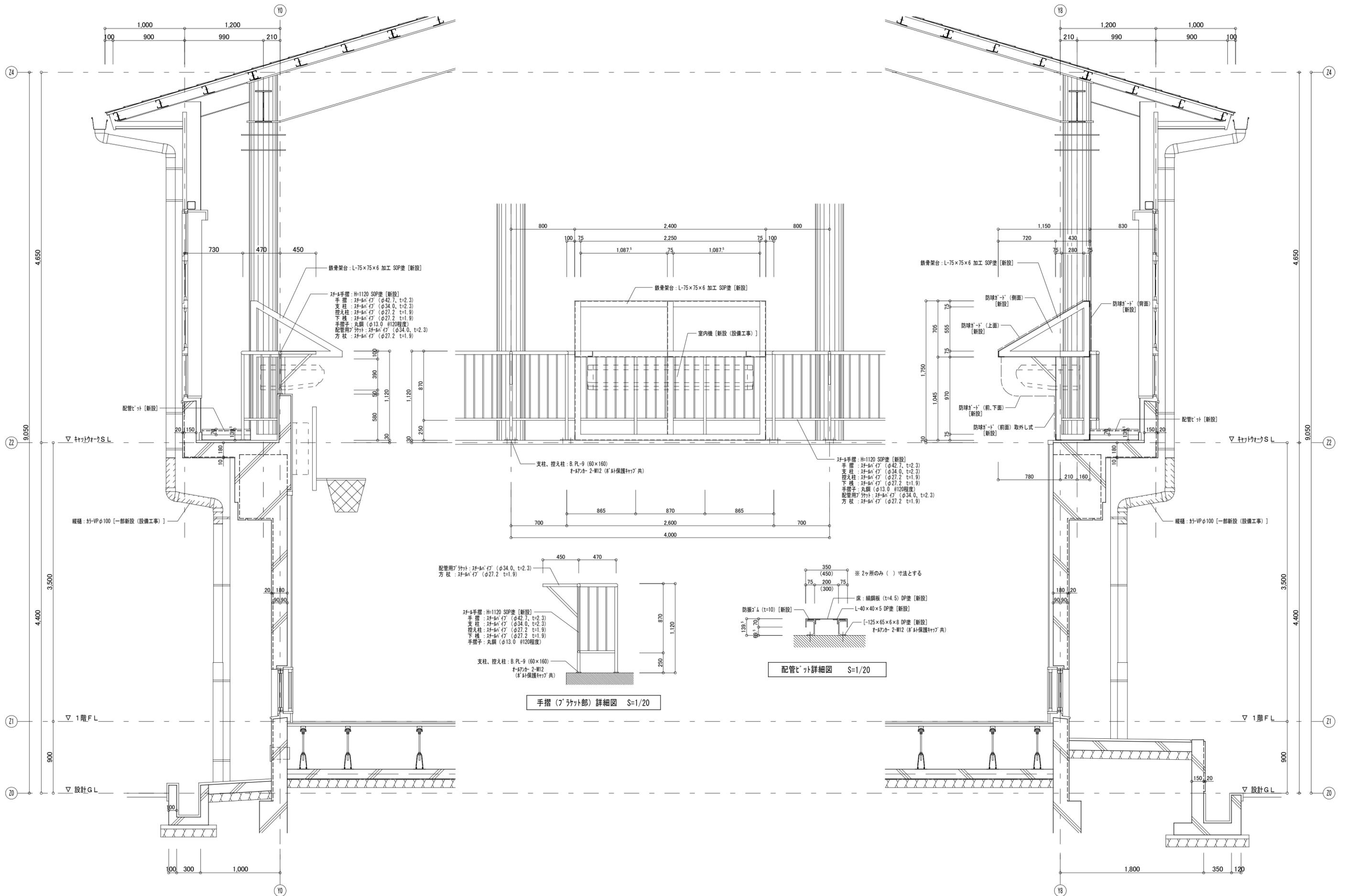
SCALE 1/30

DATE

No. A-11

株式会社 松村建築計画研究所  
管理建築士 松村史朗

1級建築士登録119292号  
PHONE (088) 686-6491



JOB 鳴門市大麻中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事

TITLE 改修後 断面詳細図 [屋内運動場]

SCALE 1/30

DATE

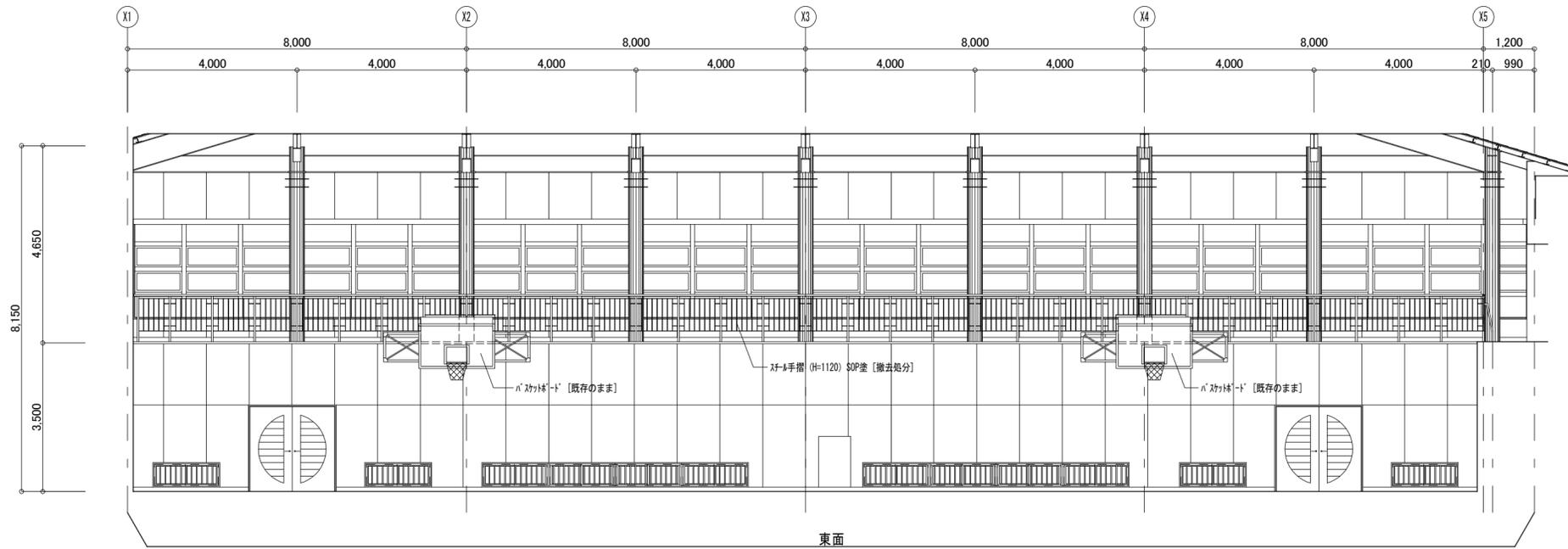
No. A-12



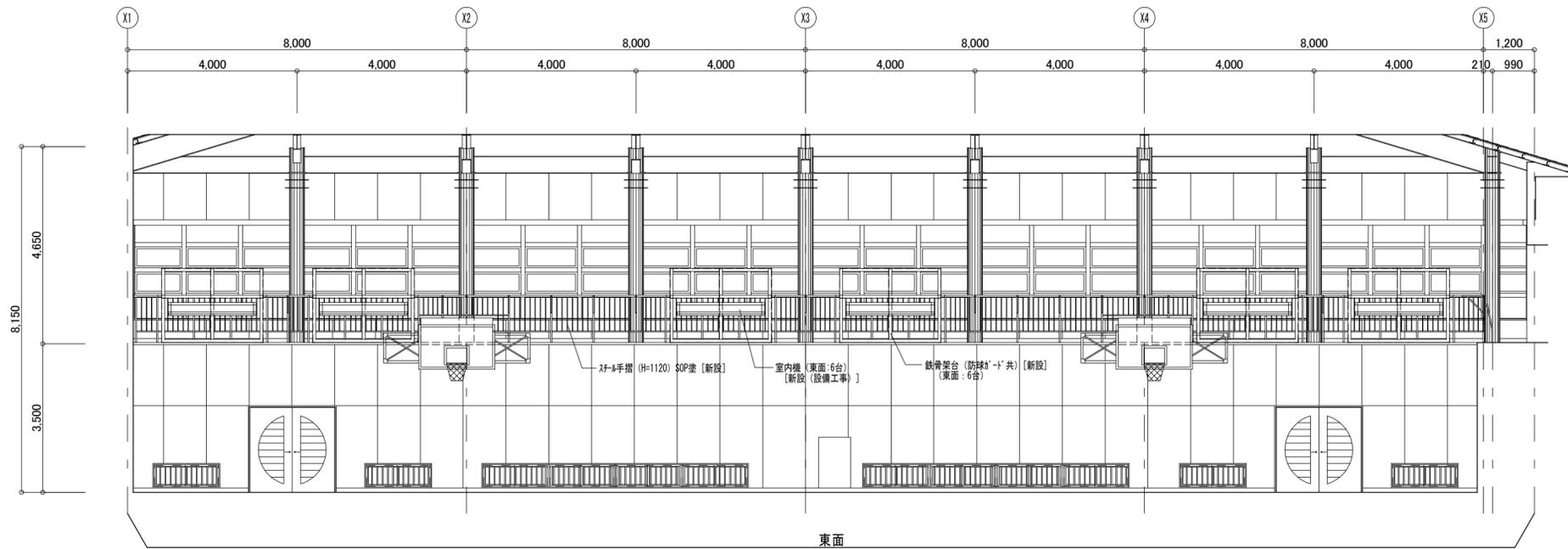
株式会社 松村建築計画研究所  
管理建築士 松村史朗

1級建築士登録119292号  
PHONE (088) 686-6491

改修前 アリーナ



改修後 アリーナ



JOB 鳴門市大麻中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事

TITLE 改修前後 展開図1 [屋内運動場]

SCALE 1/100

DATE

No

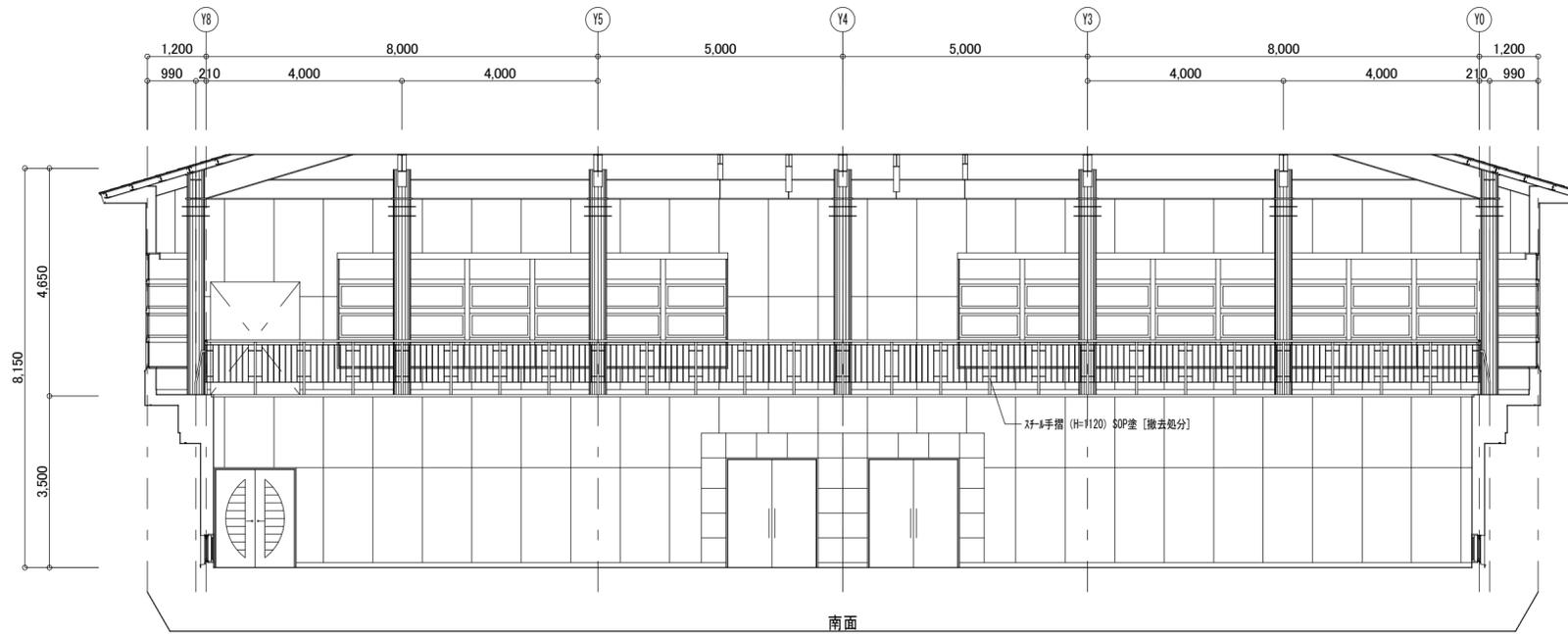
A-13



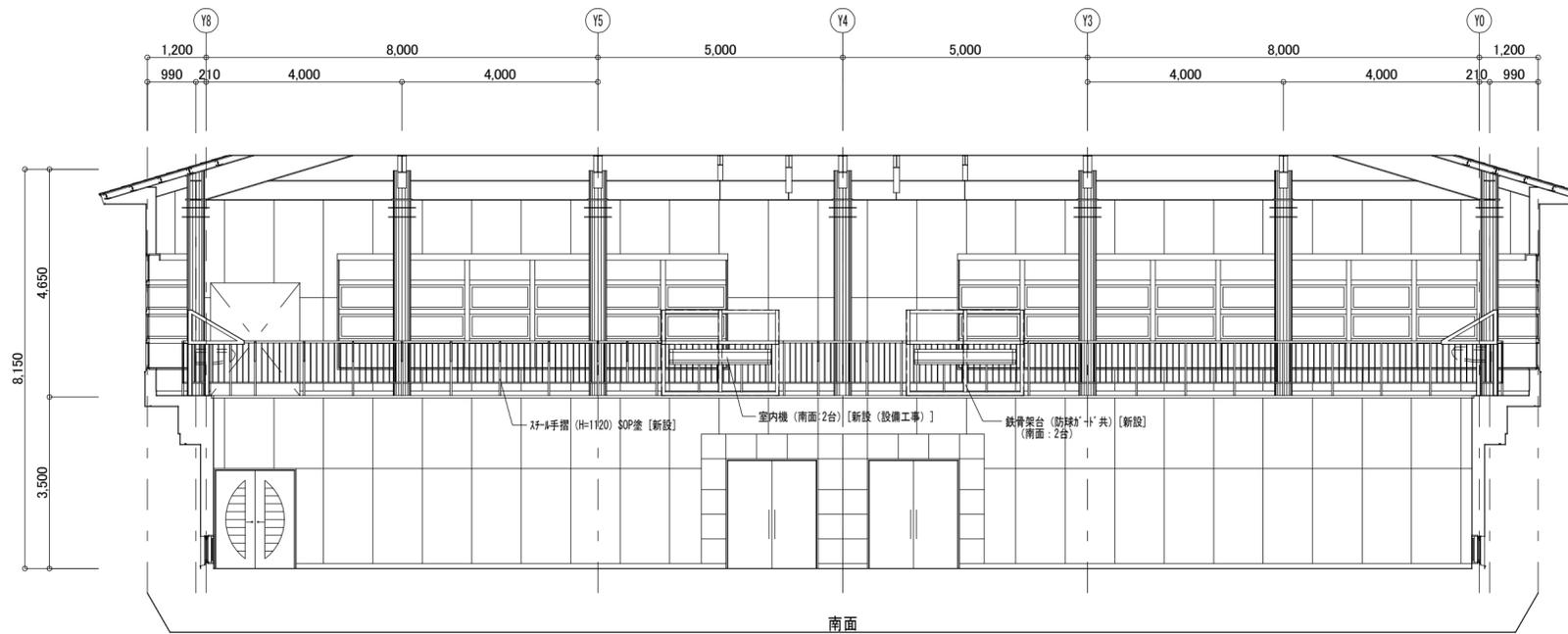
株式会社 松村建築計画研究所  
管理建築士 松村史朗

1級建築士登録119292号  
PHONE (088) 686-6491

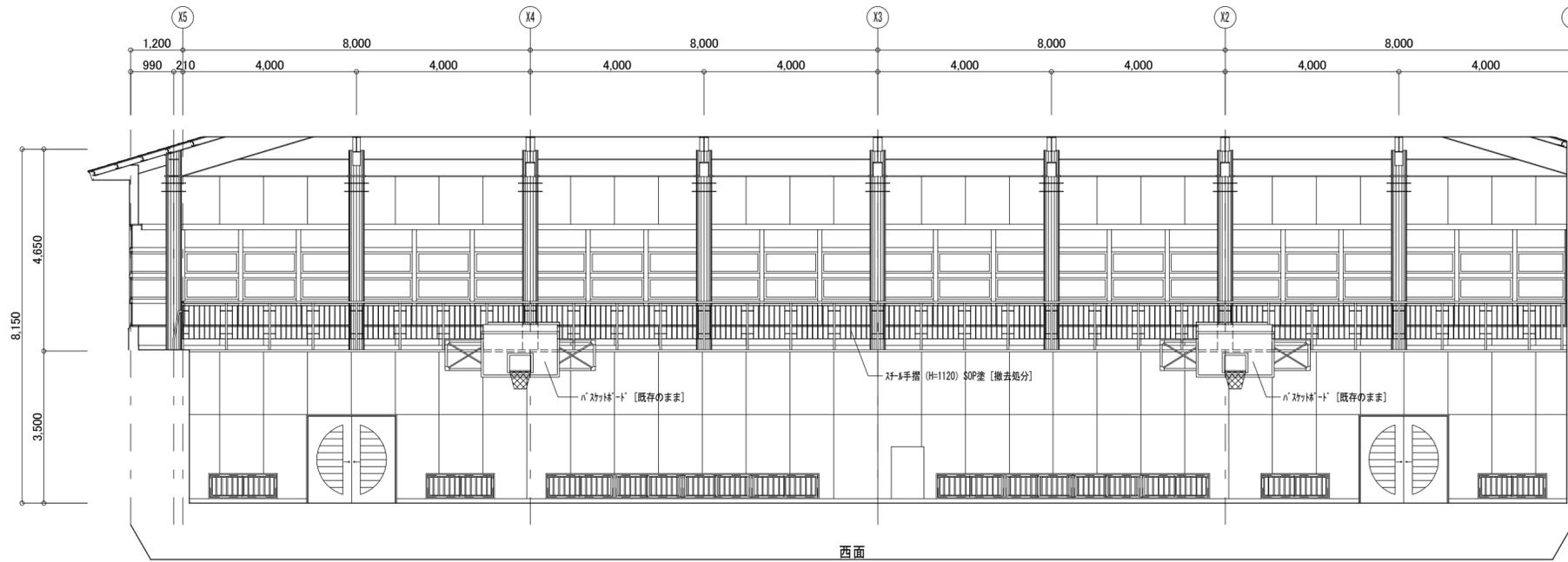
改修前 アリーナ



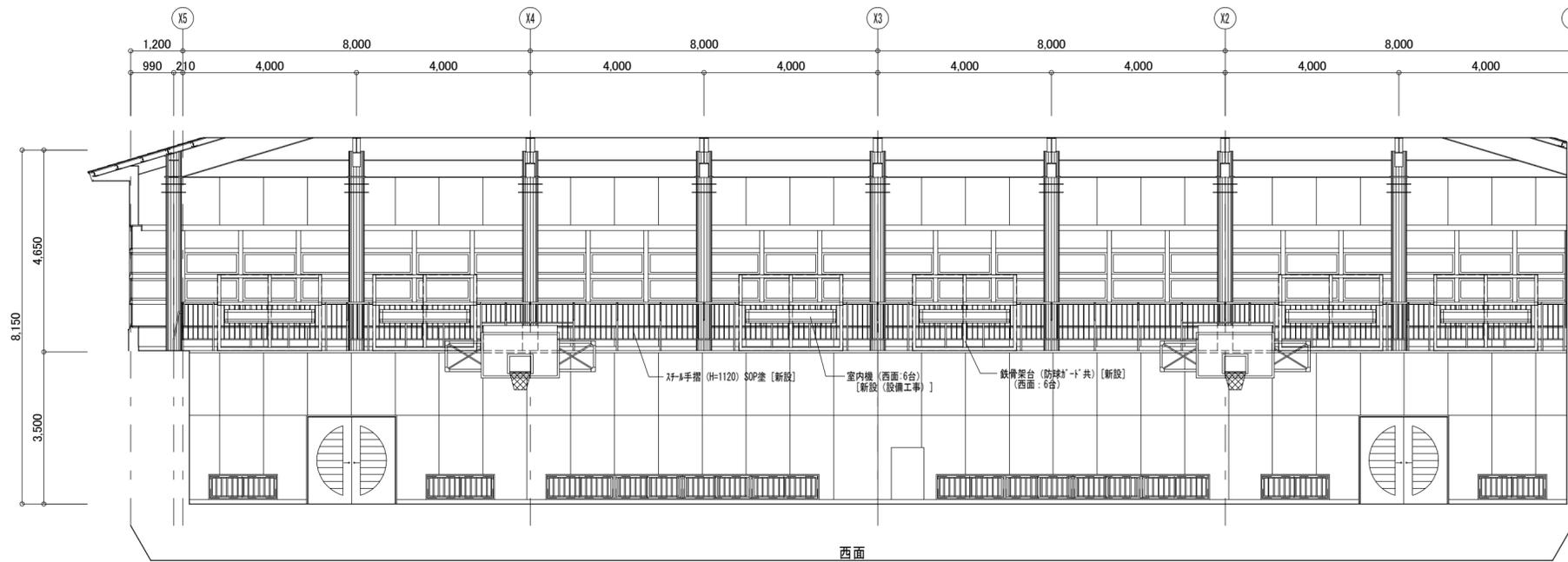
改修後 アリーナ



改修前 アリーナ



改修後 アリーナ



JOB 鳴門市大麻中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事

TITLE 改修前後 展開図3 [屋内運動場]

SCALE 1/100

DATE

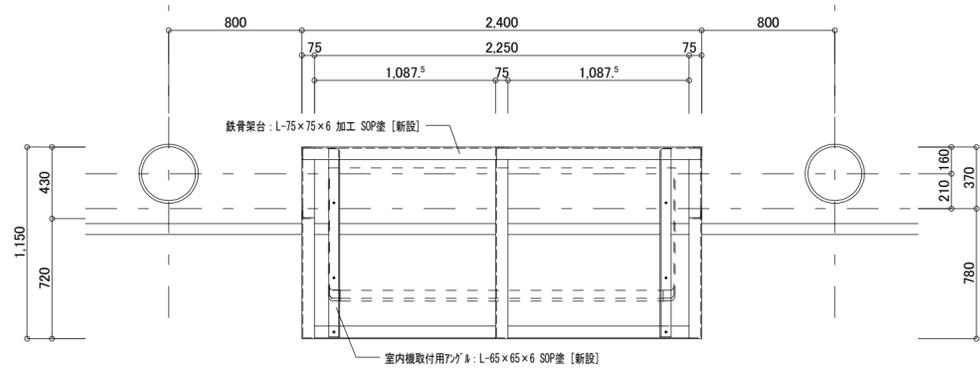
No

A-15

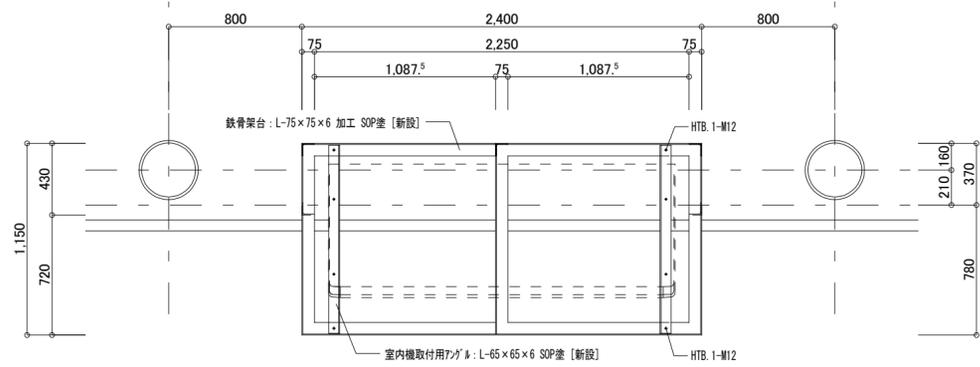


株式会社 松村建築計画研究所  
管理建築士 松村史朗

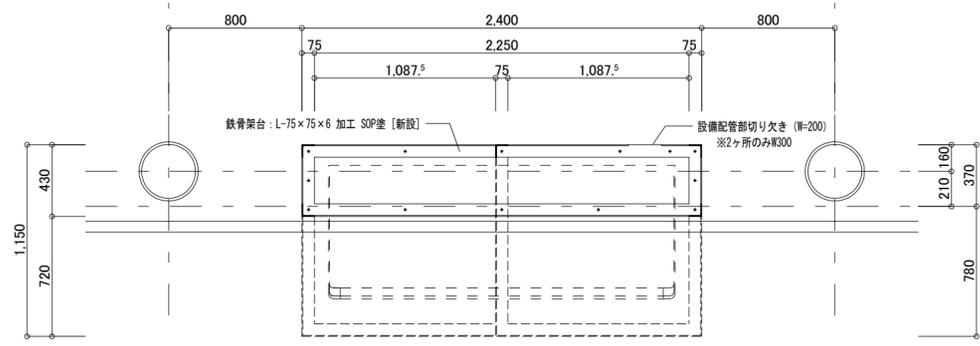
1級建築士登録119292号  
PHONE (088) 686-6491



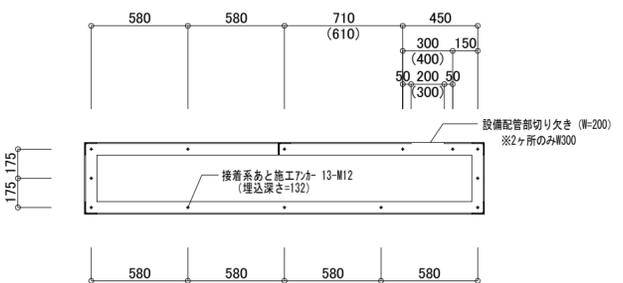
鉄骨架台平面図 (上部) S=1/30



鉄骨架台平面図 (中間部) S=1/30

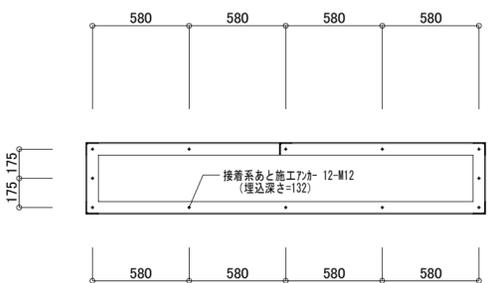


鉄骨架台平面図 (下部) S=1/30



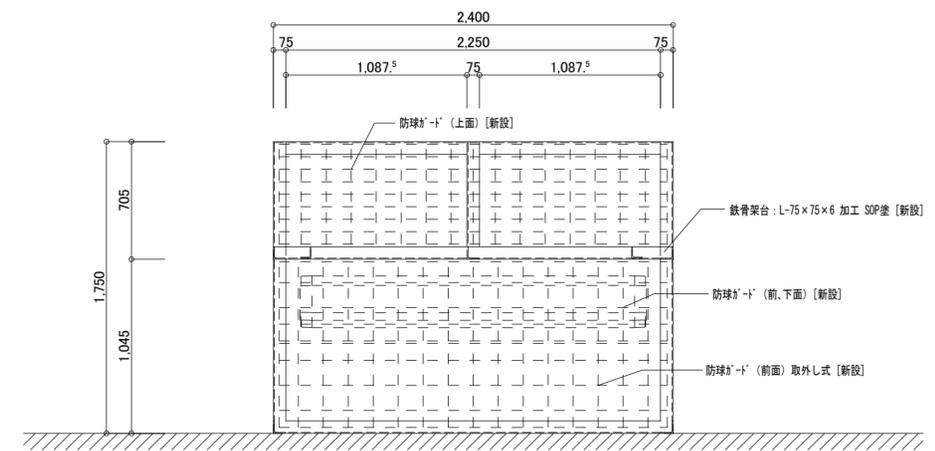
鉄骨架台アンカー図 (1) S=1/30

※ Y0通、Y8通 (12台) 部を示す。  
 ※ ( ) 内の寸法は切り欠き幅W300部 (2台) を示す。

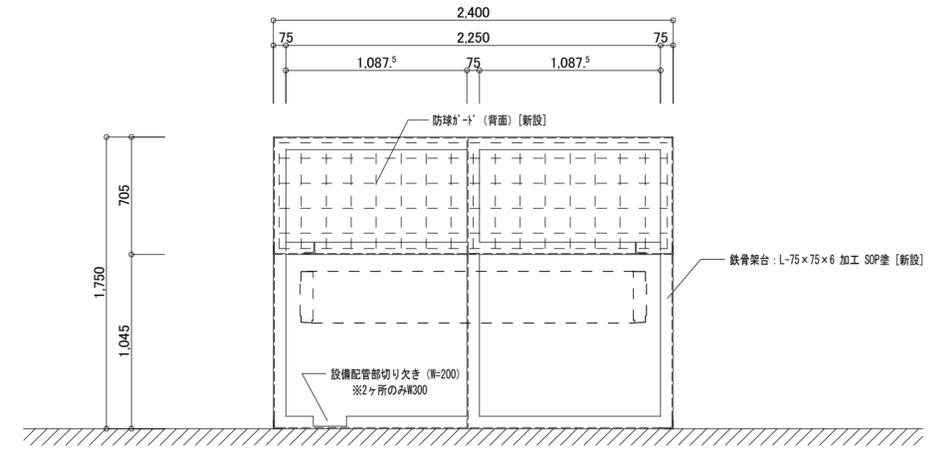


鉄骨架台アンカー図 (2) S=1/30

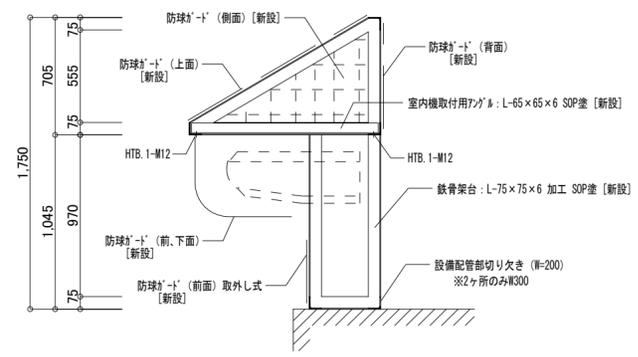
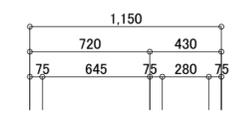
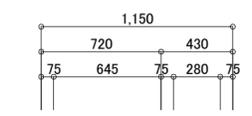
※ X5通 (2台) 部を示す。



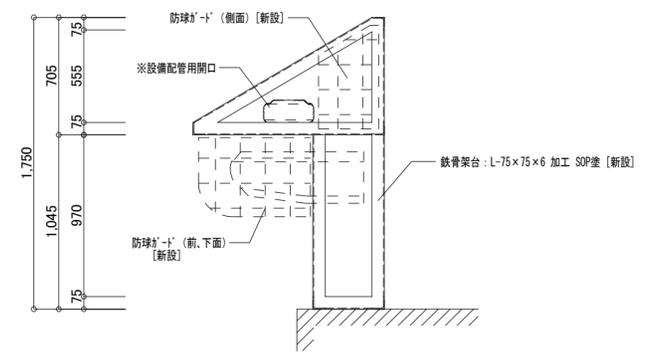
鉄骨架台立面図 (正面) S=1/30



鉄骨架台立面図 (背面) S=1/30



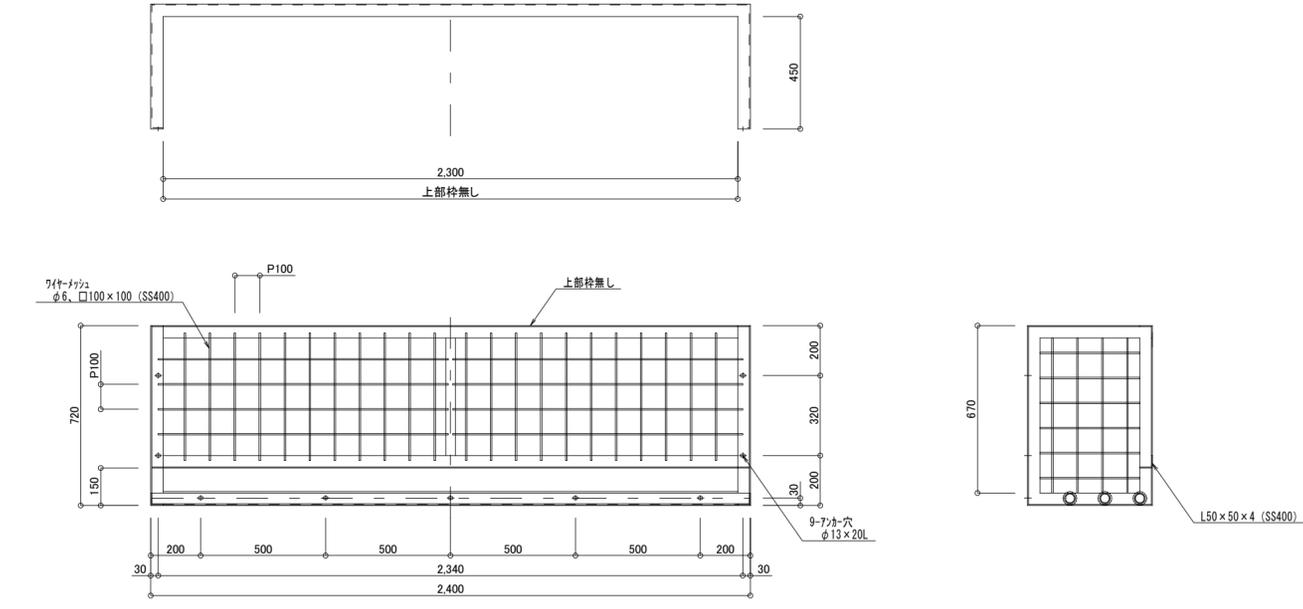
鉄骨架台断面図 S=1/30



鉄骨架台立面図 (側面) S=1/30

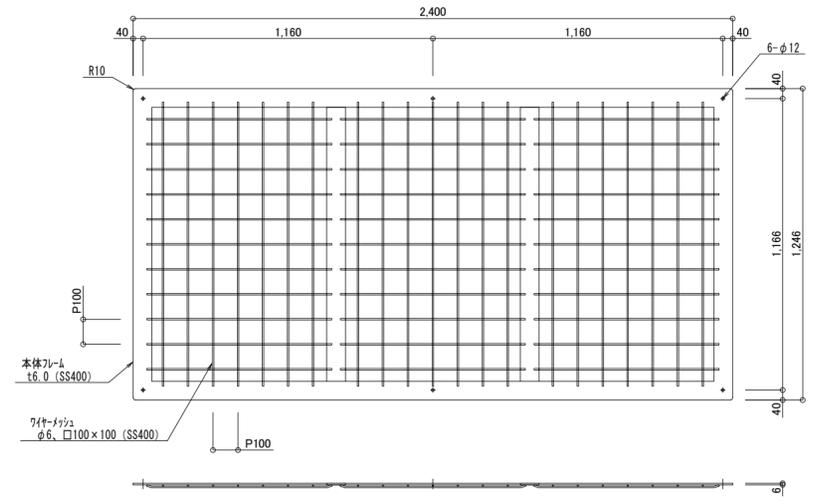
防球ガード (正面上部) S=1/20 14台

注) 製品重量: 50 kg



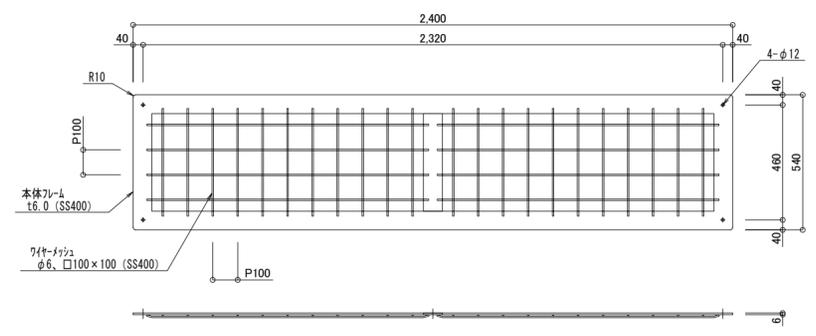
防球ガード (上面斜辺部) S=1/20 14台

注) 製品重量: 45 kg



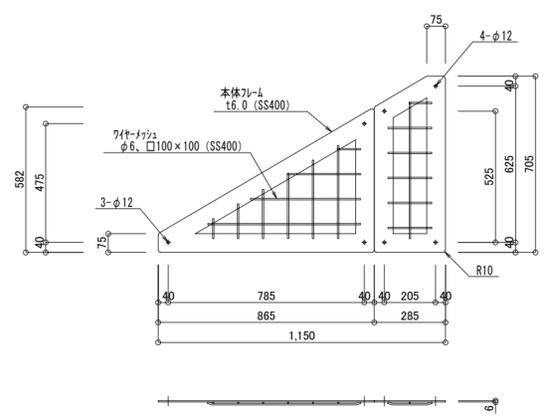
防球ガード (正面下部) S=1/20 14台

注) 製品重量: 26 kg



防球ガード (側面上部) S=1/20 25台

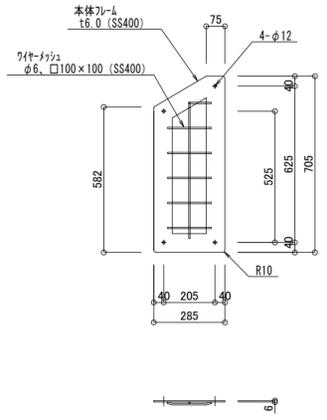
注) 製品重量: 15 kg



注) 設備工事側と配管位置の打ち合せを行うこと。

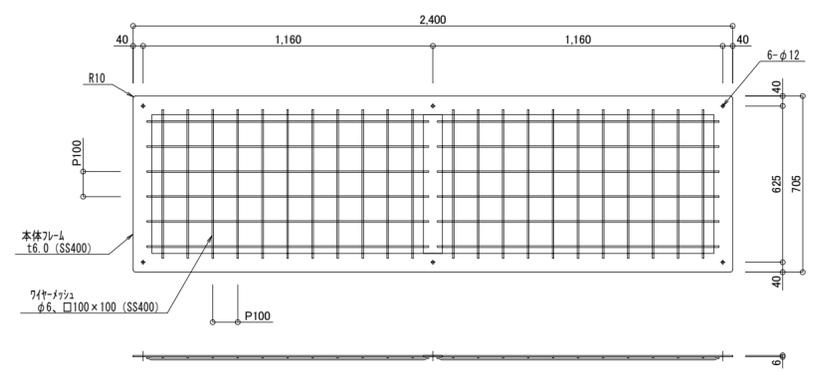
防球ガード (側面上部) S=1/20 3台

注) 製品重量: 6 kg

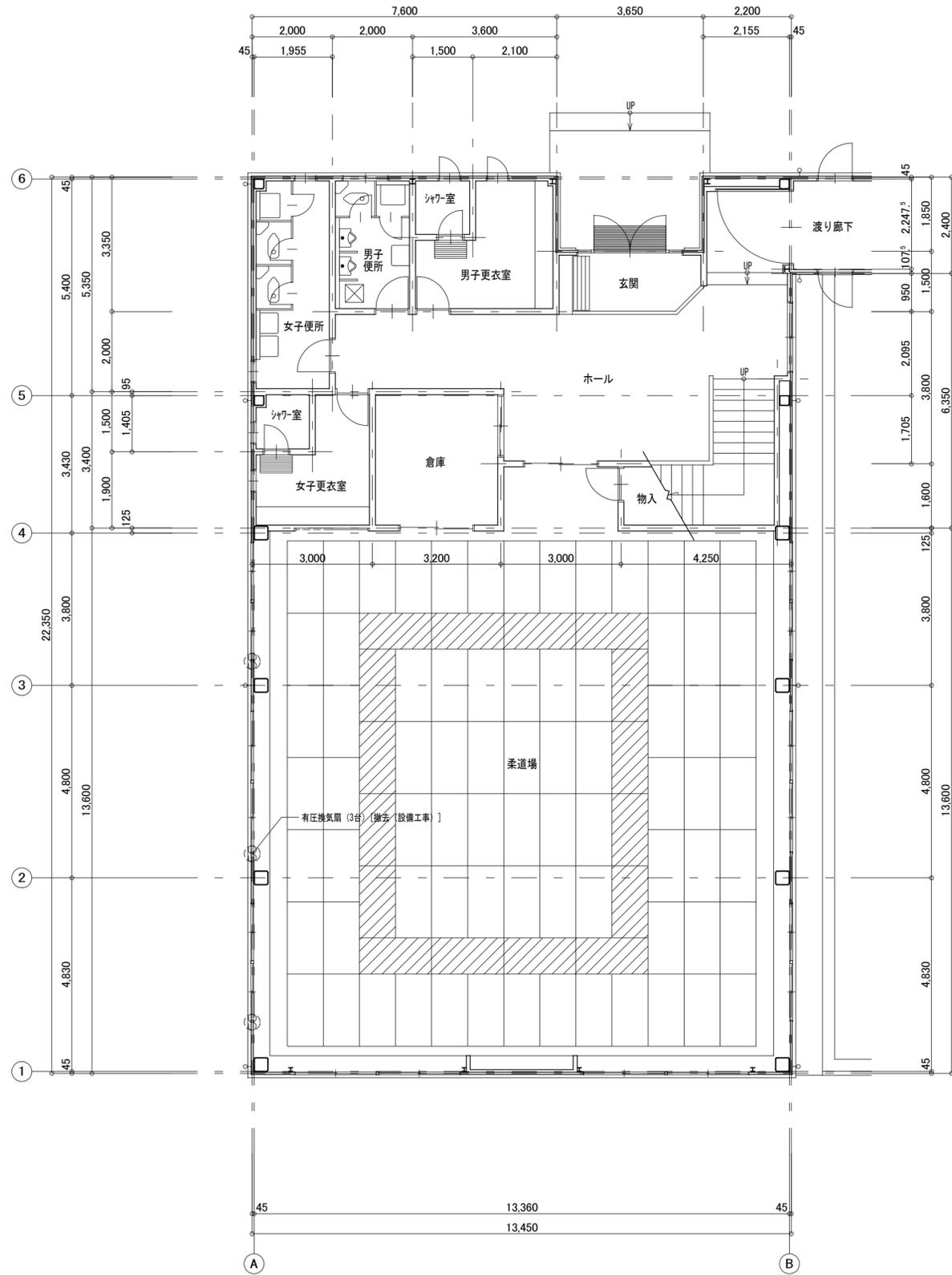


防球ガード (背面上部) S=1/20 14台

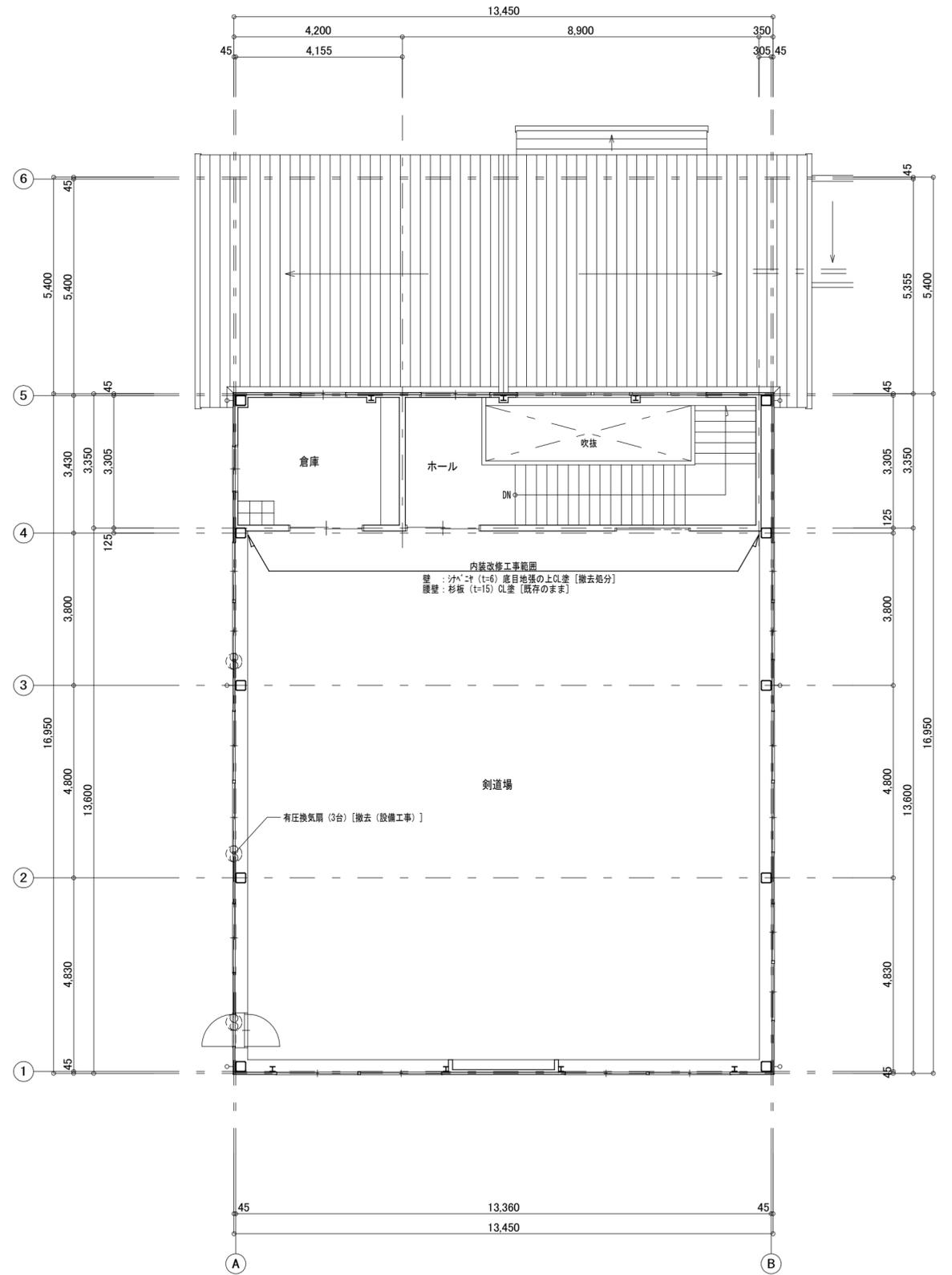
注) 製品重量: 30 kg



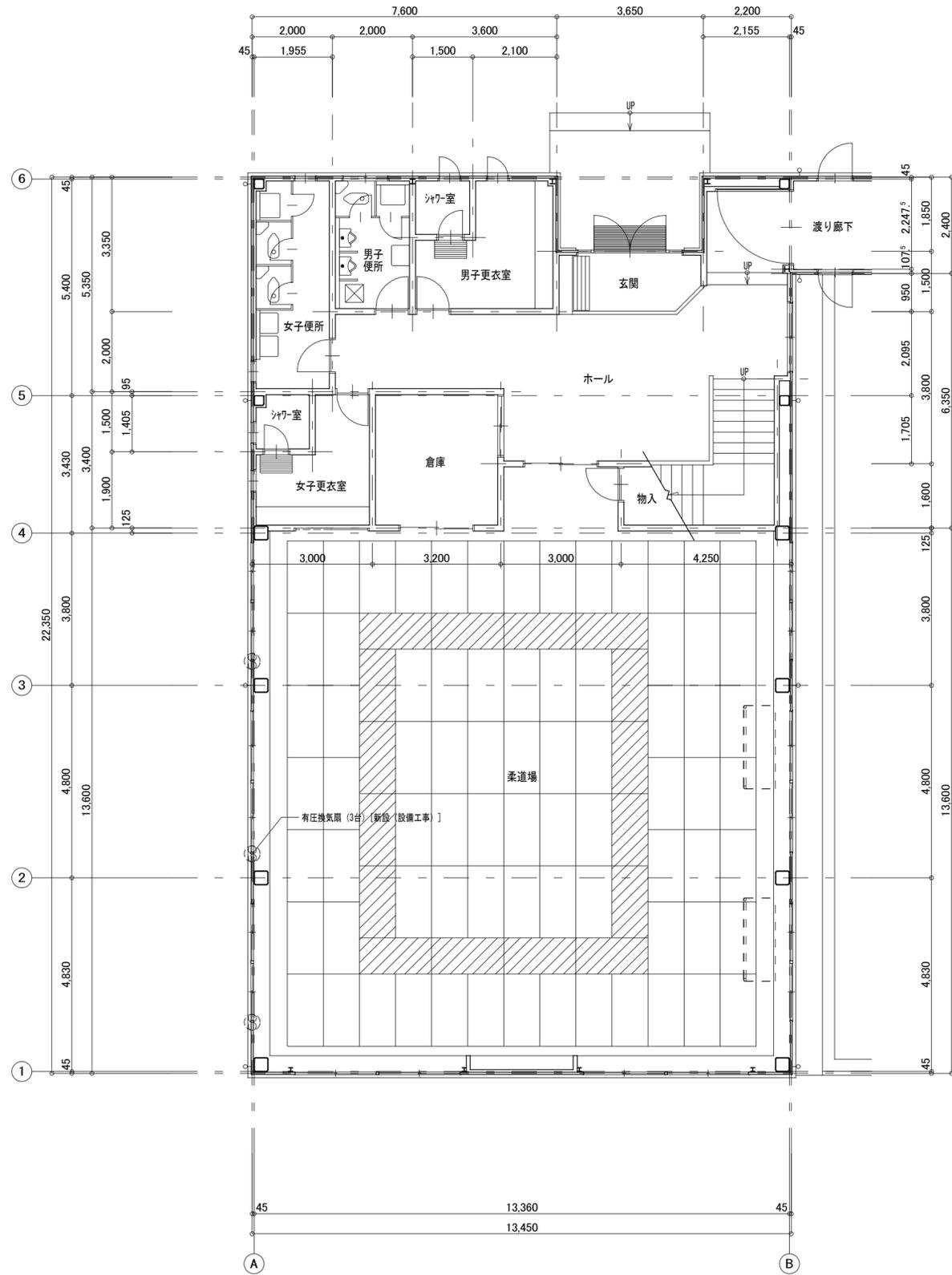
共通) 設計温度: 5~35℃ (常温)  
 設置場所: 屋内設置専用  
 製作: 製作図及び社内基準  
 寸法公差: JIS B 0404-18級  
 塗装: 指定色塗装 (粉体焼付塗装 マンセル値: 2.5Y9/1)  
 (塗装範囲: 全面、つや・半つや)  
 特記: ホルト・ナット・ワッシャー類は付属とします。  
 人荷重は想定しておりません。  
 ぶら下がるなどしないでください。  
 塗装部は2~3年を目処に補修塗装を行ってください。  
 定期的な点検を行ってください。



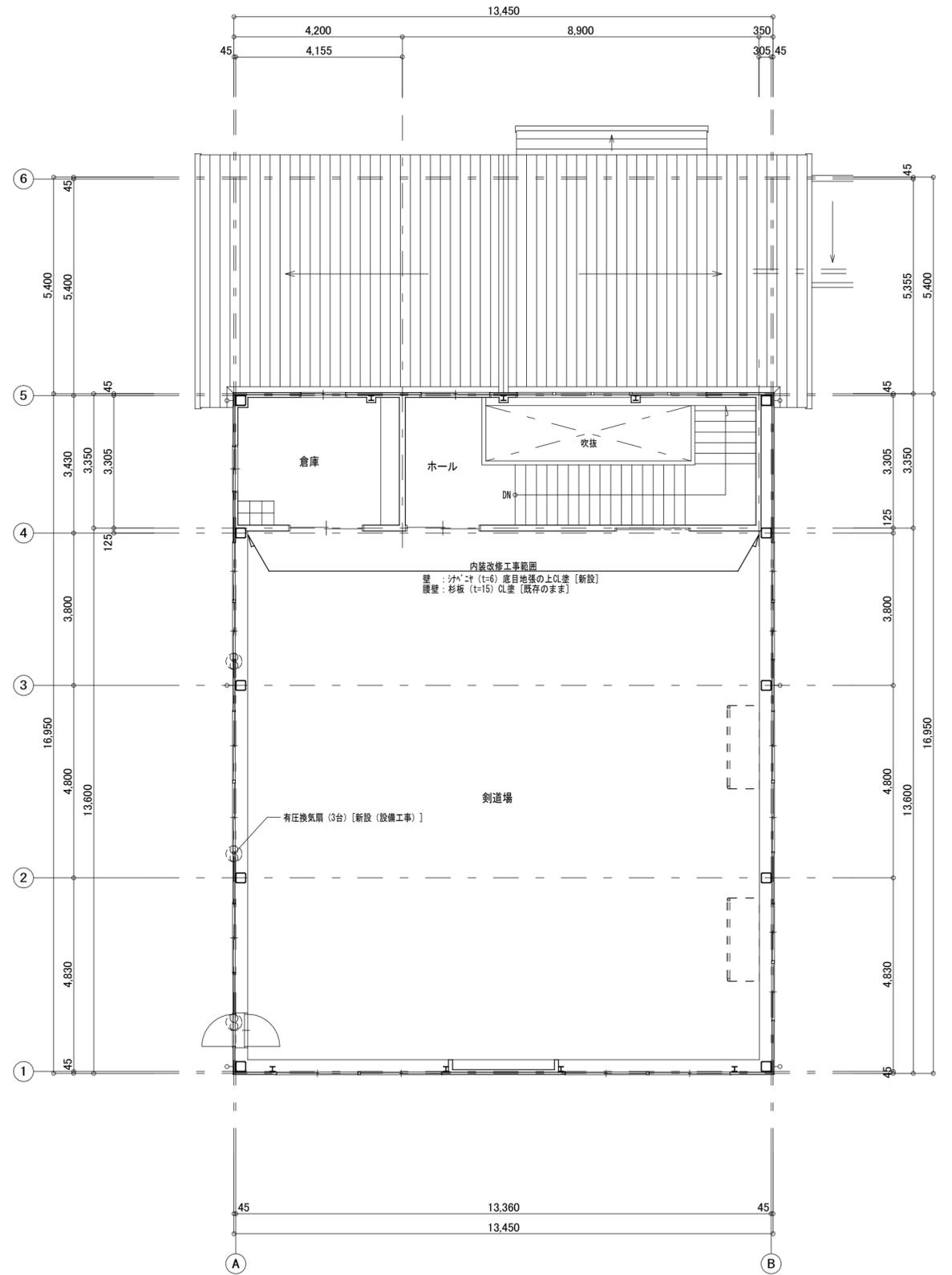
改修前 1階平面図 S=1/100



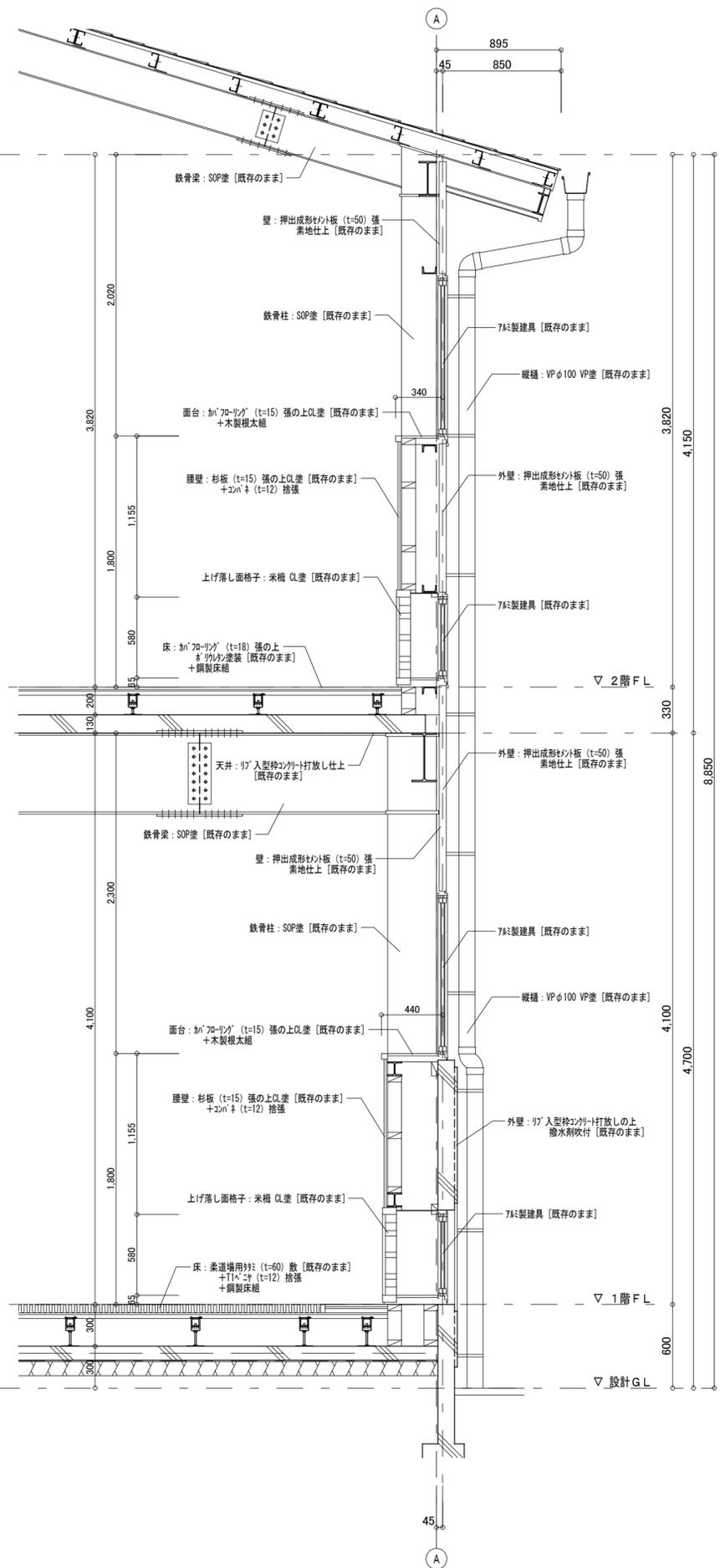
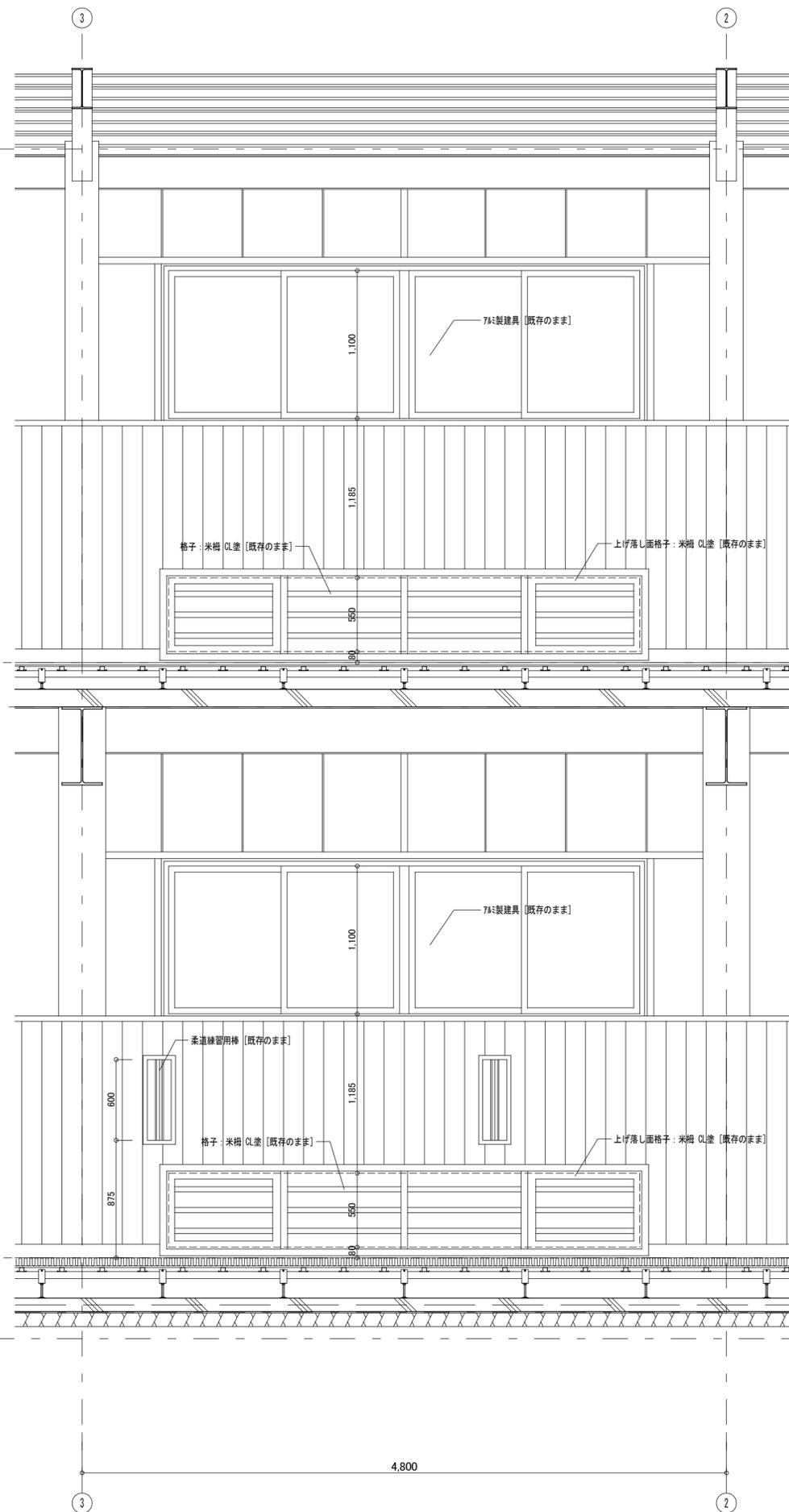
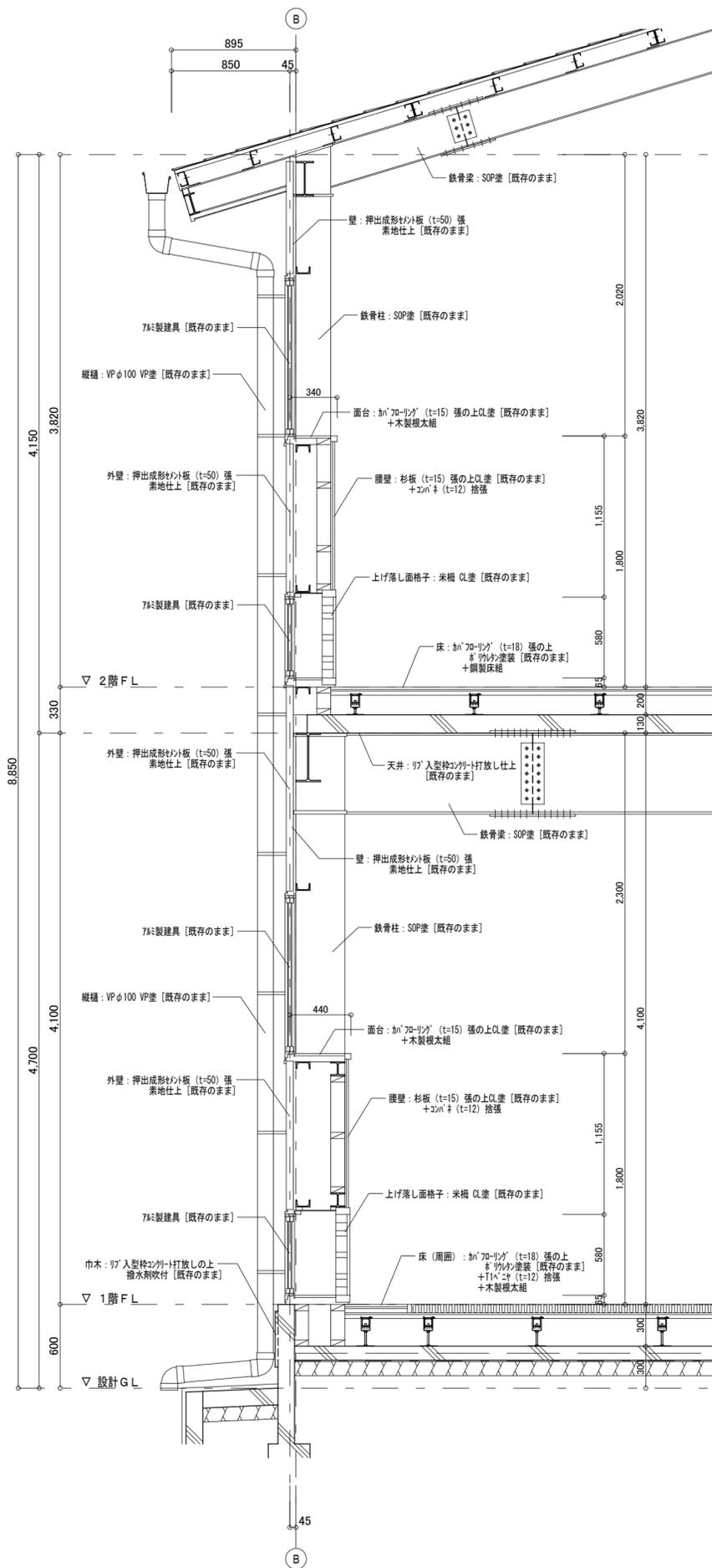
改修前 2階平面図 S=1/100



改修後 1階平面図 S=1/100

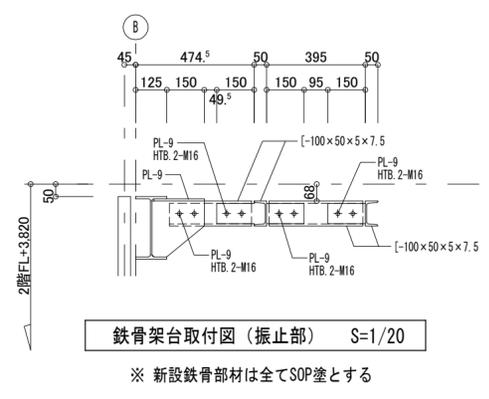
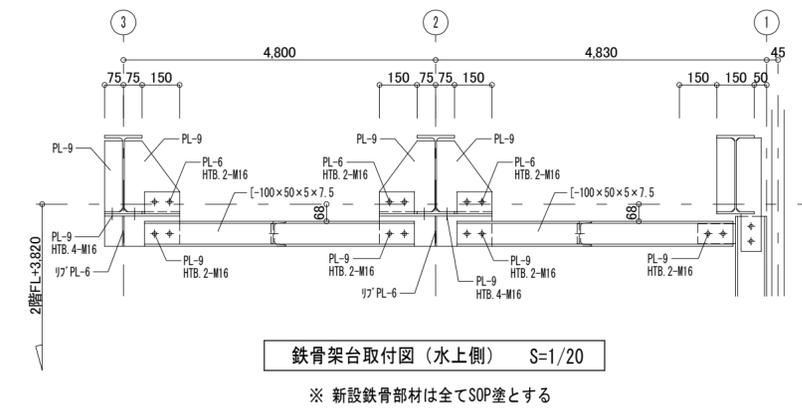
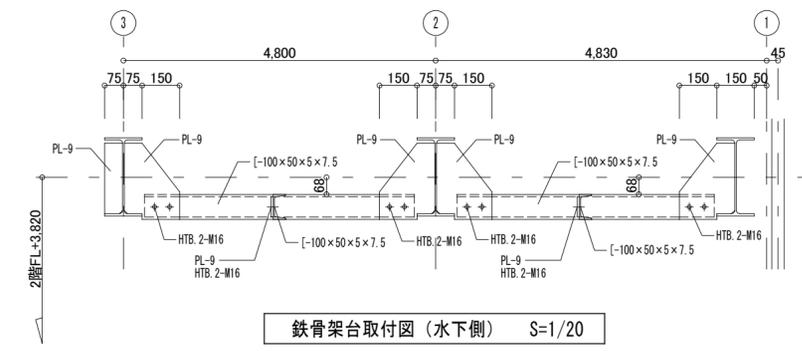
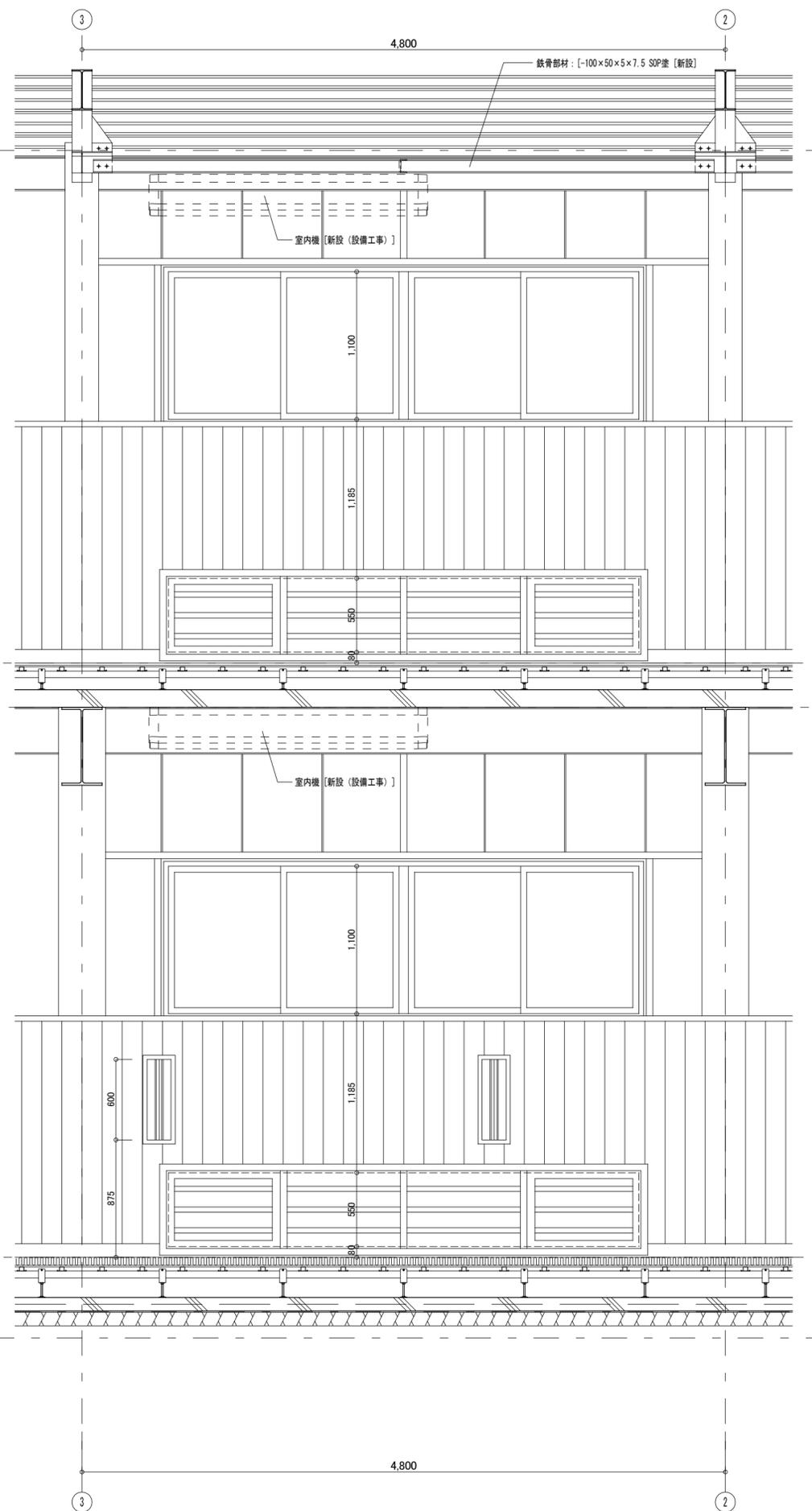
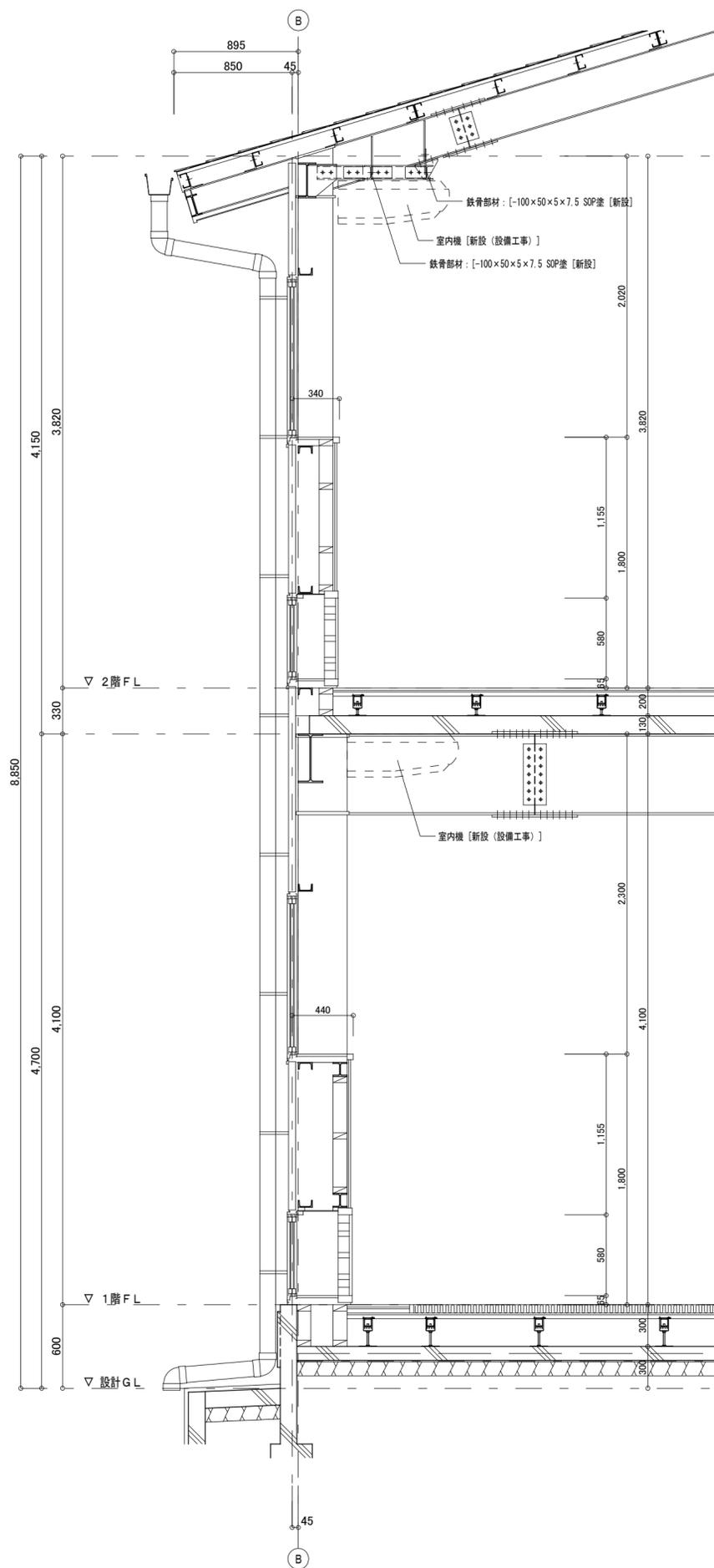


改修後 2階平面図 S=1/100

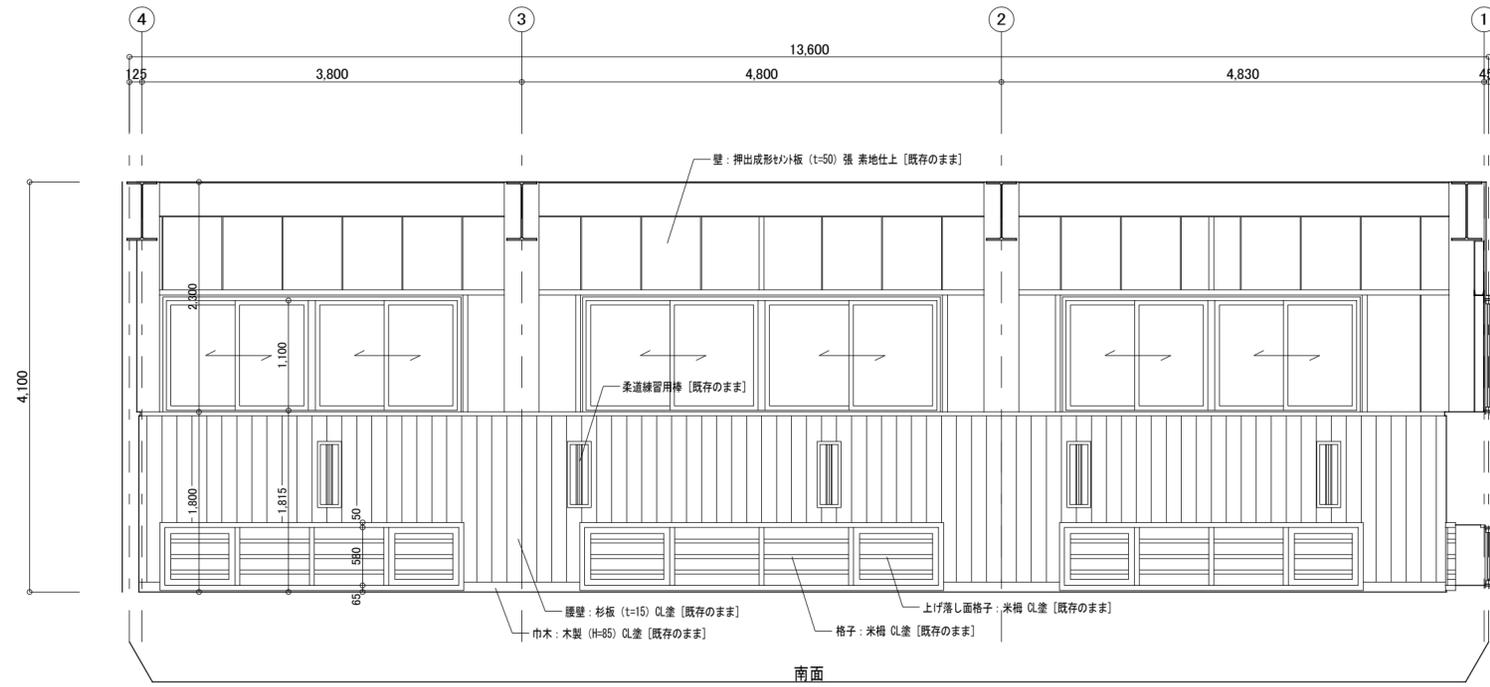


JOB 鳴門市大麻中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事  
 TITLE 改修前 断面詳細図 [格枝場] SCALE 1/30 DATE

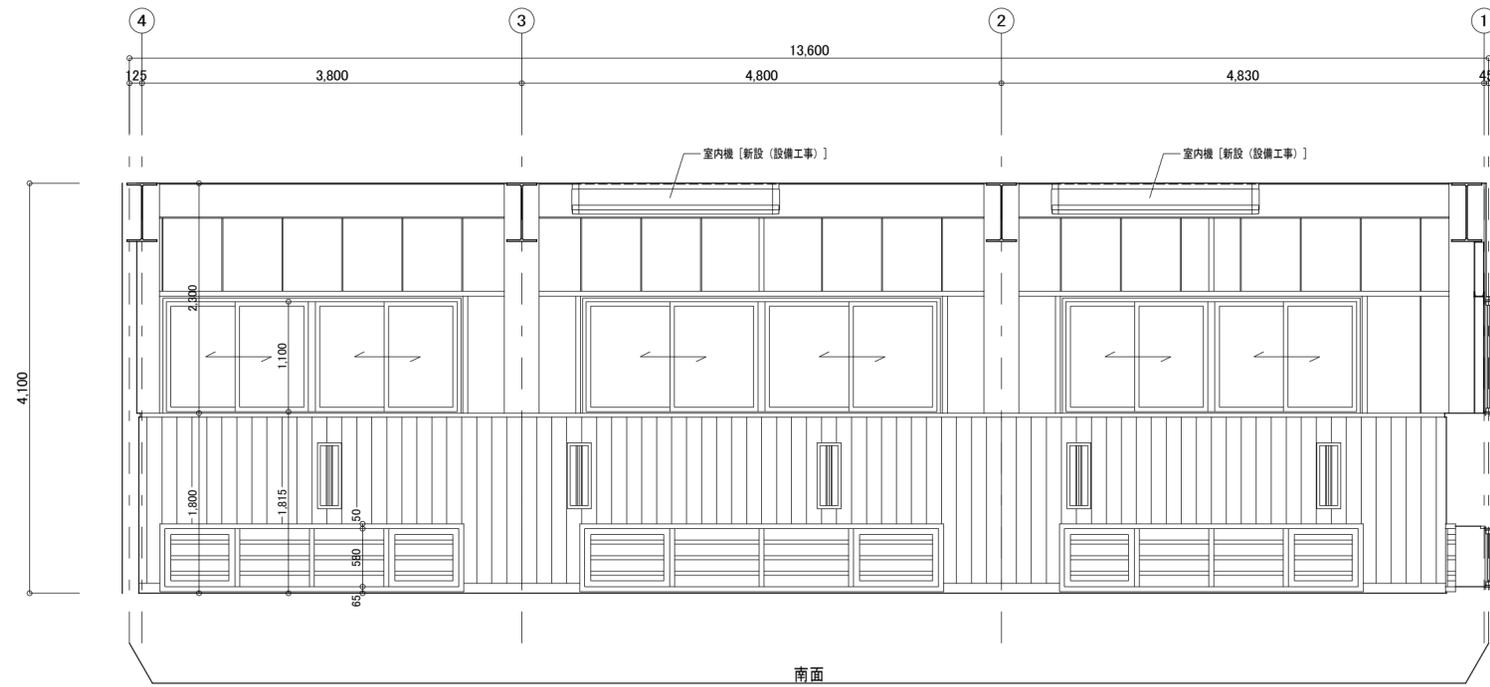
No. A-20  
 株式会社 松村建築計画研究所  
 管理建築士 松村史朗  
 1級建築士登録119292号  
 PHONE (088) 686-6491



改修前 1階 柔道場



改修後 1階 柔道場



JOB 鳴門市大麻中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事

TITLE 改修前後 展開図1 [格技場]

SCALE 1/50

DATE

No

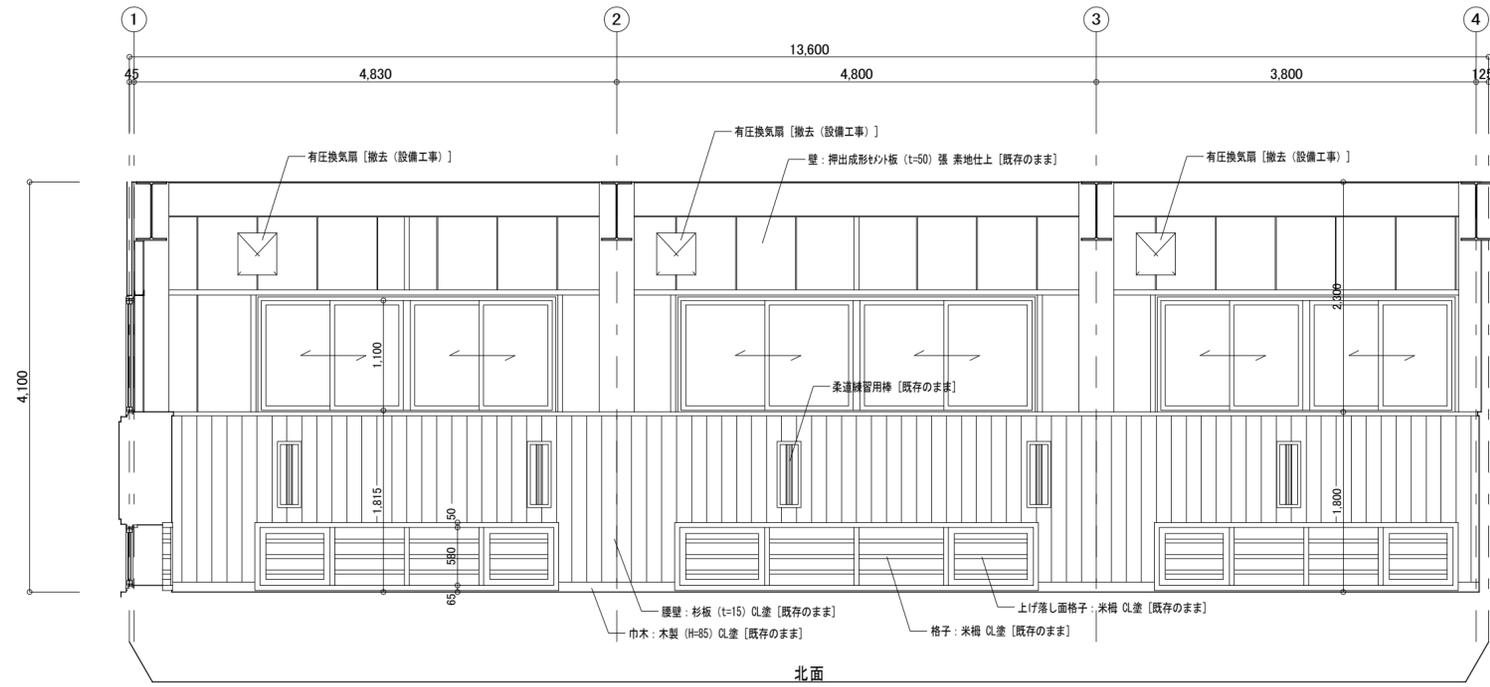
A-22



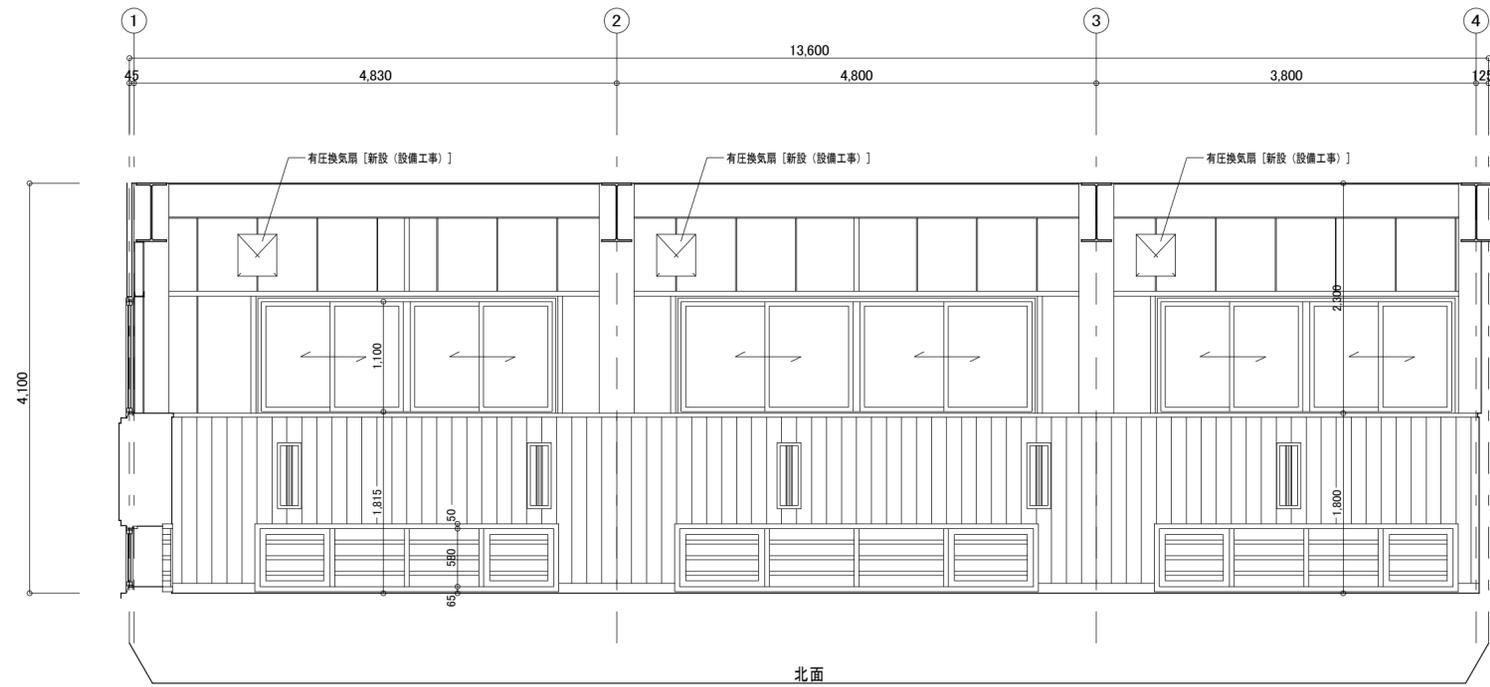
株式会社 松村建築計画研究所  
管理建築士 松村史朗

1級建築士登録119292号  
PHONE (088) 686-6491

改修前 1階 柔道場



改修後 1階 柔道場



JOB 鳴門市大麻中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事

TITLE 改修前後 展開図2 [格技場]

SCALE 1/50

DATE

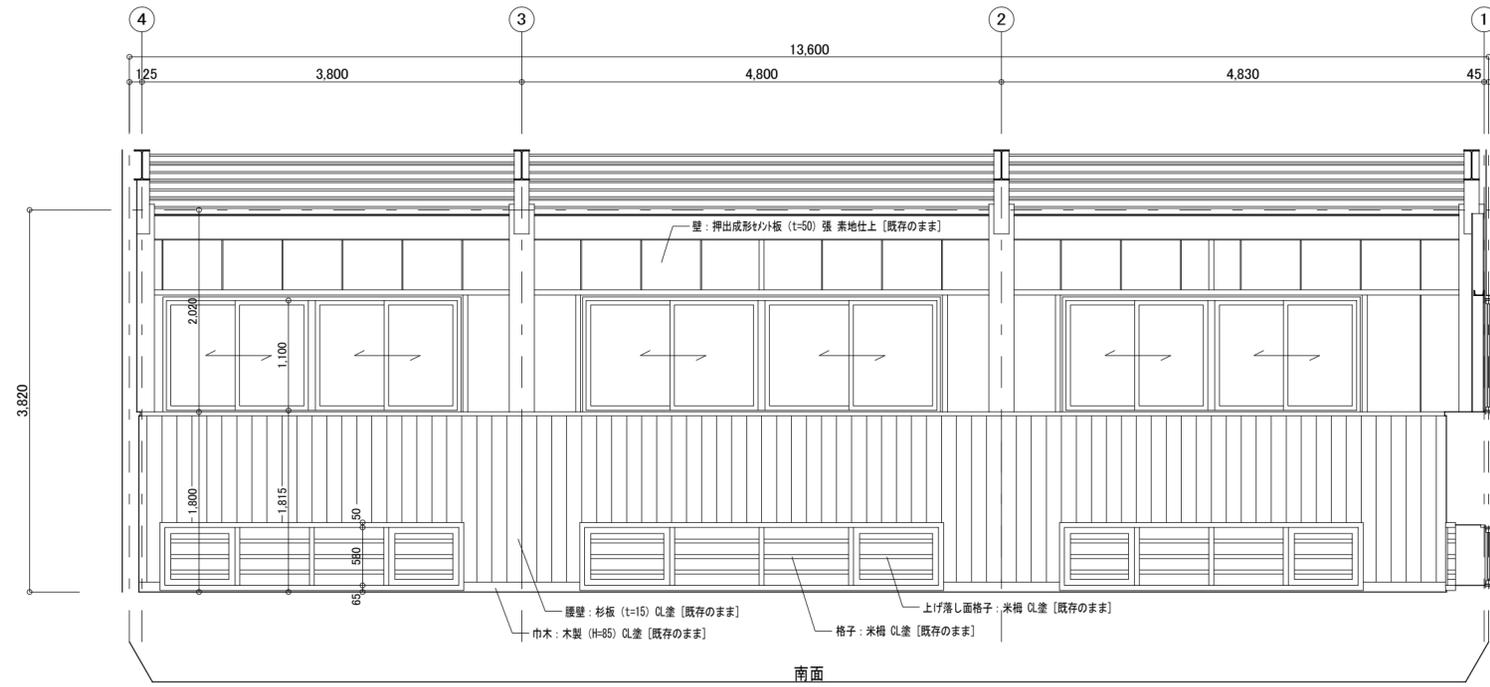
No. A-23



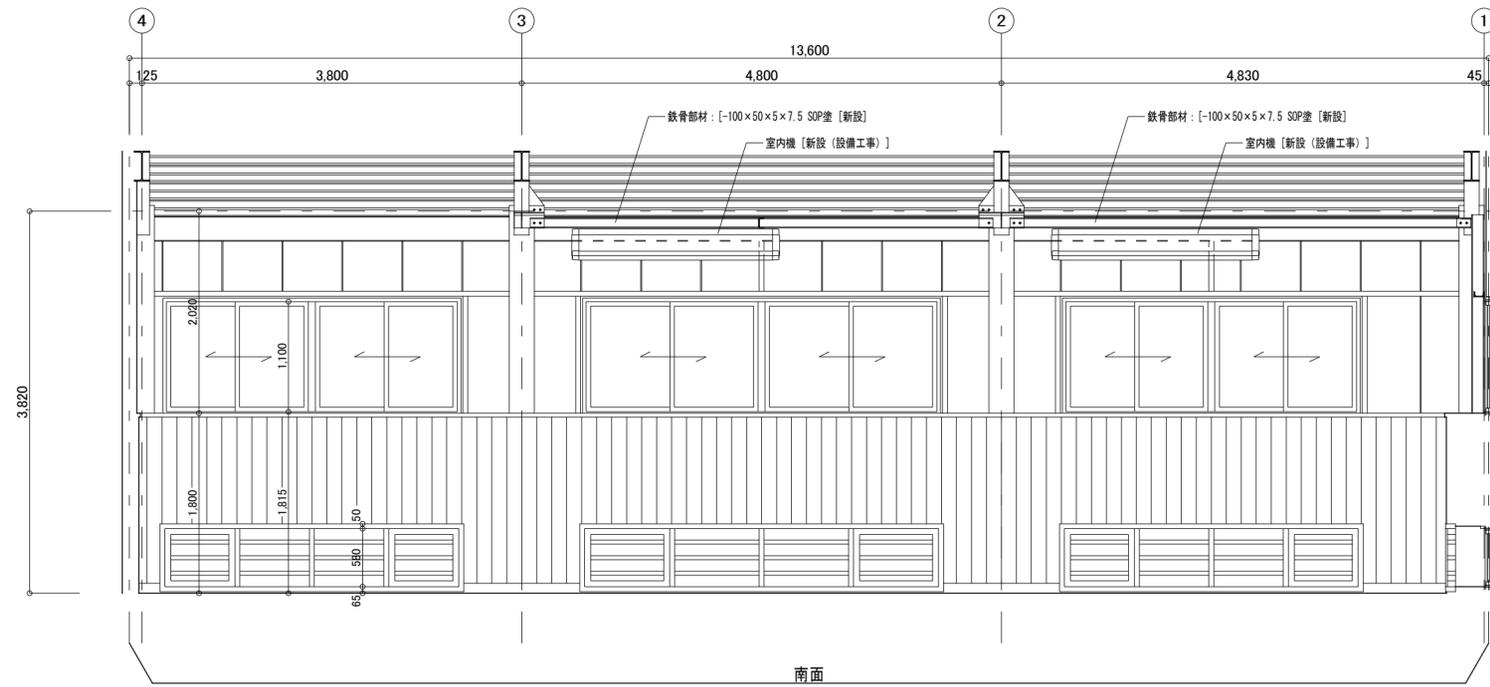
株式会社 松村建築計画研究所  
 管理建築士 松村史朗

1級建築士登録119292号  
 PHONE (088) 686-6491

改修前 2階 剣道場



改修後 2階 剣道場



JOB 鳴門市大麻中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事

TITLE 改修前後 展開図3 [格技場]

SCALE 1/50

DATE

No

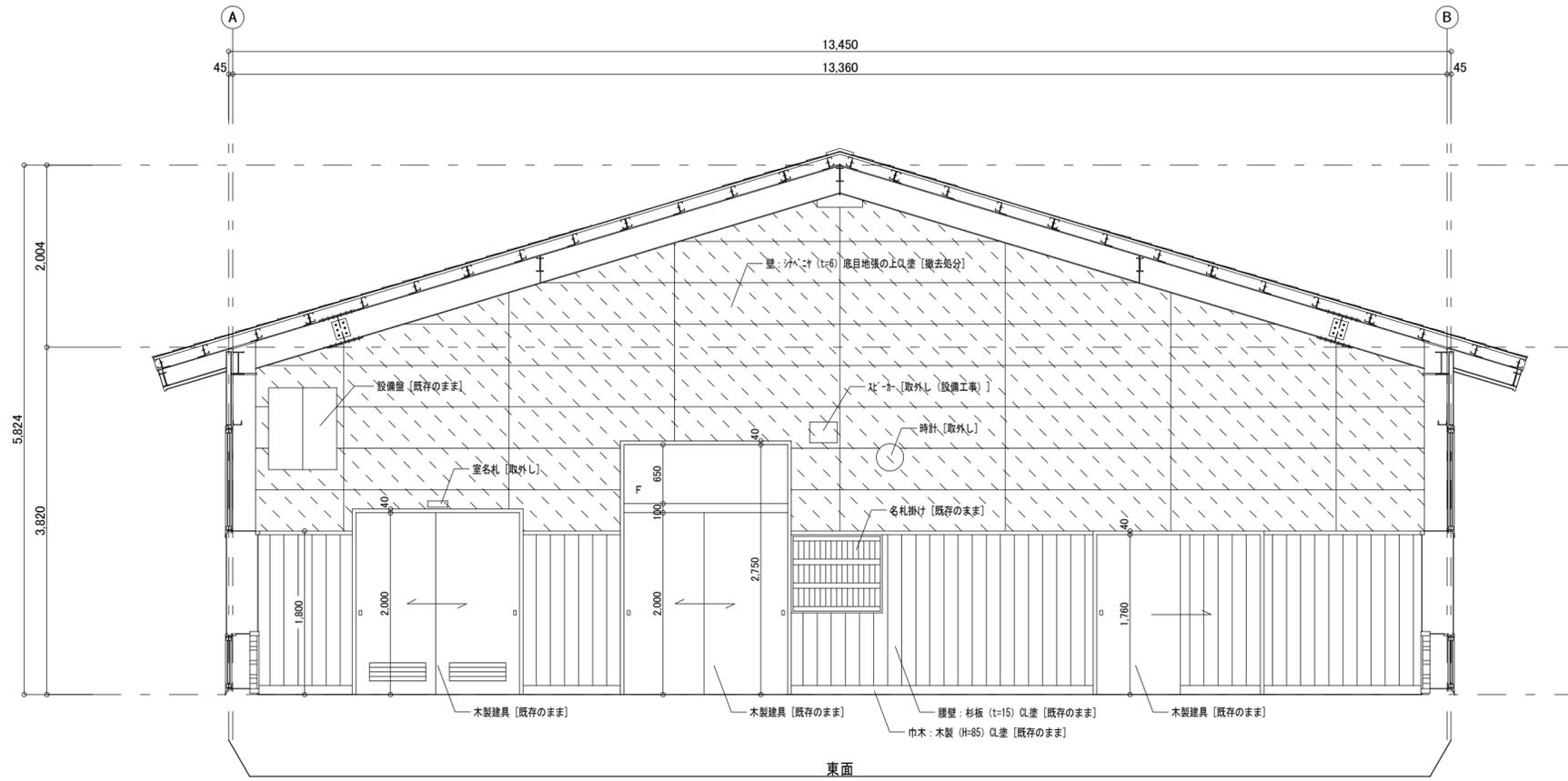
A-24



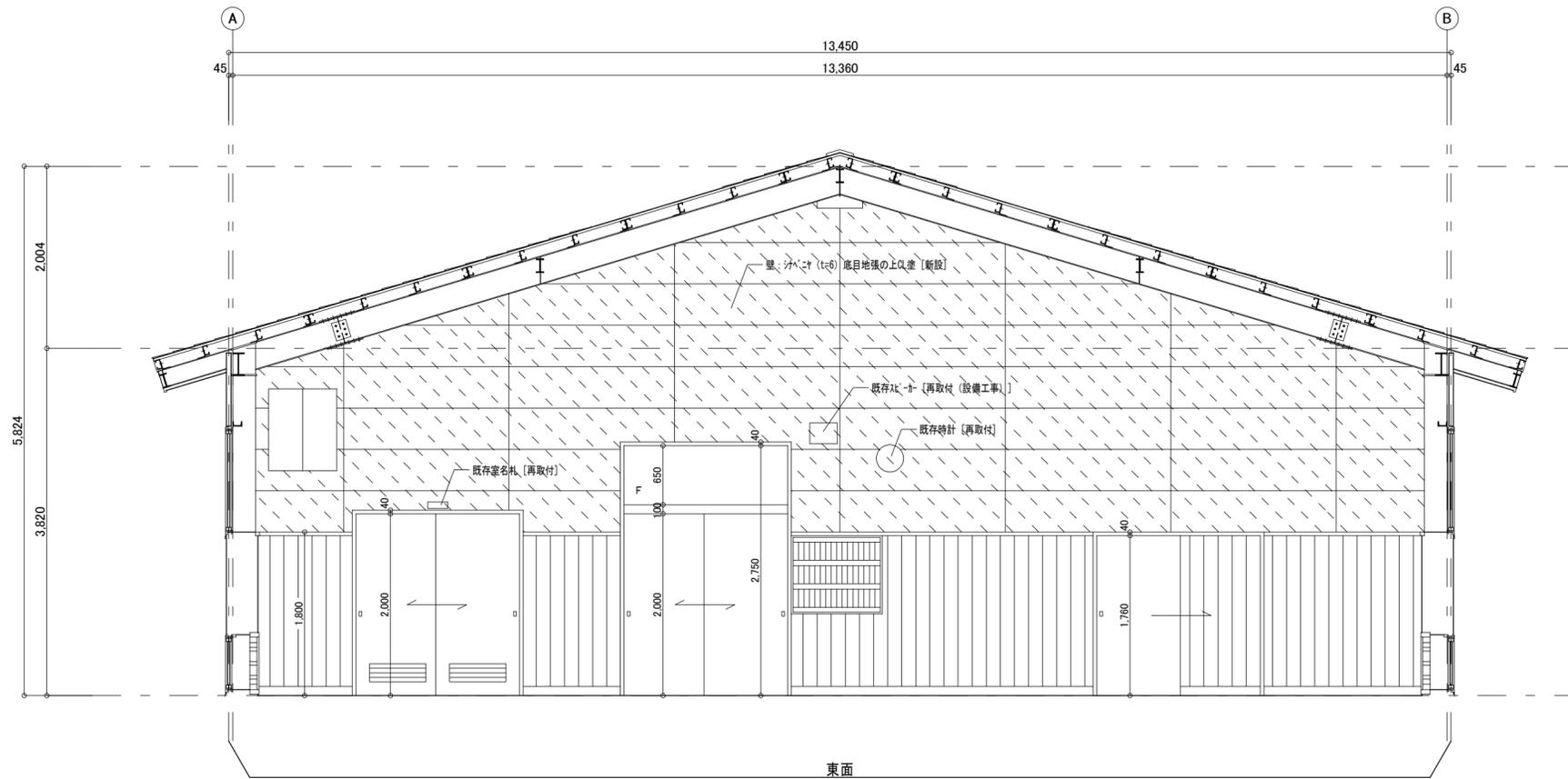
株式会社 松村建築計画研究所  
管理建築士 松村史朗

1級建築士登録119292号  
PHONE (088) 686-6491

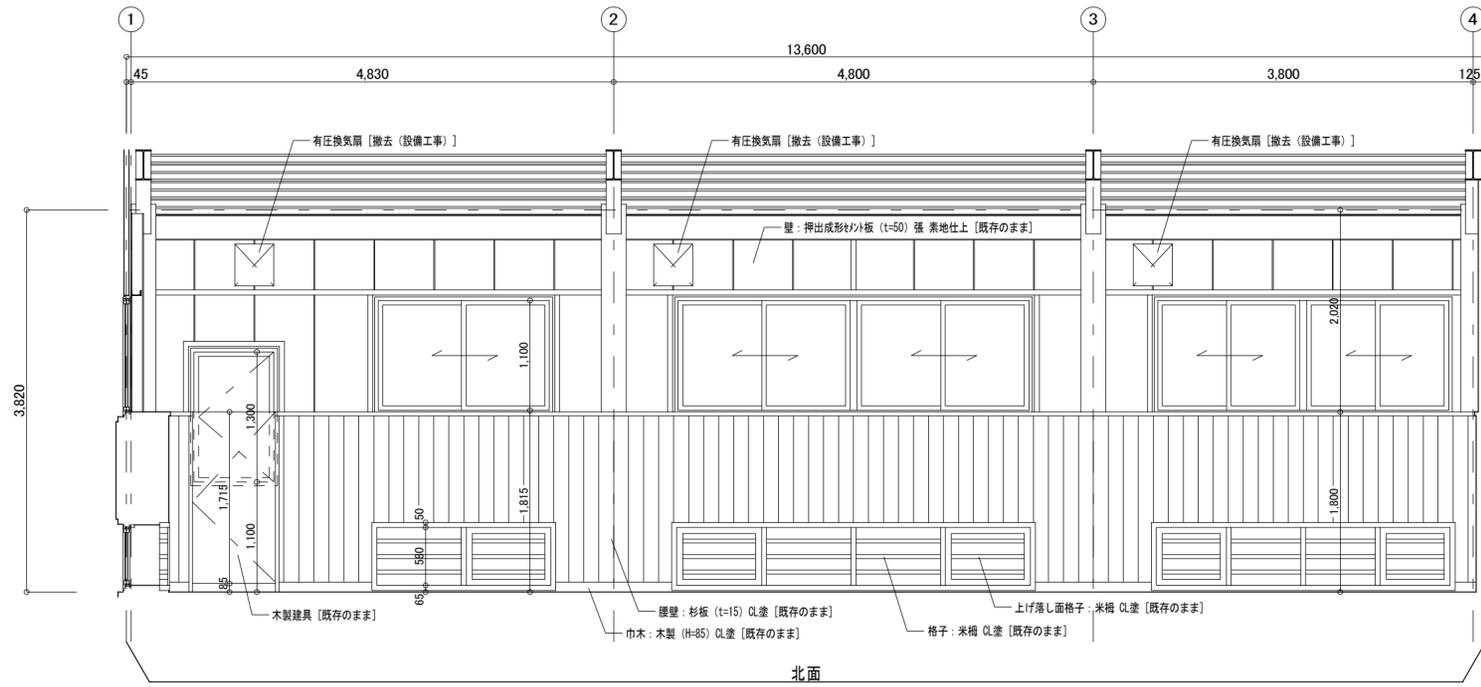
改修前 2階 剣道場



改修後 2階 剣道場

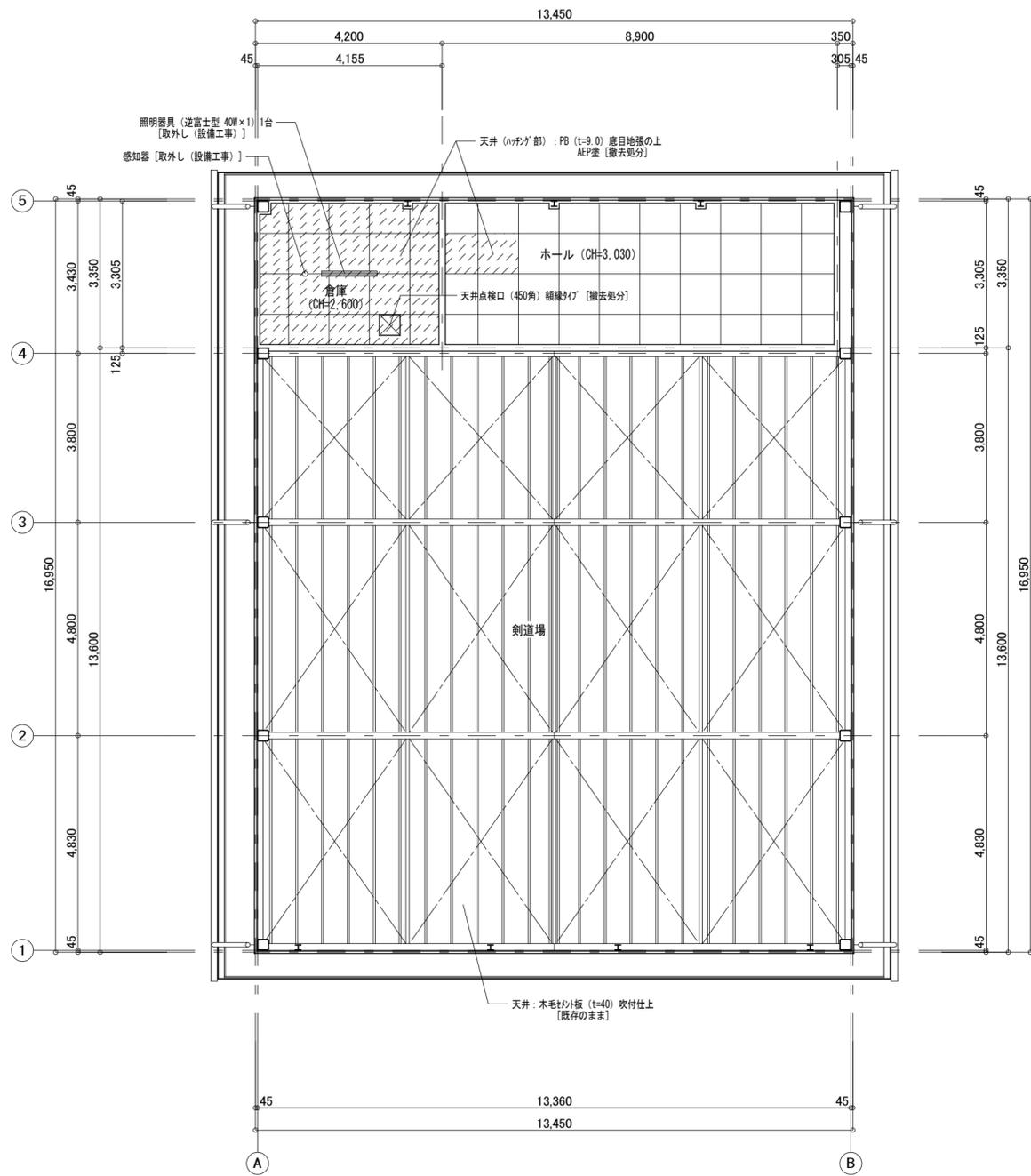


改修前 1階 柔道場

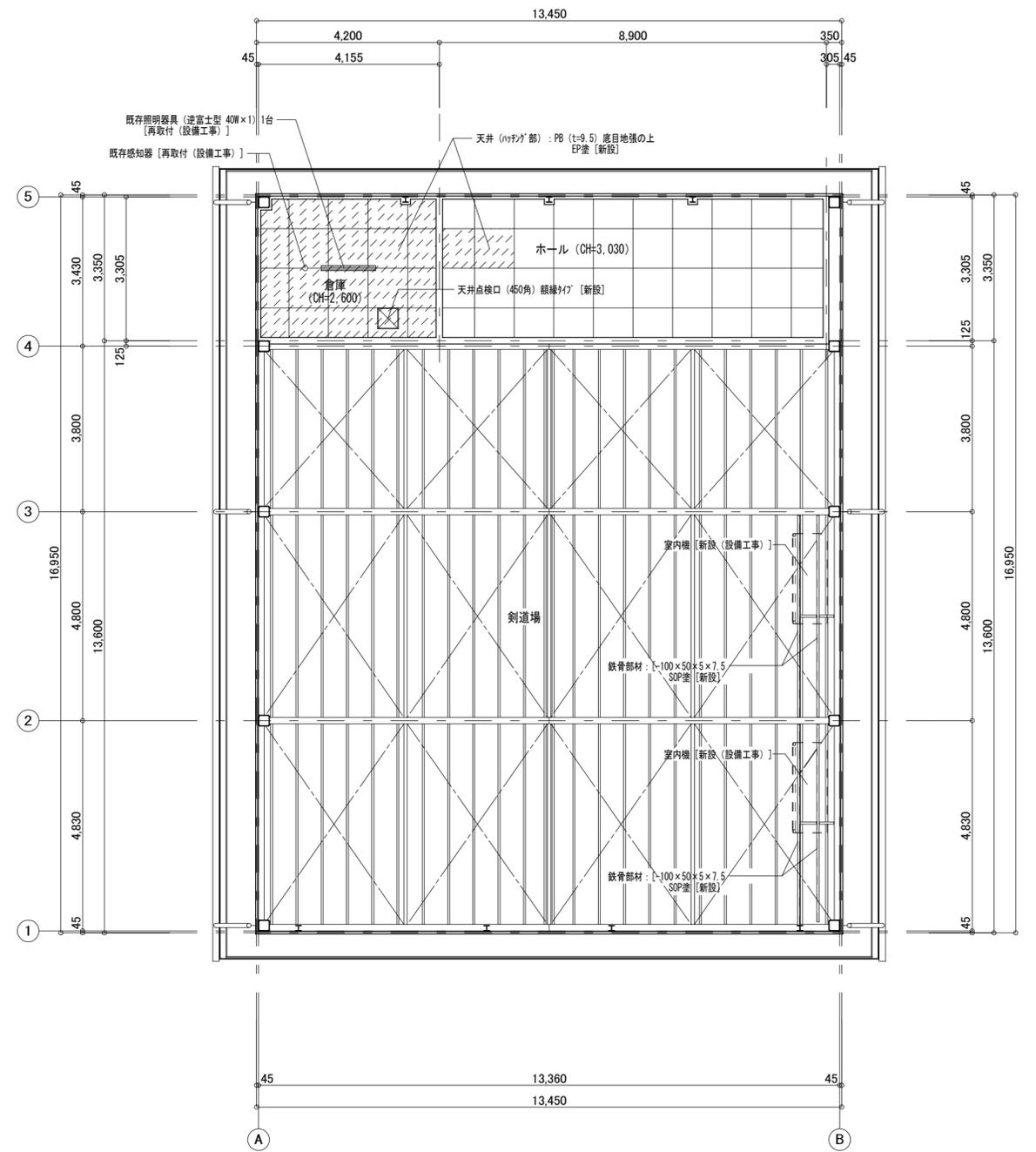


改修前 1階 柔道場





改修前 2階天井伏図 S=1/100



改修後 2階天井伏図 S=1/100

JOB 鳴門市大麻中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事

TITLE 改修前後 2階天井伏図 [格技場]

SCALE 1/100

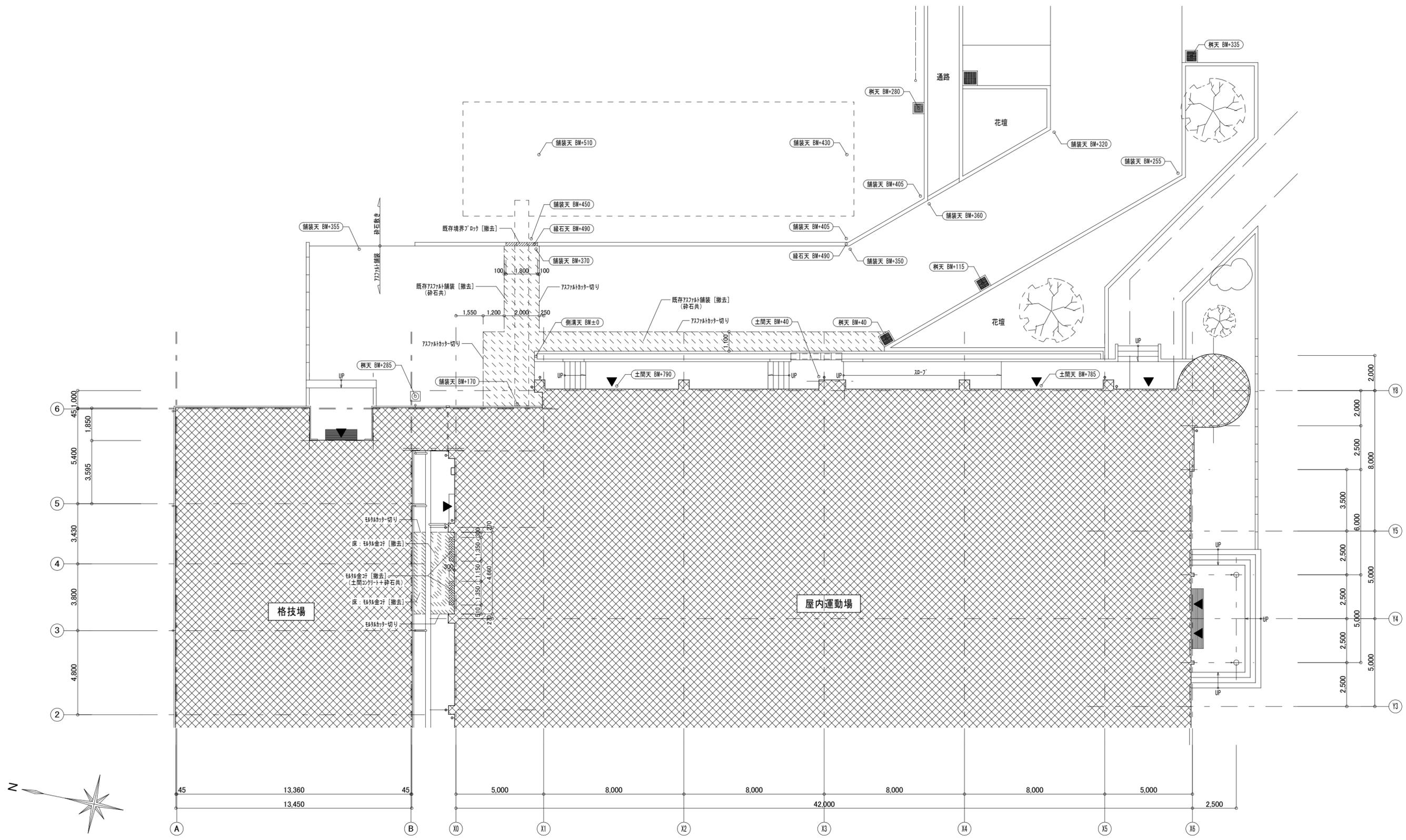
DATE

No A-27

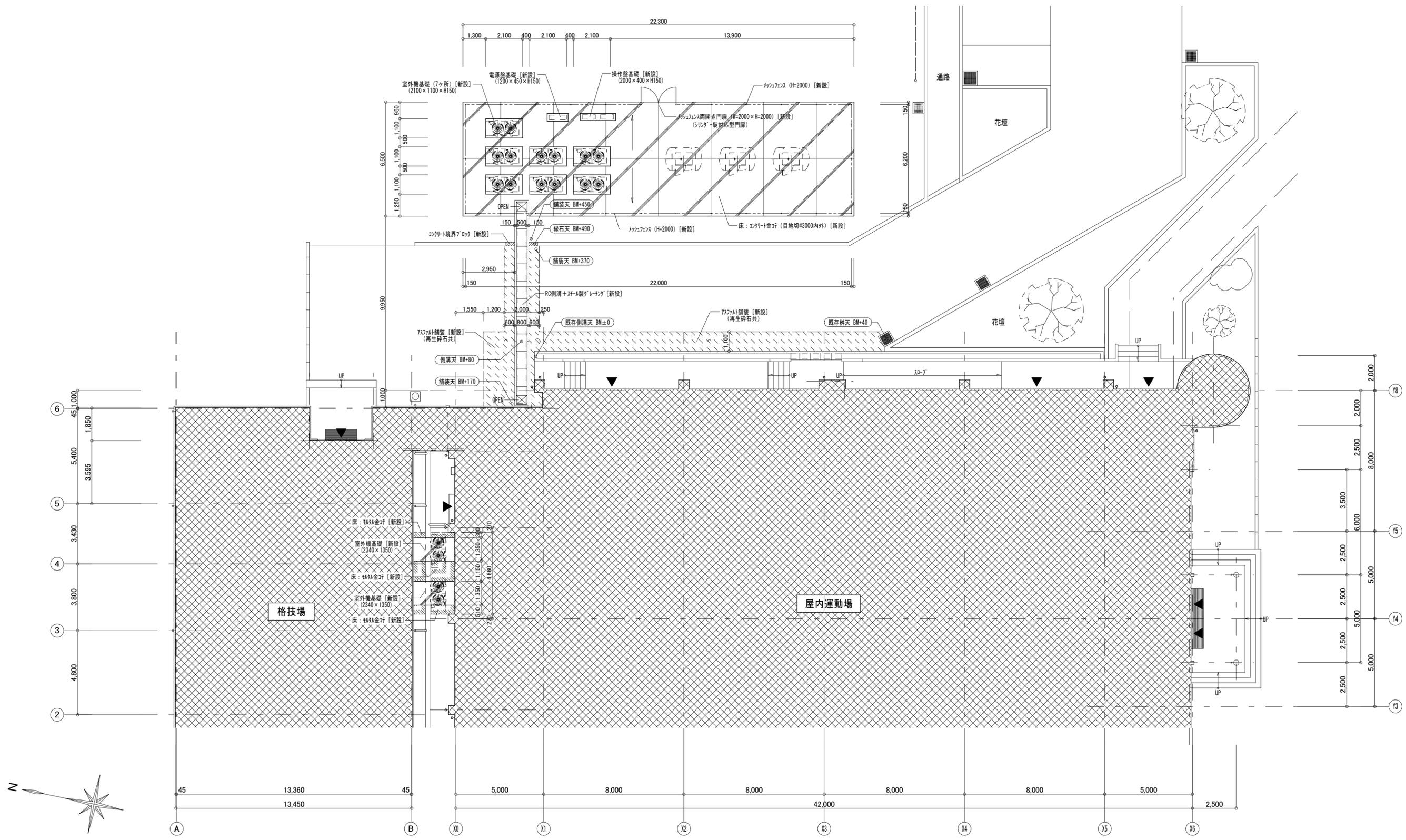


株式会社 松村建築計画研究所  
管理建築士 松村史朗

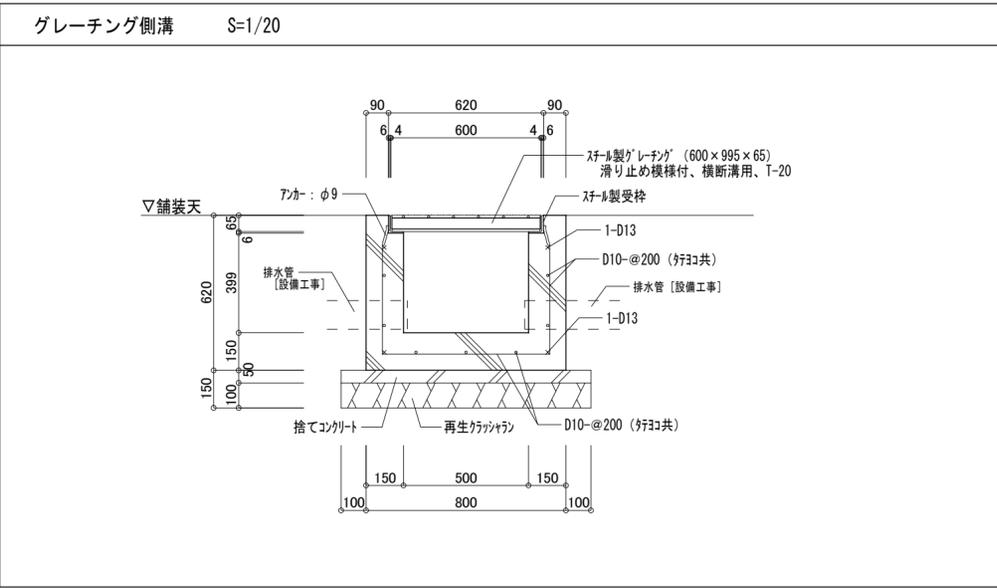
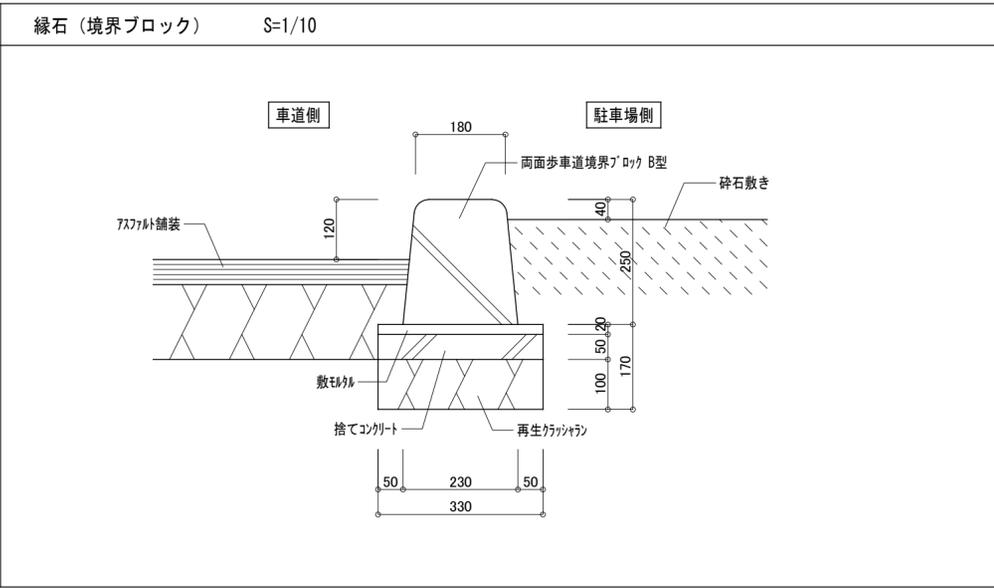
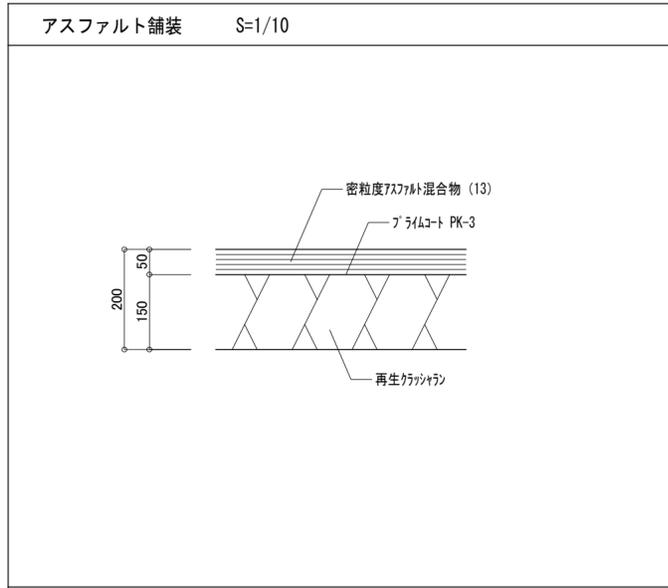
1級建築士登録119292号  
PHONE (088) 686-6491



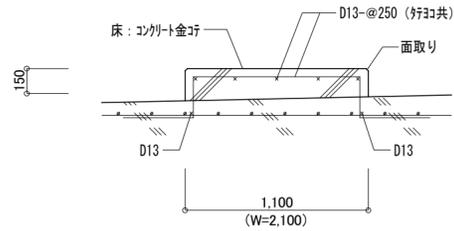
改修前 外構配置図 S=1/150



改修後 外構配置図 S=1/150

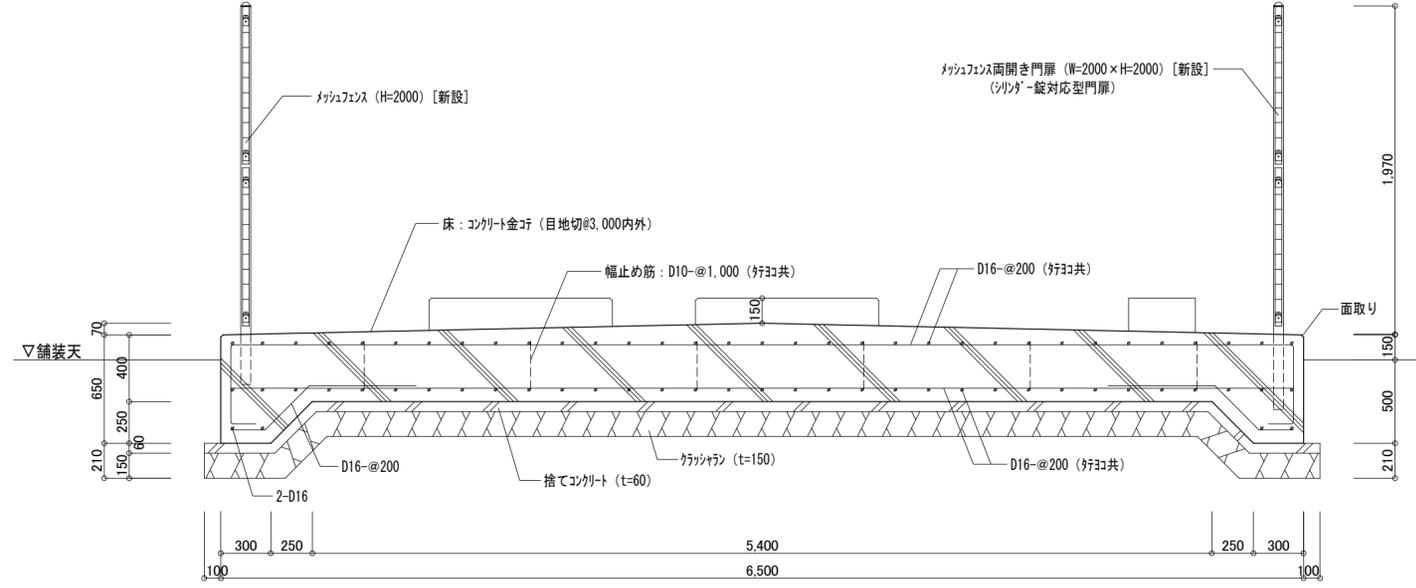


設備基礎詳細図 S=1/30

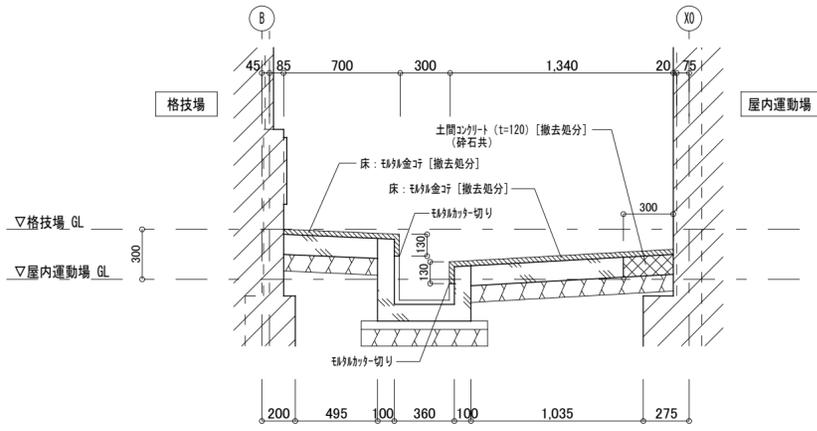


室外機基礎 (屋内運動場) 詳細図 S=1/30

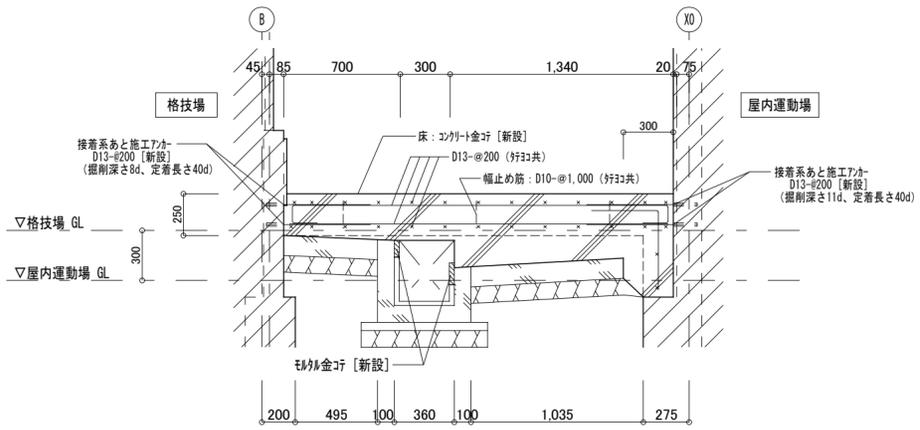
構造特記事項		
鉄筋コンクリート	$F_c = 21 \text{ N/mm}^2$	$S_L = 15 \text{ cm}$
捨てコンクリート	$F_c = 18 \text{ N/mm}^2$	$S_L = 15 \text{ cm}$
「鉄筋コンクリート」及び「土間コンクリート」の調査強度は、構造体強度補正値 (S) を考慮すること。		
捨てコンクリートは構造体強度補正は行わない。		
基礎躯体における鉄筋工事・コンクリート工事及び鉄骨工事は、公共建築協会発行 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (令和4年版) による。		
鉄筋	SD295 (D10, D13, D16)	
縦ぎ手は、重ね縦ぎ手とする。		



設備基礎 断面詳細図 S=1/30



改修前 室外機基礎 (格技場) 詳細図 S=1/30



改修後 室外機基礎 (格技場) 詳細図 S=1/30

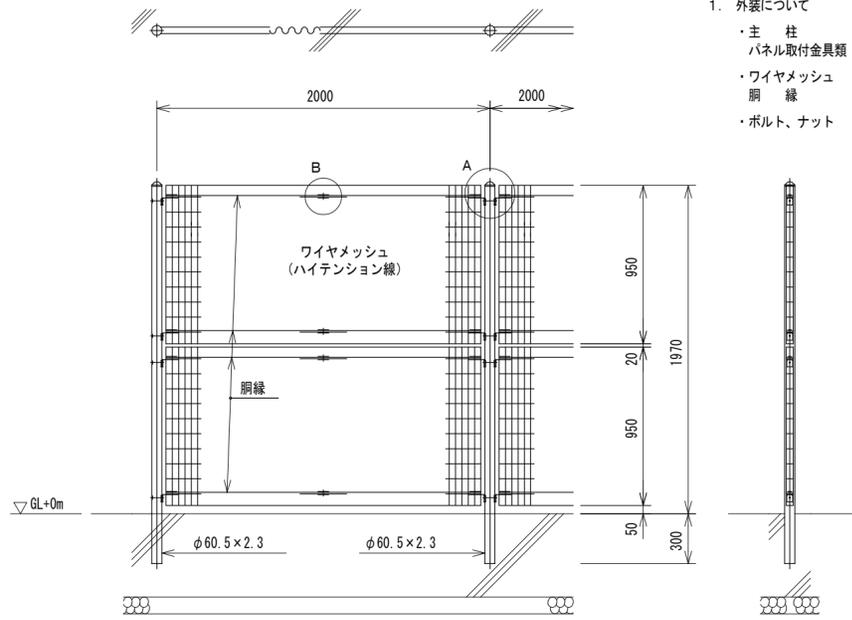
メッシュフェンス (H=2000)

建築基準法・同施行令 (平成12年6月) に基づく風圧力に依る  
 基準風速 36m/sec 地表面粗度区分 III GL+0m

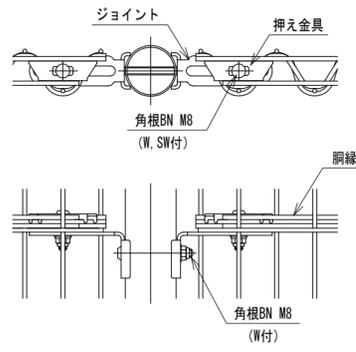
設計条件  
 設計荷重・・・建築基準法・同施行令 (平成12年6月) に基づく風圧力に依る。  
 基準風速・・・36m/sec  
 地表面粗度区分・・・III  
 基礎条件・・・長期許容地耐力 100kN/m<sup>2</sup>

備考

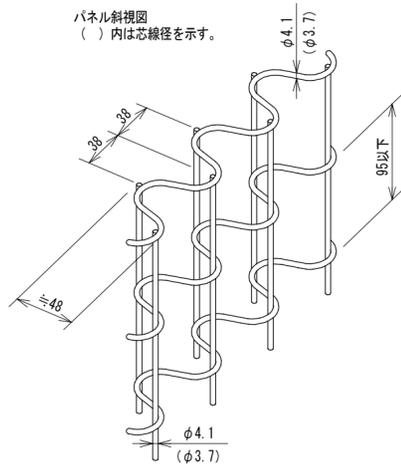
- 外装について
  - 主柱  
パネル取付金具類 ... 亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上  
高耐候性樹脂粉末塗装
  - ワイヤメッシュ  
網線 ... 亜鉛めっきの上高耐候性樹脂粉末塗装
  - ボルト、ナット ... 溶融亜鉛めっきの上防錆着色処理



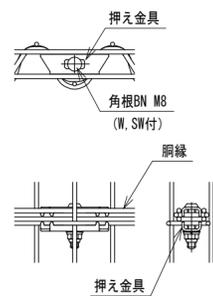
A部取付図 S=1:5



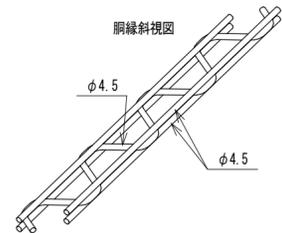
パネル斜視図  
 ( ) 内は芯線径を示す。



B部取付図 S=1:5

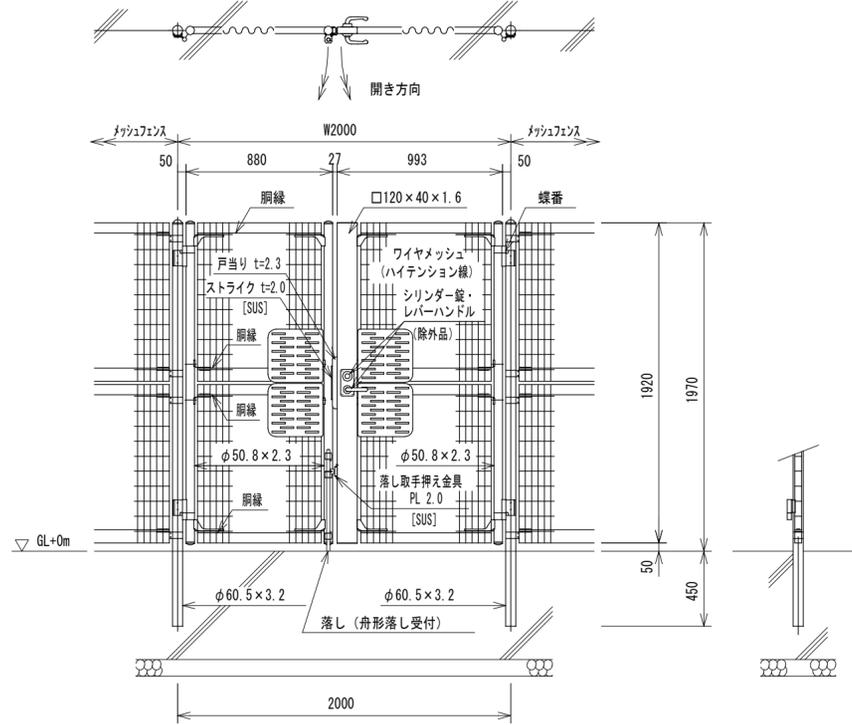


網線斜視図

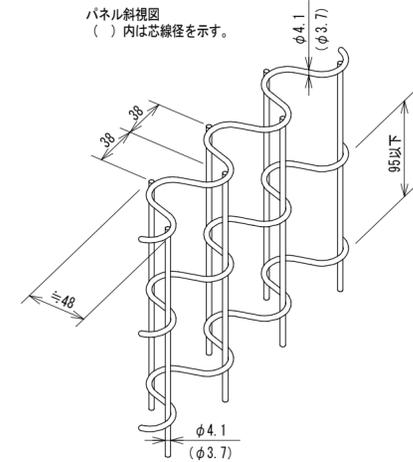


メッシュフェンス両開き門扉 (シリンダー錠対応型門扉)  
 (H=2000×W=2000)

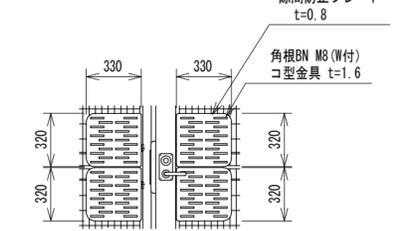
建築基準法・同施行令 (平成12年6月) に基づく風圧力に依る  
 基準風速 36m/sec 地表面粗度区分 III GL+0m



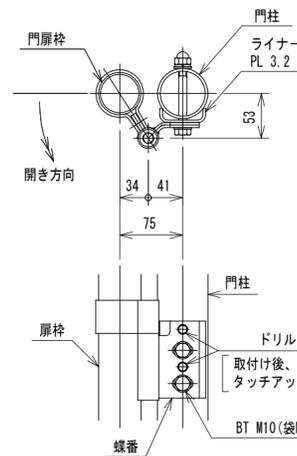
パネル斜視図  
 ( ) 内は芯線径を示す。



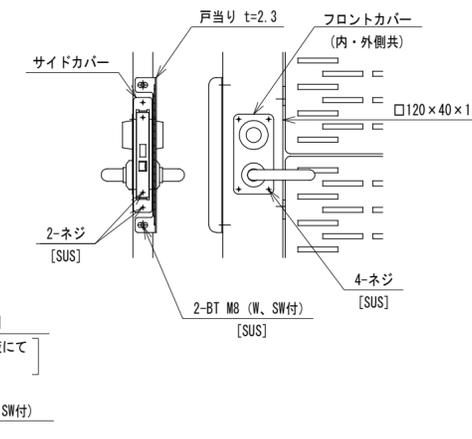
隙間防止プレート取付図



門柱・扉枠位置関係図



カバー金具及び戸当り取付図



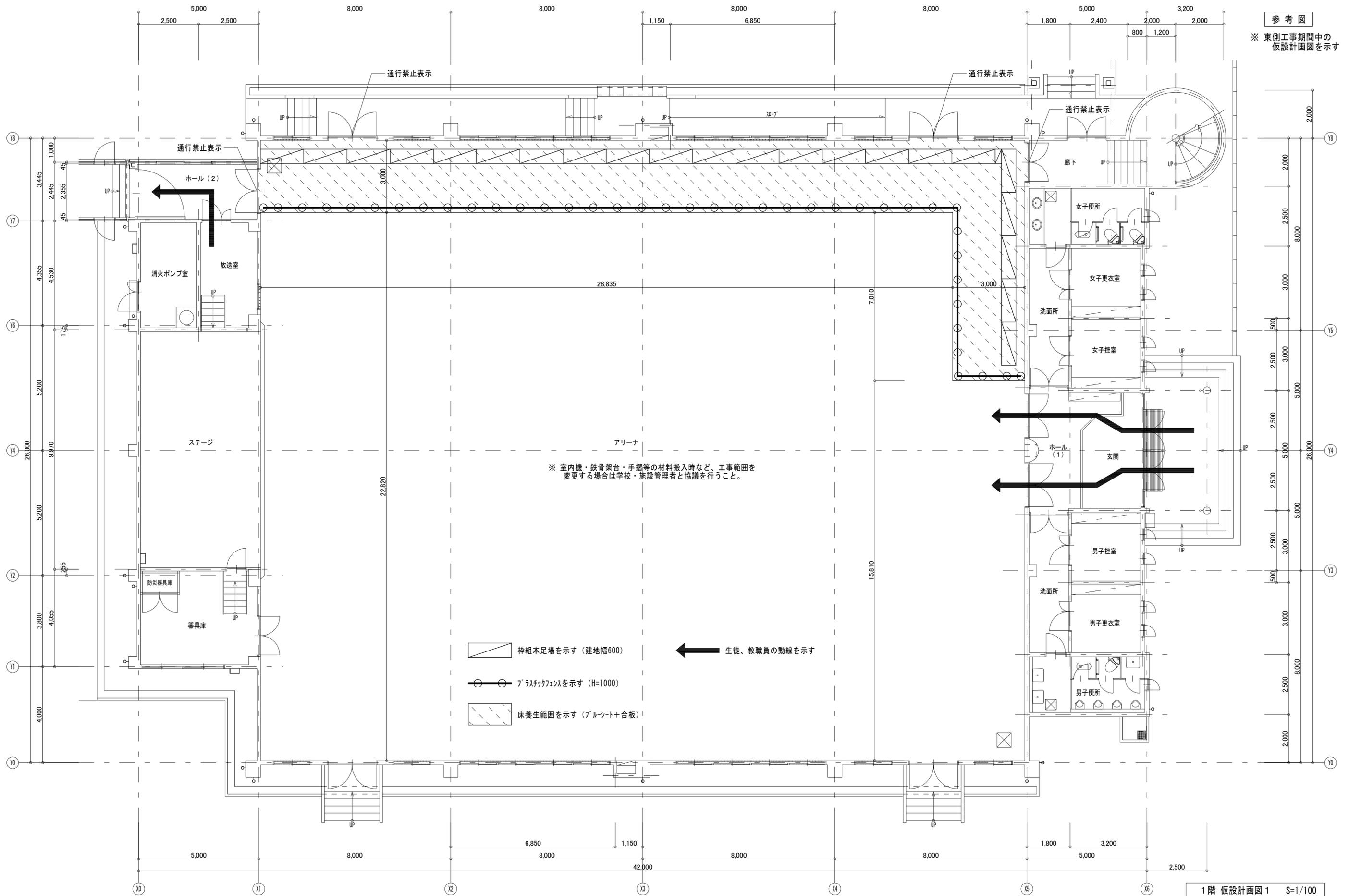
設計条件  
 設計荷重・・・建築基準法・同施行令 (平成12年6月) に基づく風圧力に依る。  
 基準風速・・・36m/sec  
 地表面粗度区分・・・III  
 基礎条件・・・長期許容地耐力 100kN/m<sup>2</sup>

備考

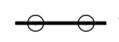
- 外装について (SUS品を除く)
  - 門柱、枠体、戸当り  
蝶番ライナープレート  
隙間防止プレート  
フロントカバー  
サイドカバー ... 亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上  
高耐候性樹脂粉末塗装
  - 蝶番 ... 溶融亜鉛めっきの上高耐候性樹脂粉末塗装
  - ワイヤメッシュ  
網線 ... 亜鉛めっきの上高耐候性樹脂粉末塗装
  - コ型金具 ... 溶融亜鉛めっきの上防錆着色処理とし一部の  
ボルト・ナットは溶融亜鉛めっきのみ
  - 落し ... 溶融亜鉛めっきのみ
- シリンダー錠、レバーハンドル、ストライク、戸当り、落し、蝶番 (門柱側)、フロントカバー、サイドカバー、隙間防止プレートは本門扉に現地にて取付けとする。
- 本図は片側180°開きとする。

取付け可能シリンダー規格 (バックセット6.4mm)	扉厚
美和ロック	LA, LAT, LAM, LAL, DA
GOAL	LG, LH, LX

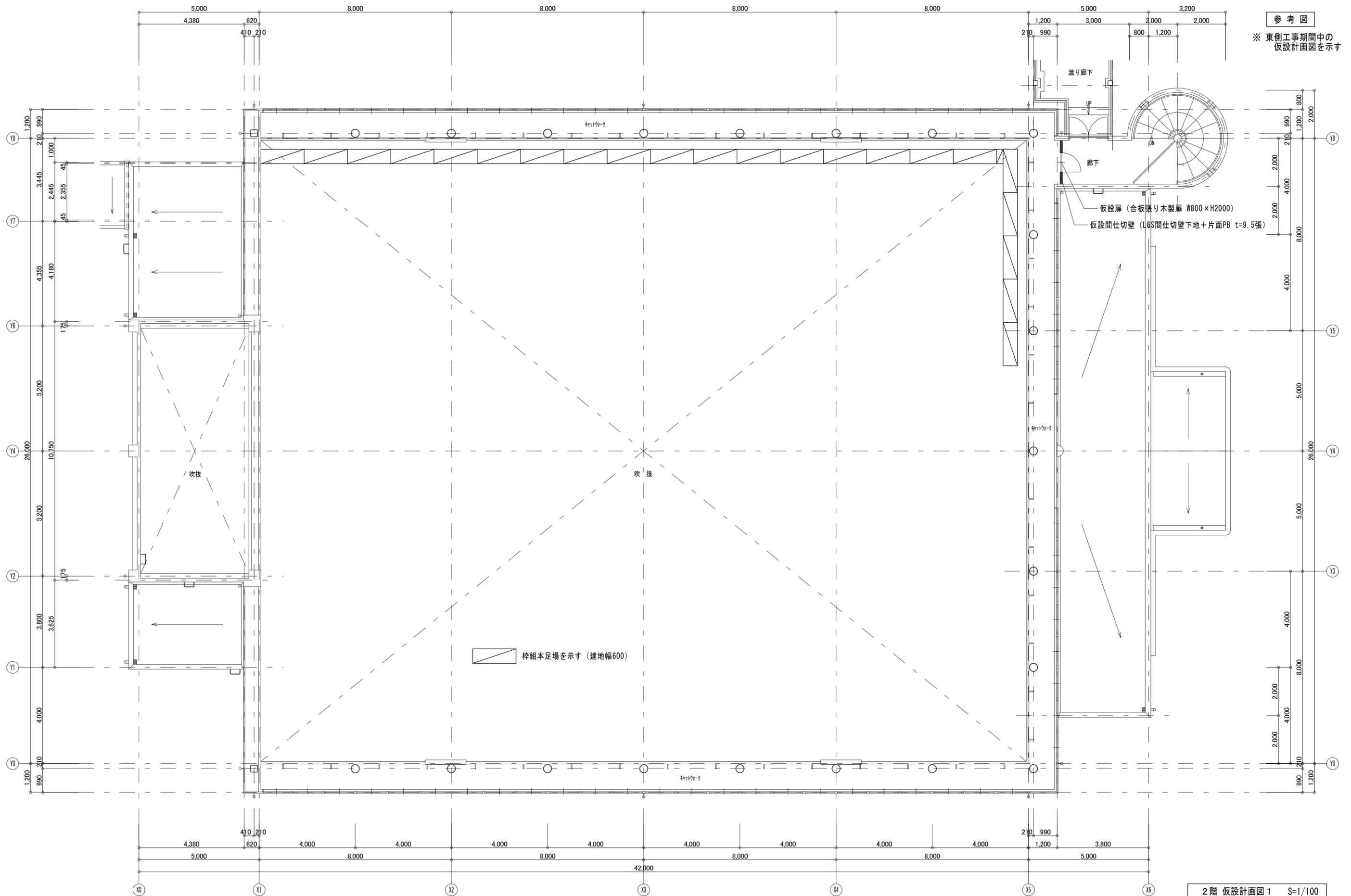
- ⚠ 注意
- 非常用装置付は除く。
  - 上記以外のシリンダー規格でも対応可能な場合があるので問い合わせのこと。



参考図  
 ※ 東側工事期間中の仮設計画図を示す

-  枠組本足場を示す (建地幅600)
  -  プラスチックフェンスを示す (H=1000)
  -  床養生範囲を示す (ブルーシート+合板)
- ← 生徒、教職員の動線を示す

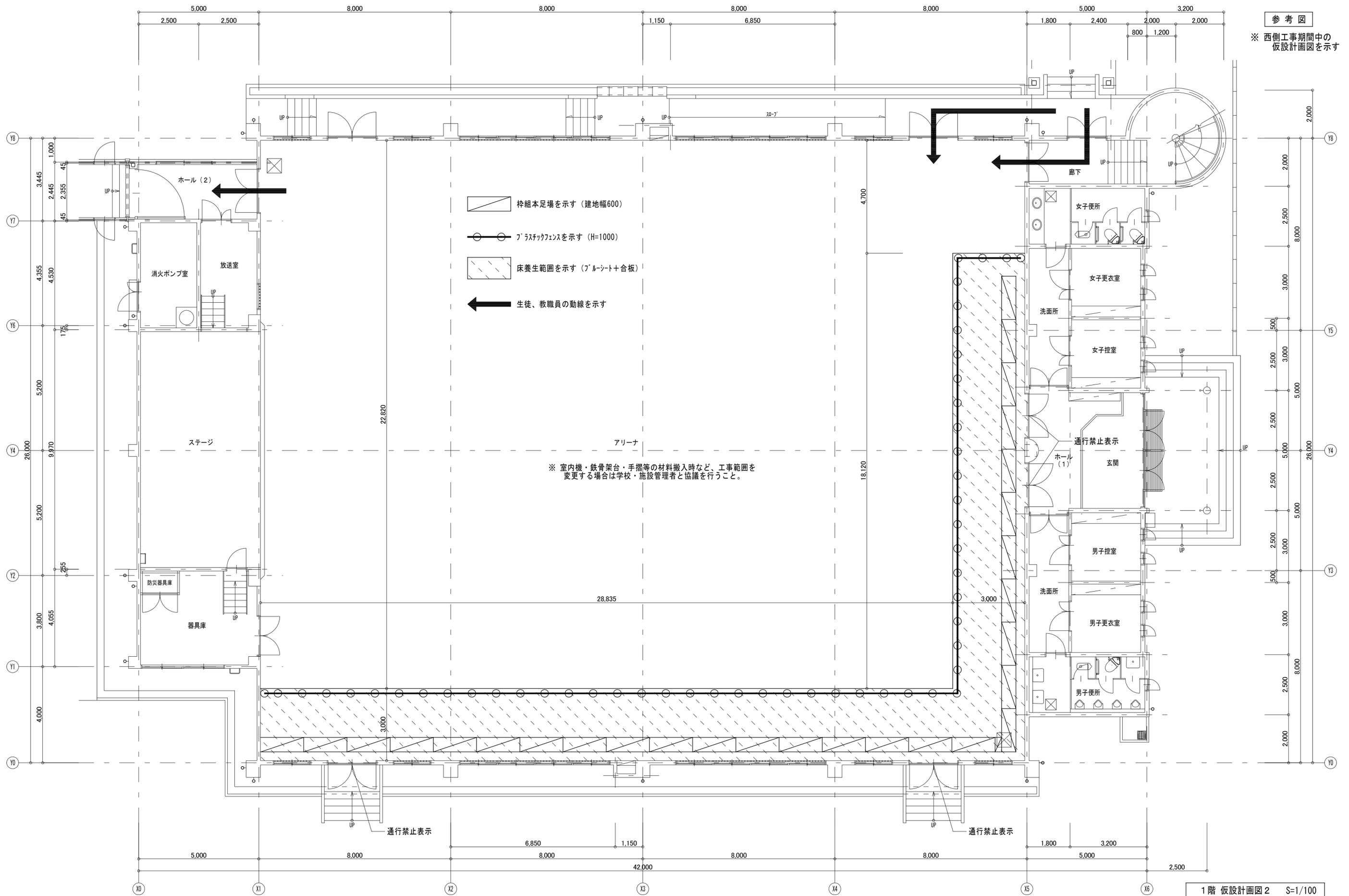
1階 仮設計画図1 S=1/100



参考図  
 ※ 東側工事期間中の仮設計画図を示す

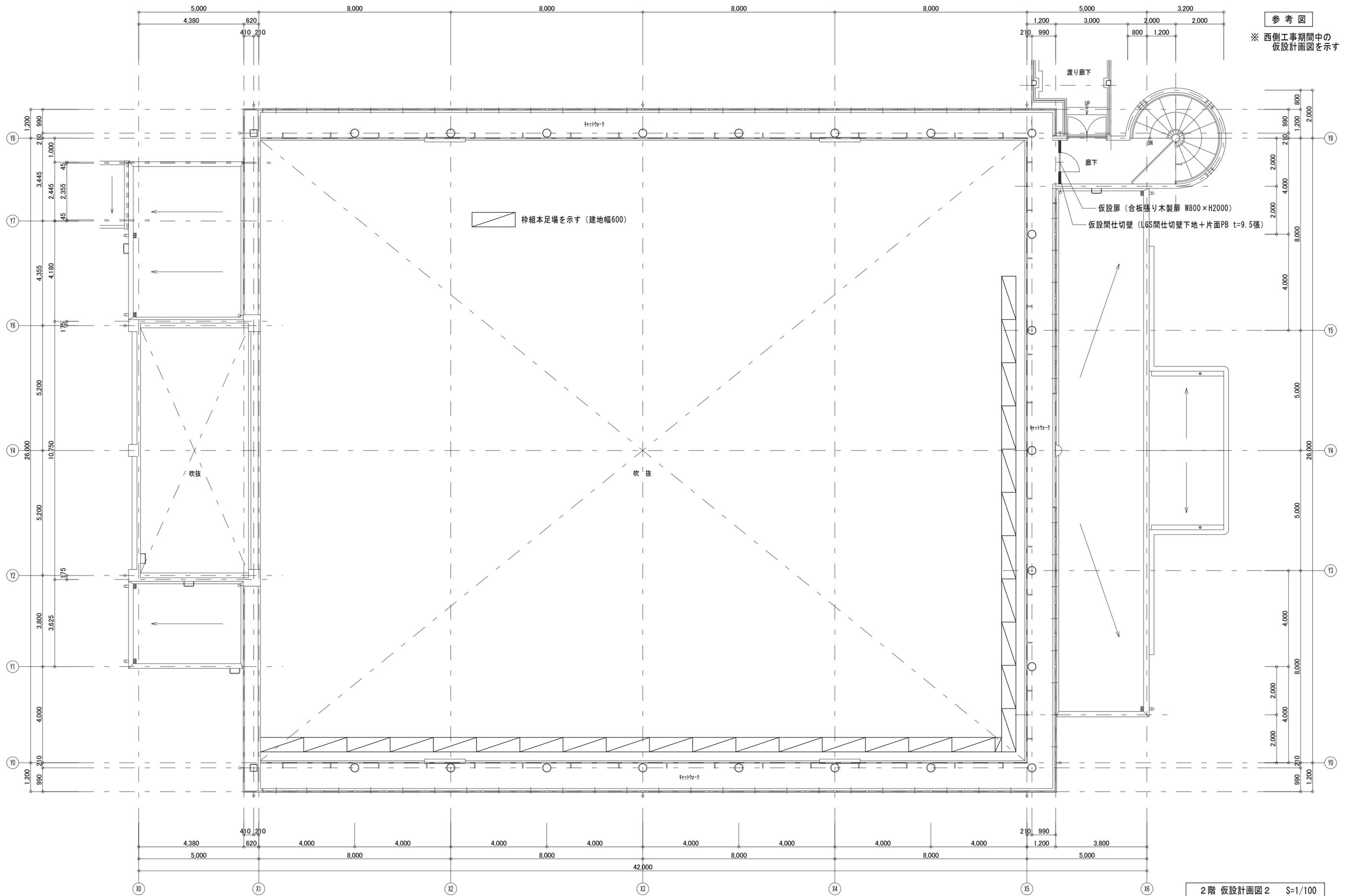
JOB 鳴門市大麻中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事  
 TITLE 2階 仮設計画図1 [屋内運動場] SCALE 1/100 DATE

No. A-33  
 株式会社 松村建築計画研究所  
 管理建築士 松村史朗  
 1級建築士登録119292号  
 PHONE (088) 686-6491



参考図  
 ※ 西側工事期間中の仮設計画図を示す

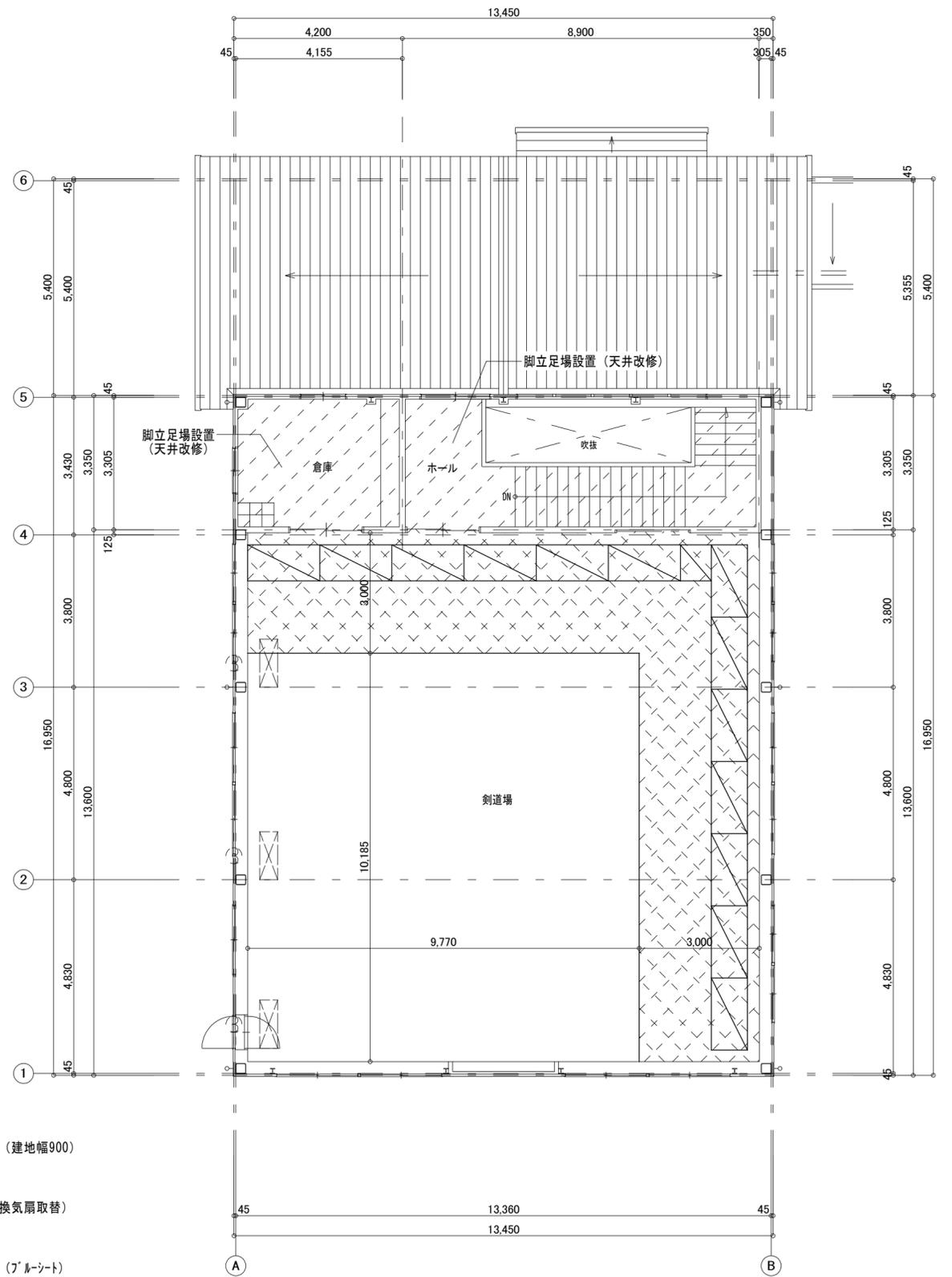
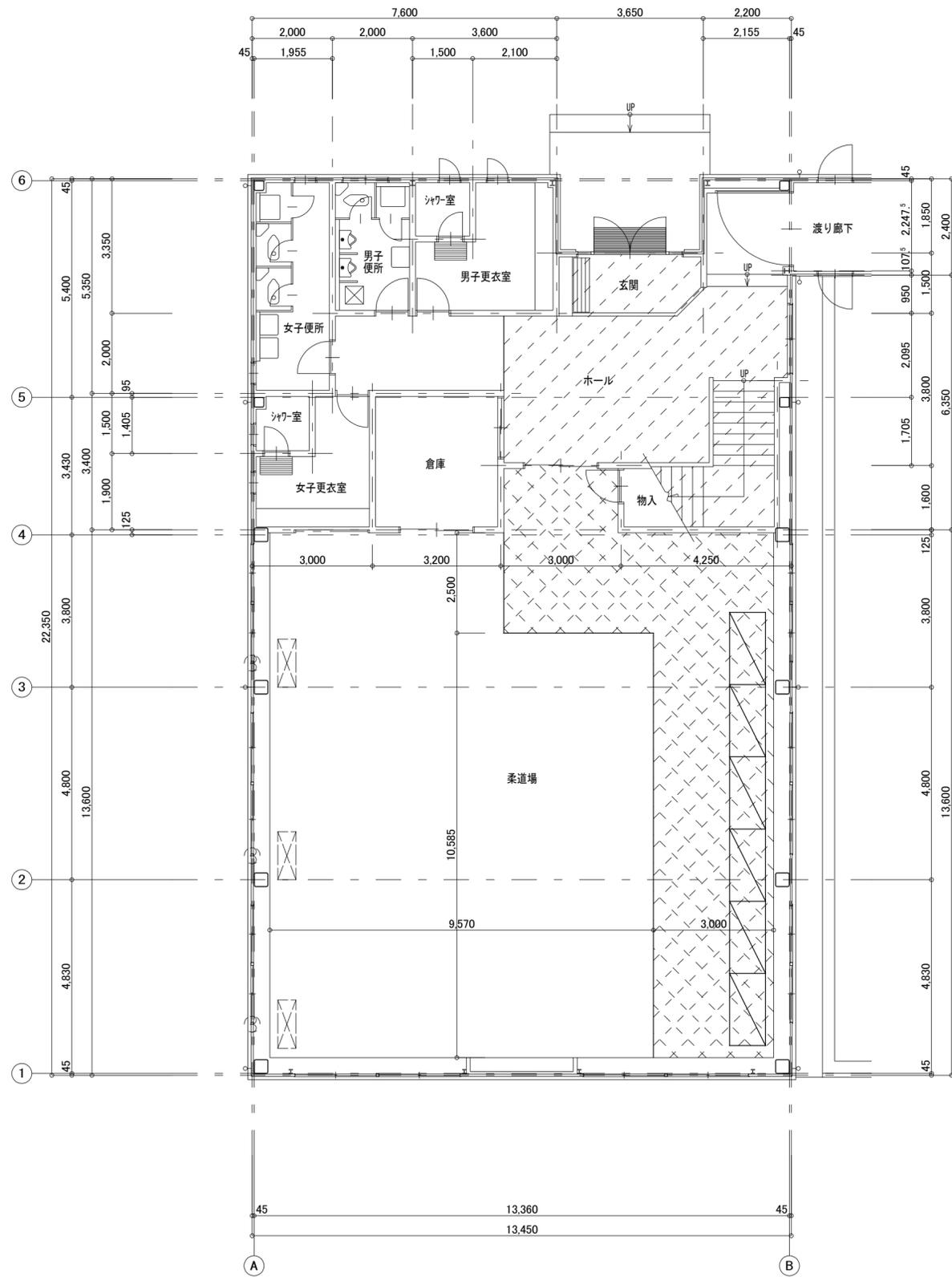
1階 仮設計画図2 S=1/100



参考図  
 ※ 西側工事期間中の  
 仮設計画図を示す

2階 仮設計画図2 S=1/100

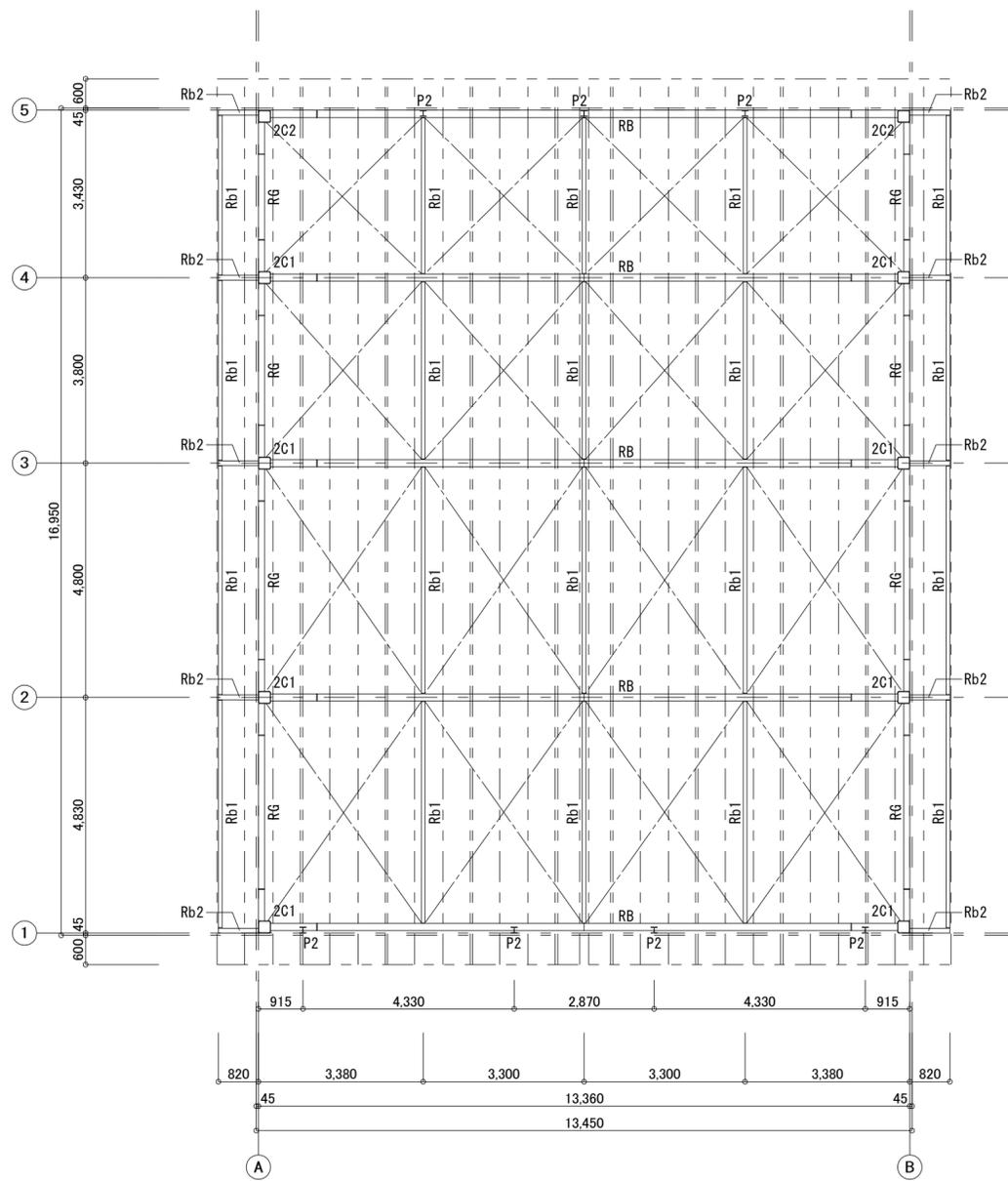
JOB 鳴門市大麻中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事	TITLE 2階 仮設計画図2 [屋内運動場]	SCALE 1/100	DATE	No. A-35	 株式会社 松村建築計画研究所 管理建築士 松村史朗 <small>1級建築士登録119292号 PHONE (088) 686-6491</small>



-  枠組本足場を示す (建地幅900)
-  脚立足場を示す (換気扇取替)
-  床養生範囲を示す (ﾌﾞﾙｰｼｰﾄ)
-  床養生範囲を示す (ﾌﾞﾙｰｼｰﾄ+合板)

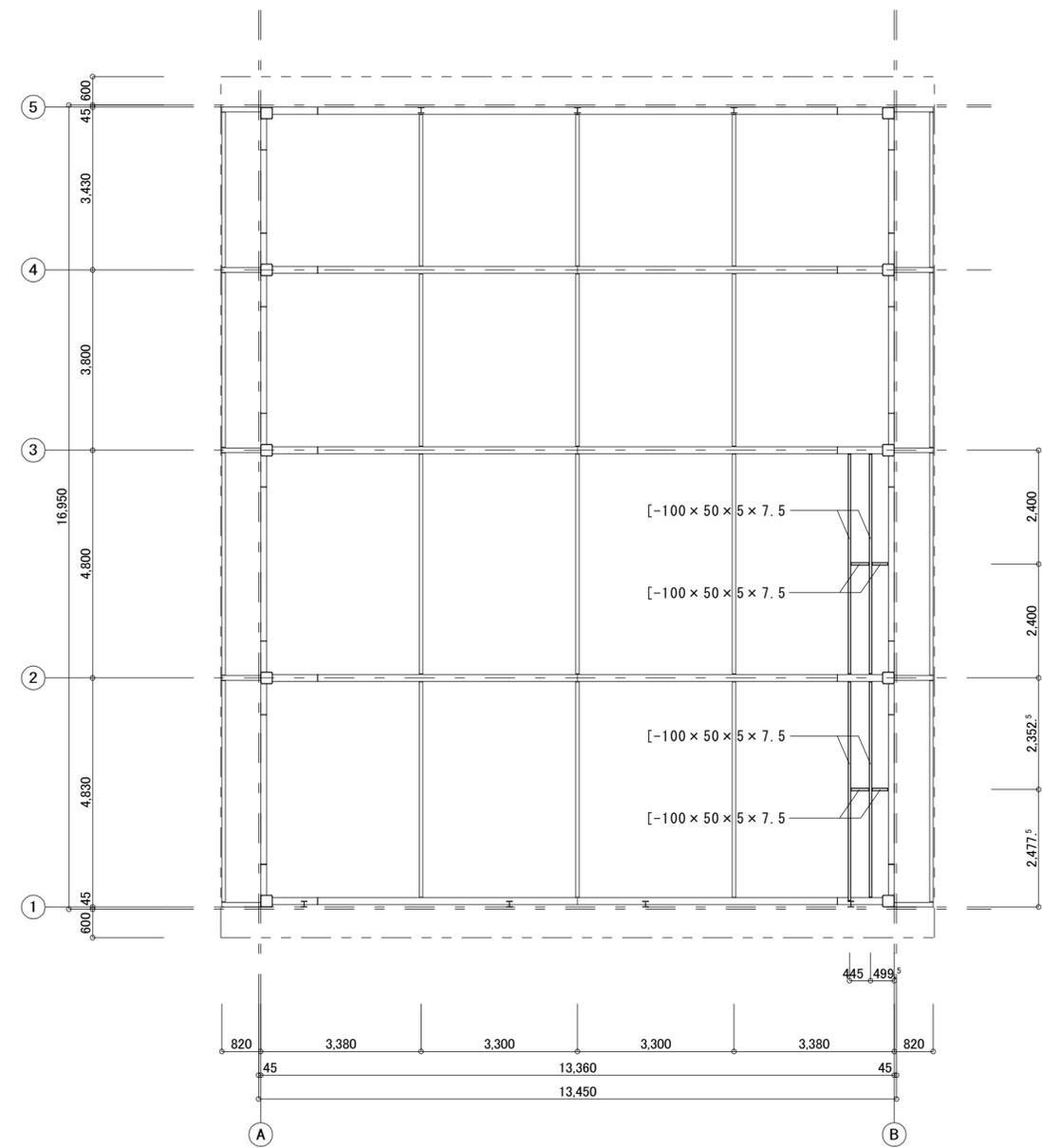
1階 仮設計画図 S=1/100

2階 仮設計画図 S=1/100



改修前 小屋伏図 S=1/100 ※ 鉄骨部材は全て既存のままとする

既存部材リスト			
主柱	2C1	□	-250×250×9
主柱	2C2	□	-250×250×9
大梁	RB	H	-300×150×6.5×9
大梁	RG	H	-250×125×6×9
小梁	Rb1	H	-150×75×5×7
小梁	Rb2	H	-200×100×5.5×8
間柱	P2	H	-125×125×6.5×9
母屋	-	C	-100×50×20×2.3
母屋	-	2 C	-100×50×20×2.3
屋根面筋違	ターフパツケルブ レース M16		



改修後 小屋伏図 S=1/100

